



埼玉県報

第 2 5 8 0 号
平成 2 6 年 3 月 2 8 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則\(人事課\)](#)
- [埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則\(管財課\)](#)
- [行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)
- [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)
- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)
- [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(疾病対策課\)](#)
- [埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則\(産業人材育成課\)](#)
- [農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則\(農業政策課\)](#)
- [水産業協同組合法施行細則\(生産振興課\)](#)
- [エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県財務規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則\(教委・財務課\)](#)
- [埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第3条第1項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則\(教委・財務課\)](#)
- [学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令\(文書課\)](#)
- [埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・財務課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [坂戸都市計画事業\(仮称\)入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価書の縦覧\(環境政策課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [平成24年埼玉県告示第412号\(埼玉県立嵐山郷条例別表第2の知事が別に定める額の制定について\)の一部を改正する告示\(社会福祉課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第525号\(埼玉県立障害者歯科診療所別表第2の知事が別に定める額\)の一部を改正する告示\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する](#)

法律による医療機関及び施術者の指定(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 平成22年度埼玉県告示第526号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第1の知事が別に定める額について)の一部を改正する告示(障害者福祉推進課)
- 平成22年埼玉県告示第527号の一部を改正する告示(障害者福祉推進課)
- 平成26年度埼玉県製菓衛生師試験の実施(保健医療政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 平成26年度前期技能検定の実施(産業人材育成課)
- 平成26年度随時実施技能検定の実施(産業人材育成課)
- 平成25年埼玉県告示第1267号の一部を改正する告示(産業人材育成課)
- 農業経営基盤強化事業事務取扱交付規程を廃止する告示(農業政策課)
- 農業振興地域の区域の変更(農業政策課)
- 県営土地改良事業荒川右岸地区(湛水防除事業)の工事完了(東松山農林振興センター)
- 秦第二土地改良区の役員就任届(大里農林振興センター)
- 農地中間管理機構の指定の公告(農業ビジネス支援課)
- 第五種共同漁業権遊漁規則の認可(生産振興課)
- 保安林の指定の解除予定(森づくり課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- さいたま都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- さいたま都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 川越都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 川口都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 草加都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)
- 入間都市計画事業の事業計画の変更認可(道路街路課)

- [富士見都市計画事業の事業計画の変更認可\(道路街路課\)](#)
- [車両制限令第3条第1項第3号に基づく道路の指定等\(道路環境課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [都幾川・玉川都市計画区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針\(都市計画課\)](#)
- [小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [入間都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [行田都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)

- [越谷都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [深谷都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [本庄都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [小川都市計画区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [羽生都市計画道路の変更\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更\(都市計画課\)](#)
- [久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更\(建築安全課\)](#)
- [会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示\(出納総務課\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能下名栗線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道飯能下名栗線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま栗橋線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(公営企業・財務課\)](#)
- [応急給水用接続金具及び給水作業用付属品300セットの調達に関する契約の相手方等の公示\(公営企業・財務課\)](#)
- [埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額\(経営管理課\)](#)
- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る入札参加資格等に関する告示\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示\(収用委員会事務局\)](#)
- [埼玉県収用委員会の審理の傍聴に関する規程を廃止する告示\(収用委員会事務局\)](#)
- [埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示\(収用委員会事務局\)](#)
- [埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(収用委員会事務局\)](#)

雑報

- [狭山環状有料道路ほか2路線の料金の変更\(道路政策課\)](#)
- [所沢市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告\(住宅課\)](#)

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中

青少年課

を

青少年課
国際スポーツ課

に改め、同表農林部の項中

森づ
全国

育樹祭課
くり課

を

森づくり課

に改める。

第六条の二情報システム課の項に次の二号を加える。

十一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十二 IT統括幹の庶務に関すること。

第六条の二市町村課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第七条人事課の項第六号中「（構成団体としての事務に限る。）」を削る。

第七条の二広聴広報課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条青少年課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

国際スポーツ課

- 一 第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会の開催準備（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 二 青少年による国際サッカー大会の開催に関すること。
- 三 前二号のほか、国際的なスポーツ大会等（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第七条の二男女共同参画課の項第五号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第七条の三危機管理課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 防災対策についての市町村その他関係機関との調整（震災予防に係るものに限る。）に関する事。

第七条の三危機管理課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条消防防災課の項第八号を削り、同項第九号中「前号のほか、」を削り、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 防災対策についての市町村その他関係機関との調整（危機管理課において所掌するものを除く。）に関する事。

第七条の三消防防災課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条の四環境政策課の項第十三号を次のように改める。

十三 放射線対策に関する総合調整に関する事。

第七条の四環境政策課の項第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 環境学習（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事。

十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に関する事。

第七条の四温暖化対策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とする。

第八条社会福祉課の項第二十五号中「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」を「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に改める。

第九条疾病対策課の項第六号中「原爆障害者対策」を「原子爆弾被爆者対策」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関する事。

第十条産業支援課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項第十号中「新産業」を「先端産業」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第十一号を第九号とし、第十二号から第二十号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条農業政策課の項第十七号中「農林振興センター」の下に「及び農林総合研究センター」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 農林水産業に関する試験研究の総合的企画及び調整に関すること。

第十一条農業ビジネス支援課の項第十七号を削り、第十八号を第二十号とし、第十六号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行にすること。

第十一条農業ビジネス支援課の項第十五号を第十七号とし、第三号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行にすること。

四 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）にすること。

第十一条農業支援課の項第十号中「認定農業者等」を「認定農業者、認定就農者及び青年農業者等育成センター」に改め、同項第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 企業等の農業参入の支援にすること。

第十一条生産振興課の項第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十一号中「農林総合研究センター及び」を削り、同号を同項第十九号とし、同条全国育樹祭課の項を削る。

第十三条建築安全課の項第九号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第十九条の六第一項第十号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「保護」を「支援」に改める。

第五十一条第二項の表中「さいたま市」を「比企郡吉見町」に改める。

第五十二条第十号を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第六十七条第一項中第三十六号を第三十八号とし、第十四号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」を「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を第十四号とし、第六

号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務に関すること。

七 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく事務に関すること。

第三百十一条の第十五第十号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第三百八十六条中「埼玉県衛生研究所深谷支所、」を削る。

第三百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項中「事項並びに」を「事項、」に、「の調査審議」を「並びに子ども・子育て支援法第七十七条の規定による子ども・子育て支援に関する事項の調査審議」に改める。

第三百八十八条第一項の表企画財政部の項を次のように改める。

企画財政部	
IT統括幹	上司の命を受け、情報通信技術に係る政策の企画及び立案並びに総合調整の事務を統括し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
改革政策局長	上司の命を受け、職員定数、行政組織、職務権限、行政改革の推進、出資法人及び指定管理者に関する総合調整、外部監査等並びに情報通信技術に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
地域政策局長	上司の命を受け、市町村行財政の振興、地域の総合的な整備に係る政策の企画及び立案並びに県行政と市町村行政との総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三百八十八条第一項の表に次のように加える。

産業支援課	先端産業幹
	上司の命を受け、先端産業、産学連携及び知的財産に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第三百九十条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第三百九十二条第三項の表埼玉県衛生研究所の項中

微生物・ウイルス
感染症室長

を

食品媒介感染症
室長

精度管理室長
感染症室長
食品微生物検査
室長

に改め、同表埼玉県産業技術総合センターの項中「技術支援交

流室長」を「技術・事業化交流支援室長」に改める。

第九十四条中「別表第五」を「別表第六」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 技能職員（一種）（第九十九条関係）

職	職	務
主任専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物の飼育、自動車の運転、試験作業、土木作業、農林作業、畜産作業、営繕作業、野犬の捕獲、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。	
専門員	上司の命を受け、電話の交換、事務の補助、動物の飼育、自動車の運転、試験作業、土木作業、農林作業、畜産作業、営繕作業、野犬の捕獲、機器の操作等の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。	

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「副参事」の下に「、IT統括幹」を加える。

第九条第一項中「、主任福祉施設監査員、主任福祉施設検査員」を削り、「医幹」の下に「、先端産業幹」を加える。

別表第二第十四号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄9中「第八十九条第一項」を「第二百二十二条第一項」に改め、同欄9を同欄10とし、同欄中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第四十二条の二第三項ただし書の規定に基づき、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額の全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことの認可をすること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第一号部長専決事項の欄1中「及び第七項」を削り、「定め、総務大臣に提出する」を「定める」に改め、同項第四号部長専決事項の欄9中「報告し、広域連合を設けるべきことを勧告した旨を総務大臣に」を削り、同表市町村課の項第十一号部長専決事項の欄4を削り、同欄3中「第八十九条第四項」を「第二百二十二条第四項」に改め、同欄3を同欄6とし、同欄2中「第八十九条第三項」を「第二百二十二条第三項」に改め、同欄2を同欄5とし、同欄1の次に次のように加える。

- 2 法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、地方独立行政法人の解散を認可すること。
- 3 法第八十八条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人の吸収合併を認可すること。
- 4 法第十二条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人の新設合併を認可すること。

別表第四総務部の表管財課の項第三号事務の種類欄中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改め、同

号部長専決事項の欄2中「第十条」を「第八条」に改め、同欄3中「第十一条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄4中「第十一条第三項」を「第九条第三項」に改め、同欄5中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同欄6中「第十二条第二項」を「第十条第二項」に改める。

別表第四県民生活部の表青少年課の項部長専決事項の欄9中「第二十一条の四第四項」を「第二十一条の四第七項」に改め、同欄10中「第二十一条の四第五項」を「第二十一条の四第八項」に改め、同欄11中「第二十一条の四第六項」を「第二十一条の四第九項」に改め、同欄12中「第二十一条の四第七項」を「第二十一条の四第十項」に改める。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第二号部長専決事項の欄6中「第三十五条の六第一項」を「第三十五条の九第一項」に、「きいて」を「聴いて」に改め、同項第六号知事決裁事項の欄4中「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に改め、同欄12中「第八十六条の三第二項又は第八十六条の五」を「第八十六条の九第二項又は第八十六条の十一」に改め、同欄13中「第八十六条の三第四項」を「第八十六条の九第四項」に改め、同欄14中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の十第一項」に改め、同欄16中「第八十六条の九第二項」を「第八十六条の十八第二項」に改め、同欄16を同欄17とし、同欄15中「第八十六条の七第二項」を「第八十六条の十六第二項」に改め、同欄15を同欄16とし、同欄14の次に次のように加える。

15 法第八十六条の十四第二項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関等に対し、被災者の運送を行うべきことを指示すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄8及び9中「第四十二条第五項」を「第四十二条第六項」に改め、同欄13中「第六十条第六項」を「第六十条第七項」に改め、同欄30を同欄33とし、同欄29中「第八十六条の七第一項」を「第八十六条の十六第一項」に改め、同欄29を同欄32とし、同欄28中「第八十六条の六第二項」を「第八十六条の十二第二項」に改め、同欄28を同欄31とし、同欄27中「第八十六条の六第一項」を「第八十六条の十二第一項」に改め、同欄27を同欄30とし、同欄26中「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に、「第八十六条の三第十三項」を「第八十六条の九第十三項」に、「第八十六条の三第十一項」を「第八十六条の九第十一項」に改め、同欄26を同欄29とし、同欄25中「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に、「第八十六条の三第十一項」を「第八十六条の九第十一項」に改め、同欄25を同欄28とし、同欄24中「第八十六条の五後段」を「第八十六条の十一後段」に、「第八十六条の三第九項」を「第八十六条の九第九項」に改め、同欄24を同欄27とし、同欄23中「第八十

六条の四第二項」を「第八十六条の十第二項」に改め、同欄23を同欄26とし、同欄22中「第八十六条の三第十三項」を「第八十六条の九第十三項」に改め、同欄22を同欄25とし、同欄21中「第八十六条の三第十二項」を「第八十六条の九第十二項」に改め、同欄21を同欄24とし、同欄20中「第八十六条の三第九項」を「第八十六条の九第九項」に改め、同欄20を同欄23とし、同欄19中「第八十六条の三第八項」を「第八十六条の九第八項」に改め、同欄19を同欄22とし、同欄18中「第八十六条の三第三項」を「第八十六条の九第三項」に改め、同欄18を同欄21とし、同欄17を同欄19とし、その次に次のように加える。

20 法第七十四条の三の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請すること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中16を18とし、15を17とし、14を16とし、13の次に次のように加える。

14 法第六十一条の二の規定に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等について市町村長に必要な助言をすること。

15 法第六十三条第四項において準用する法第六十一条の二の規定に基づき、警戒区域の設定について市町村長に必要な助言をすること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第七号知事決裁事項の欄2中「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄3中「第二十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同欄4中「第三十条」を「第十三条」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十五条」を「第八条」に改め、同欄2中「第三十二条」を「第十六条」に改め、同欄3中「第九条の二」を「第三条」に改める。

別表第四環境部の表環境政策課の項第五号部長専決事項の欄を次のように改める。

埼玉県生活環境保全条例第六条の規定に基づき、環境への負荷の低減に関する教育及び学習の指針を定めること。

別表第四環境部の表環境政策課の項に次の一号を加える。

<p>十 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三十号。以下この項において「法」という。）</p>	<p>法第八条第一項又は第六項の規定に基づき、行動計画を作成し、又は変更すること。</p>	<p>1 法第八条の三第二項の規定に基づき、提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて公表すること。</p> <p>2 法第二十条の六第一項の規定に基づき、体験の機会の場の認定を取り消すこと。</p> <p>3 法第二十条の七第一項の規定に</p>
---	---	--

の施行に関する
事務

に基づき、県に代わつて事務を処理
することにつき市町村と協議を行
うこと。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同表大気環境課の項第二号部長専決事項の欄4中「第二十七条第四項」を「第二十七条第三項」に改め、同表水環境課の項第二号部長専決事項の欄4中「第二十三条第四項」を「第二十三条第三項」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第二号部長専決事項の欄1中「第四条」を「第四条第二項」に、「聴いて、民生委員の定数を定める」を「聴く」に改め、同項第三号部長専決事項の欄7中「第五十四条の二第四項」を「法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項」に、「指定医療機関」を「指定医療機関等」に、「取り消す」を「取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する」に改め、同欄8中「第五十三条第四項」の下に「（法第五十五条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の施行に関する事務		生活困窮者自立支援法第十条第三項の規定に基づき、認定生活困窮者就労訓練事業の認定を取り消すこと。
-------------------------------------	--	--

別表第四保健医療部の表疾病対策課の項第四号部長専決事項の欄3中「第三十三条の四第六項」を「第三十三条の七第六項」に改める。

別表第四産業労働部の表産業支援課の項第四号知事決裁事項の欄1中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同欄2中「第二十五条第五項」を「第二十八条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄1中「第二十五条第四項」を「第二十八条第四項」に改め、同欄2中「第二十六条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同欄3中「第二十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同欄4中「第二十六条第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同欄5中「第二十六条第六項」を「第二十九条第六項」に改め、同欄6中「第二十七条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同欄7中「第二十七条第三項」を「第三十条第三項」に改める。

別表第四農林部の表農業政策課の項第五号部長専決事項の欄2中「第六十条第一項」を「第六十条」に改め、同表農業ビジネス支援課の項第一号を次のように改める。

一 農地法の施行

農地法第三十九条第一項（同法第

に関する事務

四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農地中間管理権等を設定すべき旨の裁定をすること。

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号部長専決事項の欄を次のように改め、同号を同項第三号とする。

- 1 法第五条第一項、第五項又は第六項の規定に基づき、県農業会議等の意見を聴いて、基本方針を定め、又は変更すること。
- 2 法第八条第一項の規定に基づき、事業規程を承認すること。
- 3 法第九条第一項の規定に基づき、事業規程の変更又は廃止を承認すること。
- 4 法第十条第一項の規定に基づき、事業規程の承認を取り消すこと。

別表第四農林部の表農業ビジネス支援課の項第一号の次に次の一号を加える。

二 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第四条の規定に基づき、農地中間管理機構を指定すること。 2 法第十五条第一項の規定に基づき、農地中間管理機構の指定を取り消すこと。	1 法第三条第一項又は第四項の規定に基づき、基本方針を定め、又は変更すること。 2 法第六条第三項の規定に基づき、委員の任命について認可すること。 3 法第七条第一項の規定に基づき、役員を選任及び解任について認可すること。 4 法第七条第二項の規定に基づき、役員解任を命ずること。 5 法第八条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業規程を認可し、又は当該農地中間管理事業規程の変更を認可すること。 6 法第八条第五項の規定に基づき、農地中間管理事業規程の変更を命ずること。 7 法第九条第一項の規定に基づき、事業計画及び収支予算を認可
---	---	---

		<p>し、又は当該事業計画及び収支予算の変更を認可すること。</p> <p>8 法第十三条の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、監督上必要な命令をすること。</p> <p>9 法第十四条第一項の規定に基づき、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止することについて認可すること。</p> <p>10 法第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可すること。</p>
--	--	--

別表第四農林部の表農業支援課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四県土整備部の表道路街路課の項第一号部長専決事項の欄7及び同項第五号部長専決事項の欄2中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同表道路環境課の項第一号部長専決事項の欄中18を20とし、10から17までを12から19までとし、9の次に次のように加える。

10 法第二十二条の二の規定に基づき、維持修繕実施者との間において、維持修繕協定を締結すること。

11 法第二十八条の二第一項の規定に基づき、密接関連道路の管理に係る協議会を組織すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号知事決裁事項の欄2中「第七条第二項」を「第七条第五項」に改め、同号部長専決事項の欄中9を13とし、5から8までを9から12までとし、4を7とし、その次に次のように加える。

8 法第十三条の二の規定に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 法第七条第一項の規定に基づき、水防計画を変更すること。

4 法第七条第三項の規定に基づき、河川管理者の協力が必要な事項について、当該河川管理者に協議し、その同意を得ること。

5 法第七条第五項の規定に基づき、他の都県に係る水防事務について、当該都県知事と協定して水防計画を変更すること。

別表第四県土整備部の表水辺再生課の項第一号部長専決事項の欄23中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に、「関係地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四県土整備部の表道路街路課の項の改正規定 道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

二 別表第四福祉部の表社会福祉課の項第三号の改正規定 平成二十六年七月一日

規 則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「微生物・ウイルス感染症室長、食品媒介感染症室長」を「精度管理室長、感染症室長、食品微生物検査室長」に、「技術支援交流室長」を「技術・事業化支援室長」に改める。

別表第二地方行政機関の表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号委任事務の欄中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第二号専決事項の欄7中「第十八条の三」を「第十八条の三第二項」に改め、同欄11中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改め、同欄12中「第二十六条第三項」を「第二十六条第五項」に改め、同表環境管理事務所長の項第一号専決事項の欄14中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改め、同欄15中「第二十七条第六項」を「第二十七条第五項」に改め、同項第二号委任事務の欄12中「第二項又は第三項」を「から第三項まで」に、「指定物資」を「指定物質」に改め、同表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄1中「第二十四条第一項（同条第五項）」を「第二十四条第三項（同条第九項）」に改め、同欄中22を31とし、21を30とし、20を29とし、同欄19中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同欄19を同欄24とし、その次に次のように加える。

25 法第七十八条第二項の規定に基づき、不正の行為によつて医療、介護等の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関等からの徴収を決定すること。

26 法第七十八条第三項の規定に基づき、不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は受けさせた者からの徴収を決定すること。

27 法第七十八条の二第一項の規定に基づき、被保護者に保護金を交付する際に当該保護金品から徴収金を徴収することを決定すること。

28 法第七十八条の二第二項の規定に基づき、被保護者に就労自立給付金を支給

する際に当該就労自立給付金から徴収金を徴収することを決定すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中18を23とし、17を21とし、その次に次のように加える。

22 法第七十六条の二の規定に基づき、被保護者の医療扶助等を受けた事由が第三者の行為により生じたときに、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中16を20とし、15を19とし、同欄14中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に改め、同欄14を同欄16とし、その次に次のように加える。

17 法第五十五条の四第一項の規定に基づき、被保護者で保護を必要としなくなったと認められたものに対して、就労自立給付金を支給すること。

18 法第五十五条の五の規定に基づき、被保護者等に報告を求めること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄13中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12中「(法第五十五条において準用する場合を含む。）」及び第五十四条の二第一項」を「第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄中11を13とし、10を12とし、9を11とし、同欄8中「第二十八条第四項」を「第二十八条第五項」に改め、同欄8を同欄10とし、同欄7中「を調査させ、及び」を「の報告を求め、若しくは調査させ、又は」に改め、同欄7を同欄8とし、その次に次のように加える。

9 法第二十八条第二項の規定に基づき、要保護者の扶養義務者等に対して、報告を求めること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号委任事務の欄中6を7とし、5を6とし、同欄4中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 法第二十四条第八項の規定に基づき、扶養義務者に対して通知すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号専決事項の欄中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、同項第二号委任事務の欄に次のように加える。

4 法第五十六条の規定に基づき、法第五十条第六号の三に規定する費用を本人又はその扶養義務者に対し、徴収を決定し、又は地方税の滞納処分例により処分すること。

5 法第五十六条第八項の規定に基づき、同条の規定の執行に関し、本人又はその扶養義務者の収入の状況について、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資

料の提供を求めること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄25中「、支払を命じ」を削り、同表保健所長の項第一号事務の種類の欄中「いう。）」を「いう。）」及び」に改め、「及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下この項において「施行規則」という。）」を削り、同項第十三号委任事務の欄1中「第十条第二項」の下に「（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同欄2中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄3中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同欄中25を37とし、17から24までを29から36までとし、同欄16中「又は第五条第六項」を「、第五条第六項又は第十条の六第三項」に改め、同欄16を同欄28とし、同欄15を同欄25とし、その次に次のように加える。

26 法第三十七条第二項の規定に基づき、犬の引取り等に際して、必要な指導及び助言を行うこと。

27 法第四十一条の二の規定に基づき、獣医師による通報を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄14中「第三十五条第一項（同条第二項）」を「第三十五条第二項（同条第三項）」に改め、同欄14を同欄22とし、その次に次のように加える。

23 法第三十五条第四項の規定に基づき、犬の所有者を発見し、返還するとともに、その所有者の発見ができないもの等についてはその飼養を希望する者を募集すること。

24 法第三十五条第五項の規定に基づき、市町村の長に対し、犬の引取りに関し、必要な協力を求めること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄13中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄13を同欄19とし、その次に次のように加える。

20 法第三十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、犬の引取りをその所有者等から求められた場合に、これを引き取ること。

21 法第三十五条第一項ただし書の規定に基づき、犬の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合に、その引取りを拒否すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄12を同欄17とし、その次に次のように加える。

18 法第二十五条第三項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせてい

る者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄11を同欄16とし、同欄10中「第二十三条第三項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同欄10を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第二十四条の二の規定に基づき、第二種動物取扱業の届出を受理すること。
15 法第二十四条の三の規定に基づき、第二種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄9中「第二十三条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者等」に改め、同欄9を同欄12とし、同欄8中「基づき、」の下に「第一種動物取扱業者の」を加え、同欄8を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第二十二条の六第二項の規定に基づき、犬猫等販売業者の犬猫等の種類ごとの数等の届出を受理すること。

11 法第二十二条の六第三項の規定に基づき、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、獣医師による検案を受け、犬猫等の検案書等を提出すべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号委任事務の欄7中「第十六条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同欄7を同欄8とし、同欄6中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4中「、第十四条第三項及び第十九条第二項」を「及び第十四条第四項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第十二条第一項(法第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、登録を拒否すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号専決事項の欄中17を19とし、16を18とし、15を16とし、その次に次のように加える。

17 条例第十五条第一項の規定に基づき、特定動物による事故の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十三号専決事項の欄中14を15とし、4から13までを5から14までとし、同欄3中「(法)」の下に「第二十四条の四及び」を加え、同欄3を同欄4とし、同欄2中「第二十四条第一項」の下に「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱

業者等」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 法第十九条第二項において準用する法第十二条第二項の規定に基づき、処分を通知すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十六号委任事務の欄3を削り、同項第二十八号委任事務の欄1中「第二十三条」を「第二十一条」に改め、同欄7中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に改め、同欄8を削り、同号専決事項の欄3中「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同欄8中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同項第三十三号委任事務の欄1中「第二項」を「第四項」に改め、同欄5中「第十条」を「第十条第一項」に改め、「含む。」の下に「又は第二項」を加え、同欄17中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に、「医薬品の販売業（配置販売業を除く。）」を「店舗販売業」に改め、同欄24を削り、同欄23中「取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改め、同欄23を同欄24とし、同欄中22を23とし、18から21までを19から22までとし、17の次に次のように加える。

18 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定に基づき、卸売販売業の休廃止等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号委任事務の欄25を削り、同欄26中「旧施行規則」を「改正省令第一条の規定による改正前の施行規則」に改め、同欄26を同欄25とし、同欄27から32までを削り、同号専決事項の欄中27を28とし、19から26までを20から27までとし、同欄18中「基づき」の下に「、法第九章の二の規定を施行するため必要があると認めるときは」を加え、「物を発見した場合において、これらの」を削り、同欄18を同欄19とし、同欄17中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同欄17を同欄18とし、同欄中16を17とし、4から15までを5から16までとし、同欄3中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第六十九条第三項の規定に基づき、薬局開設者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局に立入検査等をさせること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄4中「第三十八条」を「第二十八条第一項」に、「医薬品の販売業（配置販売業を除く。）」を「店舗販売業」に改め、同欄中11を12とし、5から10までを6から11までとし、4の次に次のように加える。

5 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の規定に基づき、卸売販売業の休廃止等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号専決事項の欄1中「第六

十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改める。

別表第二地方機関の表パスポートセンター所長の項委任事務の欄2中「から第三項まで」を「(法第十条第四項において準用する場合を含む。)、第二項及び第三項」に改め、同欄中4を削り、5を4とし、6から8までを5から7までとし、同表動物指導センター所長の項第二号事務の種類の欄中「いう。」及び「をいう。)、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び」に改め、同号委任事務の欄9中「ねこ」を「猫」に改め、同欄9を同欄17とし、同欄8を同欄16とし、同欄7中「ねこ等」を「猫等」に改め、同欄7を同欄15とし、同欄6を同欄14とし、同欄5を同欄10とし、その次に次のように加える。

11 法第三十七条第二項の規定に基づき、犬(所有者が判明しないものを除く。)
又は猫の引取り等に際して、必要な指導及び助言を行うこと。

12 法第四十一条の二の規定に基づき、獣医師による通報を受理すること。

13 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十二条の規定に基づき、苦情の
申出等を受理すること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄4中「第三十五条第一項(同条第二項)」を「第三十五条第二項(同条第三項)」に、「ねこ」を「猫」に改め、同欄4を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 法第三十五条第四項の規定に基づき、猫の所有者を発見し、返還するとともに、所有者の発見ができない犬又は猫等についてはその飼養を希望する者を募集し、譲り渡すこと。

9 法第三十五条第五項の規定に基づき、市町村の長に対し、犬又は猫の引取り
に関し、必要な協力を求めること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄3中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同欄3を同欄4とし、その次に次のように加える。

5 法第三十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)
の規定に基づき、犬(所有者が判明しないものを除く。)
又は猫の引取りをその所有者等から求められた場合に、これを引き取ること。

6 法第三十五条第一項ただし書の規定に基づき、犬又は猫の引取りを求める
相
当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合に、その引取り
を拒否すること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号委任事務の欄2の次に次のように加える。

3 法第二十五条第三項の規定に基づき、環境省令で定める事態を生じさせてい

る者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

別表第二地方機関の表動物指導センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第二十四条第一項」の下に「（法第二十四条の四において準用する場合を含む。）」を加え、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者等」に改め、同欄2中「（法）」の下に「第二十四条の四及び」を加え、同表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄30中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同欄31中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同欄32中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の六第一項」に改め、同欄33中「第四十七条の五第三項」を「第四十七条の六第三項」に改め、同欄34中「第四十七条の五第四項」を「第四十七条の六第四項」に改め、同欄35中「第四十七条の五第五項」を「第四十七条の六第五項」に改め、同欄36中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同欄37中「第四十七条の七第二項」を「第四十七条の八第二項」に改め、同項第七号委任事務の欄1中「流水占用の許可」の下に「又は登録」を加え、ソをツとし、その次に次のように加える。

ネ 法第九十九条第二項の規定に基づく地方公共団体等が委託を受けた事項についての当該地方公共団体等との協議

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第七号委任事務の欄1中レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第五十八条の十二の規定に基づく河川協力団体の行う業務についての当該河川協力団体との協議

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第七号委任事務の欄5中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の三第二項」に改め、同欄6中「第二十二條の二第三項」を「第二十二條の三第三項」に改め、同欄9中「1のレ」を「1のソ」に改め、同欄に次のように加える。

21 施行令第十六條の十二の規定に基づき、河川協力団体の行う業務について、当該河川協力団体と協議すること。

22 施行令第十六條の十三の規定に基づき、地方公共団体等が委託を受けた事項について、当該地方公共団体等と協議すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十八号委任事務の欄1中「第四十七條の六第一項」を「第四十七條の七第一項」に改め、同表建築安全センター所長の項第十一号委任事務の欄中9を削り、10を9とし、11から14までを10から13までとし、同項第十六号事務の種類の欄中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第二公の施設の表精神保健福祉センター長の項第二号事務の種類欄中「実施」を「施行」に改め、同号委任事務の欄1中「第二十三条」を「第二十二條」に改め、同号専決事項の欄3中「第二十三条」を「第二十二條」に、「第二十四條」を「第二十三條」に改め、同表高等技術専門校長の項第一号委任事務の欄1中「第六條ただし書」を「第九條ただし書」に改め、同欄2中「第七條第一項」を「第十條第一項」に改め、同欄3中「第八條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同欄4中「第八條第一項第一号」を「第十一條第一項第一号」に改め、同欄5中「第十條」を「第十三條」に改め、同欄6中「第十二條」を「第十五條」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号及び第二十八号の改正規定
道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日
- 二 別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号及び同表家畜保健衛生所長の項第三号の改正規定
平成二十六年六月十二日
- 三 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号専決事項の欄14の改正規定
大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行の日
- 四 別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第一号の改正規定
平成二十六年

七月一日

規 則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十四号

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の一部を埼玉県教育委員会に委任する規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三号イを次のように改める。

イ 第三条第一項の規定により、授業料を徴収する月及び当該月の授業料を徴収する日を定めること。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十五号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職を指定する規則（昭和四十年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四号中「精神保健指導幹」の下に「、副室長」を、「感染症対策部長」の下に「、通院治療部長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四号の改正規定（「感染症対策部長」の下に「、通院治療部長」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（平成十四年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、参事」及び「、研究室長」を削り、「部長」の下に「、医療安全管理室長、副室長、地域医療連携室長、感染症対策部長、治験管理室長、地域連携・相談支援センター長、所長、通院治療部長」を加え、「、主幹（同給料表（一）の職に限る。）」を削り、同条第二号中「主幹」を「主席主幹、主幹及び主任研究員」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「、参事」及び「、研究室長」を削る部分及び「部長」の下に「、医療安全管理室長、副室長、地域医療連携室長、感染症対策部長、治験管理室長、地域連携・相談支援センター長、所長、通院治療部長」を加える部分（「、副室長」に係る部分を除く。）並びに同条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十七号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表浦和大久保合同庁舎の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十八号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和三十四年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、
住所又は居所

留資格、外国人登録証明書番号及び旅券番号）及び
を「1 本籍（外国人の場合）」

は、国籍及び在留資格）及び住所又は居所」に改める。

様式第一号の二中「あて先」を「宛先」に、
住所又は居所

在留資格、外国人登録証明書番号及び旅券番号）及
を「1 本籍（外国人の場合）」

は、国籍及び在留資格）及び住所又は居所」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

「 自立訓練（生活訓練） 様式第二号中	共同生活援助（グループホーム）	訪問指導	その他の障害
共同生活介護（ケアホーム）	を 「 自立訓練（生活訓練）」	訪問指導	その他の障害
福祉サービス等（	）」	訪問指導	その他の障害
共同生活援助（グループホーム）	居宅介護（ホームヘルプ）	訪問指導	その他の障害
福祉サービス等（	）」	訪問指導	その他の障害

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「知事は、福祉事務所長が」を「福祉事務所長は、」に改める。

別表第一の備考2及び別表第二の備考2中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

様式第八号の二中「指定事業者番号」を「指定事業所番号」に改める。

様式第四十八号中 「（宛先）
を 「（宛先）
埼玉県知事」 埼玉県 福祉事務所長」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第十三条中「同条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第二項の規定による措置に係るものにあつては様式第十六号の入院届により」を削り、「様式第十七号又は様式第十八号」を「様式第十六号」に、「様式第十九号」を「様式第十七号」に改める。

第十四条中「様式第二十号」を「様式第十八号」に改める。

第十五条中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に、「様式第二十一号」を「様式第十九号」に、「様式第二十二号」を「様式第二十号」に改める。

第十六条中「様式第二十三号」を「様式第二十一号」に、「様式第二十四号」を「様式第二十二号」に改める。

第十七条中「様式第二十五号」を「様式第二十三号」に改める。

第十八条中「様式第二十六号」を「様式第二十四号」に改める。

第十九条中「様式第二十七号」を「様式第二十五号」に改める。

第二十条第一項中「様式第二十八号」を「様式第二十六号」に改め、同条第二項中「様式第二十九号」を「様式第二十七号」に改める。

第二十一条第一項中「様式第三十号」を「様式第二十八号」に改め、同条第二項中「様式第三十一号」を「様式第二十九号」に改め、同条第三項中「様式第三十二号」を「様式第三十号」に改める。

第二十二条第一項中「様式第三十三号」を「様式第三十一号」に改め、同条第三項中「様式第三十四号」を「様式第三十二号」に改める。

第二十三条中「様式第三十五号」を「様式第三十三号」に改める。

第二十四条中「様式第三十六号」を「様式第三十四号」に改める。

第二十五条中「様式第三十七号」を「様式第三十五号」に改める。

「氏名印」
「氏名」との関係
「あて先」
「宛先」
「保護者又は扶養義務者」
「家族等」

「氏名（自署又は記名押印）」
「本人との関係」
「生年月日」
「年 月 日」
「第 2 3 条」
「第 2 2 条」
「第 2 5 条」

「 保護者 又は 扶養義務者 」	「 家族等 」
------------------------------	---------------

「第 2 5 条」

「第 2 3 条」
「第 2 2 条」
「第 2 4 条」
「第 2 5 条」
「第 2 5 条の 2」
「第 2 5 条」
「立ち会った」
「立ち会った」

「 氏名 」	「 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 」
--------------	----------------------------------

「 性別 （ 男・女 ） 」	「 氏名 」	「 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 」
-------------------------------	--------------	----------------------------------

「 年齢 （ 歳） 」	「 ⑧ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練） 共同生活援助（グループホーム） 共同居宅介護（ホームヘルプ） 訪問指導 生活保護 その他の」
-------------------------	---

「 障害福祉サービス等の現在の利用状況 生活介護（ケアホーム） 障害福祉サービス等（ ）」	「 ⑨ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立訓練（生活訓練） 共同生活援助（グループホーム） 訪問指導 生活保護 その他の障害福祉サービス等（ ）」
---	---

「 定する障害福祉サービス等の現在の利用状況 居宅介護（ホームヘルプ） ）」	「 第 2 5 条」
---	---------------

「 保護者 住所 氏名 」

「あて先」
「宛先」
「保護者」

転院予定年月日

を

転院予定年月日

年 月 日

年 月 日

に改める。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第10条関係)

措置入院者の症状消退届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

病院名

管理者名

印

下記の措置入院者について措置症状が消退したと認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の5の規定により届け出ます。

措置入院者	別冊		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所			
措置年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害 ICD 病名コード ()	2 従たる精神障害 ICD 病名コード ()	3 身体合併症	
入院以降の病状又は 状態像の経過 (措置症状消退と関連 して記載すること。)				
措置症状の消退を認め た精神保健指定医氏名	署名			
措置解除後の処置に 関する意見	1 入院継続(任意入院・医療保護入院・他科) 2 通院医療 3 転医 4 死亡 5 その他()			
退院後の帰住先	1 自宅((1)家族と同居、(2)単身) 2 施設 3 その他()			
帰住先の住所				
訪問指導等に関する 意見				
障害福祉サービス等の 活用に関する意見	(主治医氏名)			

記載上の留意事項

- 1 内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 3 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字等を で囲むこと。

第十六条（監）中「あて先」や「宛先」は「保護者の」や「家族等の」は

保 護 者	や	同 意 を し た 家 族 等	
			1 後見人又は保佐人 2 4 家庭裁判所が選任した者 5 その他（

配偶者 3 親権を行う者 (選任年月日 年 月 日)

1 配偶者等 4 子・孫等 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)	2 父母(親権者で 5 兄弟姉妹 6 扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)	3 祖父等 ある・ない) 後見人又は保佐人	8 市町村長
--	---	-----------------------------	--------

は、
第三十三条第二項又は、及び「法第三十三条第二項又は、及び「法第三十三条第二項入院」又は、又は「回診(監)記録上の記載等及び」中「保護者」や「同意をした家族等」は、
10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第一条の五に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

第十六条（監）。

第十七条（監）中「の入院届（法第三十三条第一項）」や「（法第三十三条第一項・第四項又は第三十三条第三項・第四項）の入院届」は「あて先」や「宛先」は

「保護者の」や「家族等の」	保 護 者	や	
			1 後見人又は保佐人 2 4 家庭裁判所が選任した者 5 その他（

1 後見人又は保佐人 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日)	2 配偶者 3 親権を行う者 (選任年月日 年 月 日)	4 配偶者 5 父母(親権者で 6 子・孫等 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者 (選任年月日 年 月 日)	8 市町村長
--	------------------------------------	--	--------

ある・ない) 3 祖父等 後見人又は保佐人 務者 (選任年月日 年 月 日)
--

は、
第二項又は、及び「法第三十三条第二項入院」又は、又は「回診(監)記録上の記載等及び」中「保護者」や「同意をした家族等」は、
第十六号は、同様式の次に次の様式を加える。

同意書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住所	〒		
フリガナ 氏名			
生年月日	年 月 日		

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住所	〒	〒
フリガナ 氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
本人との関係		
(1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者()) (選任年月日 年 月 日)		
なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。 本人と訴訟をした者又は本人と訴訟をした者の配偶者若しくは直系血族 家庭 裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 成年被後見人又は被保佐人 未成年者		

親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、同意の対象となる精神障害者本人を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者様

年 月 日

氏名 (印)

氏名 (印)

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号(第14条関係)

医療保護入院者の退院届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

病院名

所在地

管理者氏名



下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2の規定により届け出ます。

医療保護 入院者	フリガナ		生年 月日	年 月 日 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所			
入院年月日	年 月 日			
退院年月日	年 月 日			
病 名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDフリガナ()	ICDフリガナ()		
退院後の処置	1 入院継続(任意入院・措置入院・他科)		2 通院医療	
	3 転医		4 死亡	
	5 その他()			
退院後の帰住先	1 自宅((1)家族と同居、(2)単身)		2 施設	3 その他()
帰住先の住所				
訪問指導等に 関する意見				
障害福祉サービ ス等の活用に関 する意見	(主治医氏名)			

記載上の留意事項

- 1 入院年月日の欄は、法第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日を記載すること。
- 2 選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字等を で囲むこと。

様式第十九号及び様式第二十号を削る。

様式第二十一号(表)中「あて先」を「宛先」に、「保護者等」を「家族等」に改め、同様式を様式第十九号とする。

様式第二十二号(表)中「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に、「あて先」を「宛先」に、「保護者等の」を「家族等の」に改め、同様式を様式第二十二号とする。

診察した精神保健指定医氏名	署名
	氏名
保 護 者	住 所
	1 後身人又は保佐 4 家庭裁判所が選 5 その他()

様式第二十三号(表)中「あて先」を「宛先」に、

(男・女)	続柄	生年月日	年 月 日 生
	続柄		年 月 日 生
(男・女)			

診察した精神保健指定医氏名	署名
---------------	----

人 2 配偶者 3 親権を行う者
任した者(選任年月日 年 月 日)

に改め、回覧表(欄)に

中の留郵便受を「法第33条第2項又は」及び「法第33条第2項入院」又は「を返す」回覧表(欄)に留郵便受を「新に」を「新たに」に改め、回覧表(欄)に留郵便受中11及び12を返す、13を11にうつし、回覧表を様式第二十二号とする。

様式第二十四号(表)中「あて先」を「宛先」に、「法第33条第1項」を「法

第33条第1項又は第3項」に、「理由を記載すること。」を「理由」に、

今後の治療すること、(患者)の
治療への取組に

方針を記載する
者本人の病識

今後の治療方
の病識や治療

意欲を得た
について)

--

るための取組

けたらと兼護で院
たれら事務体入
向き援助係員入
院に相援助係員
(地域支援され
状況安定して)

針(患者本人
への意欲を得
について)

--

診察した精
保健指定医氏:

状況、状況推
退の状況推
取組の決定等
退院相決定期
者の決定等

選任された退院後生活環境相談員

保護者

神名					
署名					
氏名	(男・女)	続柄	生年月日		年 月 日生
	(男・女)	続柄	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
住所		住所			
1	後见人又は保佐人	2	配偶者	3	親権を行う者
4	家庭裁判所が選任した者(選任年月日)		年月日)		
5	その他()				

診察した精神
保健指定医氏名

署名

署名

6 「回覧板(職)記録上の記載事項2中「法第33条第2項又は」及び「法第33条第2項入院」又は「世帯主」回覧板(職)記録上の記載事項2中「新に」世帯主新に」及び「回覧板(職)記録上の記載事項2中及び「世帯主」世帯主」世帯主」等の記載がある場合は、回覧板や世帯主記録に記入してください。

7 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。

8 「退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会が決定した推定さ

れる入院期間等について)」の欄については、

(1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等

(2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等

(3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

について記載することとし、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨を同欄に明記すること。

様式第百二十五号を様式第百二十三号と併し、様式第百二十六号を様式第百二十四号と併し、様式第百二十七号を様式第百二十五号と併し。

「

退去日時	年 月	
保 護 者	住 所	
	氏 名	

様式第百二十八号を「あて先」を「宛先」に

日 時 分	「 退去日時 年 月 日		
	」		

時 分 』に「とつた」を「探つた」に改め、同様式を様式第百二十六号と併し。

様式第百二十九号を「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第百二十七号と併し。

「

病 名	名	
保 護 者	住 所	
	氏 名	

様式第百三十号を「あて先」を「宛先」に

転 帰	
」	
続柄	
」	
を	
病 名	
」	

転 帰 』に改め、同様式を様式第二十八号とし、様式第三十一

号を様式第二十九号とする。

様式第三十二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第三十号とする。

様式第三十三号中

フリガナ		姓	
氏名		別	男・女

を

フリガナ	
氏名	

に改め、同様式を様式第三十一号とし、様式第三十四号を様

式第三十二号とし、様式第三十五号を様式第三十三号とする。

様式第三十六号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の（注）１中「すべて」を「全て」に改め、同様式の（注）２中「様式第 33 号」を「様式第 31 号」に改め、同様式を様式第三十四号とする。

様式第三十七号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第三十五号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十二号

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とする。

第八条中「様式第三号」を「様式第六号」に、「様式第四号」を「様式第七号」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「えさ」を「餌」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「えさ」を「餌」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とする。

第四条中「様式第二号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（多数の動物の飼養に係る届出）

第三条 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める動物は、犬又は猫（生後九十日以内のものを除く。）とする。

2 条例第七条の二第二項に規定する規則で定める数は、十とする。

3 条例第七条の二第一項ただし書に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第九条第一項の許可を受けた者

二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条の規定による診療施設の開設の届出をした者

4 条例第七条の二第一項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 飼養する対象動物の性別

二 飼養する対象動物の不妊又は去勢の措置の実施状況

5 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

一 条例第七条の二第一項の規定による届出 様式第二号

二 条例第七条の二第二項の規定による届出 様式第三号

三 条例第七条の二第三項の規定による届出 様式第四号

別表中「（第九条関係）」を「（第十条関係）」に、同表第一号中「動物取扱業登録申請」を「第一種動物取扱業登録申請」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改め、同表第二号中「動物取扱業登録更新申請」を「第一種動物取扱業登録更新申請」に、「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に改め、同表第六号中「ねこ」を「猫」に改める。

様式第一号の備考を次のように改める。

備考 材質は、耐久性のあるものとする。

様式第四号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」、「あて先」を「宛先」

「 鑑定結果」

鑑定結果									

「 鑑定結果」を
備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

「 鑑定結果」を
備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「（第8条関係）」を「（第9条関係）」、「あて先」を「宛先」

「 措置」

措置	置

「 措置」を
備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

「 措置」を
備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第一号中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第一号の次に次の三様式を加える。

多数の動物の飼養届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、多数の動物を飼養したので、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第1項の規定により、届け出ます。

1 飼養施設等の所在地

住所と同じ

住所以外の場所()

2 飼養する対象動物の種類及び数

犬 雄の数 (うち去勢手術済み)

雌の数 (うち不妊手術済み)

猫 雄の数 (うち去勢手術済み)

雌の数 (うち不妊手術済み)

3 飼養施設等の構造及び規模

(1) 設置場所 屋内(約 m²) 屋外(約 m²)

(2) 給排水設備 有 無

(3) 換気設備 有 無

備考 1 該当するものにチェックをしてください。

2 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第3号（第3条関係）

多数の動物の飼養届出事項変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり、多数の動物の飼養の届出事項を変更したので、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第2項の規定により、届け出ます。

1 変更事項（該当するものにチェックをしてください。）

氏名 名称 住所 法人の代表者の氏名

飼養施設等の所在地

2 変更後の氏名、名称又は法人の代表者の氏名

3 変更後の住所

4 変更後の飼養施設等の所在地

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号(第3条関係)

多数の動物の飼養廃止届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第3項の規定により、
届け出ます。

1 年 月 日付けで届け出た飼養する対象動物の種類及び数

犬の数

猫の数

合計数

2 現在の飼養数

犬の数

猫の数

合計数

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定(一)(第九条関係)「を」(第十条関係)「に改める部分を除く。」及び様式第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十二号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

埼玉県訓練手当支給規則（昭和四十一年埼玉県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同項第二号に該当することとなった日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

様式第一号（一）中

「

8号の2・8号の
3・10号・11号・12号

」を「

8号の2・8号の
4・10号・11

」

「

3・8号の
9号・12号

」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十五号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第四条第二項」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に、「同項第四号」を「同法第四条第三項第一号八」に改め、同項第五号中「第七条第一項」を「第十一条の十一第一項」に、「農地保有合理化事業規程」を「農地利用集積円滑化事業規程」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十六号

水産業協同組合法施行細則

埼玉県水産業協同組合法施行細則（昭和二十四年埼玉県規則第三十八号）の全部を改正する。

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 組合 県の区域を地区とする漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合をいう。
- 二 組合員 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会の会員をいう。
- 三 総会 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合の総会並びに漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の総代会をいう。

（役員選任等の報告）

第二条 組合は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第三十四条第四項又は第九項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により役員（理事、監事及び経営管理委員をいう。以下この条及び第六条において同じ。）を選任したときは、その日から二週間以内に、その者の役職名、住所、氏名、生年月日、就任年月日及び略歴を記載した書類（次項及び第六条第五号において「役員経歴書」という。）に役員選挙録の謄本を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の役員のうち組合員外理事（組合の理事であつて、当該組合の組合員又は組合員である法人の役員でないものをいう。）がある場合にあつては、役員経歴書にその旨を併せて記載しなければならない。

3 組合は、法第四十五条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により参事又は会計主任

を選任したときは、その日から二週間以内に、その者の職名、住所、氏名、生年月日、就任年月日及び略歴を記載した書類を知事に提出しなければならない。

4 組合は、役員、参事又は会計主任が退任したときは、その日から二週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(定款変更の認可申請等)

第三条 組合は、法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、様式第一号の定款変更認可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 変更しようとする部分に係る定款の新旧対照表

三 総会の議事録の謄本

2 組合は、法第四十八条第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により定款の軽微な事項等に係る変更の届出をしようとするときは、様式第二号の定款の軽微事項等変更届出書に前項各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(出資一口の金額の減少の報告)

第四条 組合は、法第五十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から三週間以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 財産目録及び貸借対照表

二 法第五十三条第二項の規定による手続を経たことを証する書類

(設立準備会の報告)

第五条 発起人代表者（発起人の互選により選任された者をいう。次項及び次条において同じ。）は、法第六十条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により設立準備会を開催しようとするときは、その日時及び場所を記載した書類に知事が必要と認める書類を添えて開催日の十日前までに、知事に提出しなければならない。

2 発起人代表者は、前項の設立準備会が終了したときは、その日から二週間以内に、決議した事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(設立の認可申請)

第六条 発起人代表者は、法第六十三条第一項（法第八十六条第三項、第九十二条第四項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において

同じ。)の規定により設立の認可を受けようとするときは、様式第三号の設立認可申請書に、法第六十三条第一項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 役員選挙規程及び役員を選挙録の謄本
 - 二 設立準備会の議事録の謄本
 - 三 創立総会の議事録の謄本
 - 四 設立経過報告書
 - 五 役員経歴書
 - 六 発起人代表者の証明を付した組合員名簿
 - 七 その他知事が必要と認める書類
- (解散の認可申請等)

第七条 組合は、法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第二項の規定により解散の認可を受けようとするときは、様式第四号の解散認可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 総会の議事録の謄本
 - 三 申請の日の属する事業年度又はその前事業年度の財産目録及び貸借対照表
 - 2 組合は、法第六十八条第五項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第九十一条第五項の規定により解散の届出をしようとするときは、様式第五号の解散届出書を知事に提出しなければならない。
- (合併の認可申請)

第八条 組合は、法第六十九条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により合併の認可を受けようとするときは、様式第六号の合併認可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 合併しようとする各組合の総会の議事録の謄本
- 三 合併契約書の写し
- 四 合併後存続する組合の定款及び事業計画書
- 五 合併しようとする組合が出資組合である場合にあつては、第四条各号に掲げる書類

2 組合は、合併により新たな組合を設立しようとするときは、様式第七号の新設合併認可申請書に前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる書類のほか、次

に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 設立委員の経歴書（住所、氏名、生年月日、就任年月日及び略歴を記載した書類をいう。）

二 設立委員会の決議録の謄本

三 合併により新たに設立する組合の定款及び事業計画書

（登記完了の報告）

第九条 組合は、法の規定による登記（法第一百七十七条第二項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしたときは、その登記をした日から二週間以内に、その旨を記載した書類に登記事項証明書を添付して、知事に提出しなければならない。

（総会開催の報告）

第十条 組合は、法第四十七条の六第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事（理事以外の者が総会を招集する場合にあつては、その者）が総会の招集の通知をしたときは、その日から二週間以内に、その開催の日時、場所、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（総会終了の報告）

第十一条 組合は、総会が終了したときは、その日から二週間以内に、その旨を記載した書類に総会の議事録の謄本を添付して、知事に提出しなければならない。

（議決事項の報告）

第十二条 組合は、次に掲げる事項を議決したときは、その議決の日から二週間以内に、その旨を記載した書類に決議録の謄本を添付して、知事に提出しなければならない。

一 規約の設定、変更及び廃止

二 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

三 経費の賦課及び徴収方法

四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案並びに事業報告

五 毎事業年度内における借入金の最高限度額

（書類の提出）

第十三条 法又はこの規則の規定に基づいて組合から知事に提出する書類は、当該組合の主たる事務所の所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

2 前項に規定する知事に提出する書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県水産業協同組合法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

定款変更認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日開催の通常（臨時）総会において議決した定款変更の議決について、水産業協同組合法第48条第2項（水産業協同組合法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項において準用する同法第48条第2項）の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更しようとする部分に係る定款の新旧対照表
- 3 総会の議事録の謄本

様式第2号（第3条関係）

定款の軽微事項等変更届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

㊟

定款の軽微な事項等に係る変更をしたので、水産業協同組合法第48条第4項（水産業協同組合法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項において準用する同法第48条第4項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 変更しようとする部分に係る定款の新旧対照表
- 3 総会の議事録の謄本

様式第3号（第6条関係）

設立認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

名称

発起人代表者氏名

㊟

水産業協同組合法第63条第1項（水産業協同組合法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項において準用する同法第63条第1項）の規定により、設立の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 定款
- 2 事業計画
- 3 役員選挙規程及び役員選挙録の謄本
- 4 設立準備会の議事録の謄本
- 5 創立総会の議事録の謄本
- 6 設立経過報告書
- 7 役員経歴書
- 8 発起人代表者の証明を付した組合員名簿
- 9 その他知事が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

解散認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

㊟

水産業協同組合法第68条第2項（水産業協同組合法第86条第4項、第96条第5項において準用する同法第68条第2項）又は第91条第2項の規定により、解散の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 申請の日の属する事業年度又はその前事業年度の財産目録及び貸借対照表

様式第5号（第7条関係）

解散届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所 在 地

名 称

清算人代表者氏名

㊟

年 月 日に組合を解散しましたので、水産業協同組合法第68条第5項（水産業協同組合法第86条第4項、第96条第5項において準用する同法第68条第5項）又は第91条第5項の規定により届け出ます。

合併認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

（存続する組合）

所在地

名称

代表者氏名

㊟

（解散する組合）

所在地

名称

代表者氏名

㊟

水産業協同組合法第69条第2項（水産業協同組合法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項において準用する同法第69条第2項）の規定により認可を受けたので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併しようとする各組合の総会の議事録の謄本
- 3 合併契約書の写し
- 4 合併後存続する組合の定款及び事業計画書
- 5 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - （1） 財産目録及び貸借対照表
 - （2） 水産業協同組合法第53条第2項の規定による手続を経たことを証する書類

新設合併認可申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地

名称

設立委員代表者氏名

㊟

水産業協同組合法第69条第2項（水産業協同組合法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項において準用する同法第69条第2項）の規定により認可を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 理由書
- 2 合併しようとする各組合の総会の議事録の謄本
- 3 合併契約書の写し
- 4 合併しようとする組合が出資組合である場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 水産業協同組合法第53条第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- 5 設立委員の経歴書
- 6 設立委員会の決議録の謄本
- 7 合併により新たに設立する組合の定款及び事業計画書

規 則

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式
を定める規則の一部を改正する規則

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する身分を示す証明書の様式を定
める規則（平成十五年埼玉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使
用の合理化等に関する法律」に改める。

別記様式（表）及び（裏）中「エネルギーの廃棄の吟曲化に関する法律」を「エ
ネルギーの使田の吟曲化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十八号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（表面）を次のように改める。

(表面)

県営住宅入居申込書										受付番号					
(宛先) 埼玉県知事 (市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)															
〇〇年〇〇月〇〇日 県営住宅への入居の承認を受けたいので、別記(裏面)の事項を承知の上、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により、次のとおり申し込みます。															
申込者															
住所	郵便番号	1 1				電話番号									
	都・道 府・県				区 市・郡		区 町・村								
勤務先	名称							電話番号							
	所在地	都・道 府・県				区 市・郡		区 町・村							
世帯構成 (現に同居し、又は同居しようとする親族)	続柄	フリガナ		生年月日			年齢	手帳番号等を記入		手帳の等級を記入					
		氏名		性 別	年	月	日		手帳の交付を受けている場合は、手帳番号等を記入すること。該当する項目を で囲むこと。						
	本人			男・女					手帳番号等()	手帳の等級()					
				男・女					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
				男・女					手帳番号等()	手帳の等級()					
				男・女					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
				男・女					手帳番号等()	手帳の等級()					
				男・女					身体障害	精神障害	知的障害	戦傷病者	被爆者	引揚者	ハンセン病
入居を希望する県営住宅	県営住宅名			間取り			住宅番号								
申告事項	次の項目に該当する場合は、 の中の数字を で囲むこと。														
	申込者本人が、離婚、配偶者との死別等により現に婚姻(これと同様の関係を含む。)をせずに20歳未満の児童を養育している女子である。										1				
	申込者本人がDV被害者であり、婦人相談センター等での保護の終了の日又は裁判所の保護命令が効力を生じた日から5年以内の者である。 (施設又は裁判所名:) (保護の終了の日又は保護命令が効力を生じた日: 年 月 日)										2				
	申込者本人が、犯罪被害者やその家族等で、犯罪により従前の住宅に居住することが困難となっている。 (被害届提出警察署名:) (被害届日: 年 月 日)										3				
	申込者本人が、今回の入居申込みの日前2年間において県営住宅の公募に応じ、落選した回数が4回以上である。 下欄に応募年月及び先頭の抽選番号をいずれか4回分を記入すること。										4				
	応募年月		年	月	年	月	年	月	年	月					
	抽選番号														
	申込者本人が、特別県営住宅等の入居者で、当該住宅等の建替後の家賃の急激な上昇のため、家賃の負担が困難となる者である。										5				
	難病等の認定を受け、障害福祉サービス受給者証等が交付されている者がいる世帯である。 (受給者証等が交付されている者の氏名:) (難病等の名称:)										6				
	申込者本人が、埼玉県が行う公共事業の施行に伴い住宅が除却される者である。										7				
	災害による住宅の滅失		8	不良住宅の撤去			9	借上県営住宅の契約の終了			10				
	県営住宅建替事業による県営住宅の除却					11	都市計画事業等の施行に伴う住宅の除却					12			
土地収用法等に基づく事業の執行に伴う住宅の除却										13					

備考 1 欄は記入しないこと。
 2 単身での申込みの場合も本人欄に記入すること。
 3 募集案内の記入例を参照して記入すること。

様式第十六号、様式第二十六号及び様式第二十七号中

内	
同居扶養控除	
老人扶養控除	
特定扶養親族控除	
普通障害者控除	
特別障害者控除	
老年者控除	
寡婦（夫）控除	

人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円

内	
同居扶養控除	
老人扶養控除	
特定扶養親族控除	
普通障害者控除	
特別障害者控除	
寡婦（夫）控除	

人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円
人	円

に於ける。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「危機対策幹」の下に、「先端産業幹」を加える。

第八十五条ただし書を次のように改める。

ただし、知事又はその委任を受けた者がその性質上書面による届出を要しないと認めるものにあつては、この限りでない。

第一百六条第一項第一号に次のように加える。

ニ 指定金融機関の提供する担保金

第一百九条第一項中「あて」を「宛て」に、「又はその写し」を「その他の知事が適当と認める書類」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「及び領収書又はその写し」を「その他必要な書類」に改める。

第七十条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第七十三条の二を削る。

第八十一条第三項中「次の各号に掲げる物品」を「使用不能となつた又は使用に供する予定のなくなつた自動車又は原動機付自転車」に、「当該物品（死亡した動物を除く。）」を「これら」に、「当該各号に定める者」を「出納総務課長（警察本部、警察署及び警察学校にあつては、警察本部会計課長）」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「、会計管理課長」を削る。

第八十六条を次のように改める。

（自動車等異動報告書等の提出）

第八十六条 課長又は所長は、自動車又は原動機付自転車に異動があつたときは、その都度、自動車等異動報告書を作成するとともに、自動車等カードを作成し、又は整理し、当該自動車等異動報告書及び当該自動車等カードの写しを会計管理者に提出しなければならない。

2 課長又は所長は、重要物品等（一品の取得価格（取得価格が不明のときは、見積額）が百万円以上の備品及び動物（以下「重要物品」という。）並びに百万円

未満の自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の毎年度末における現在高について、翌年度の四月三十日までに重要物品等現在高報告書により会計管理者に報告しなければならない。ただし、重要物品等のうち備品(図書を除く。以下この項において同じ。)について、備品出納簿に記載すべき当該年度の当該備品の出納に係る事項を物品管理システム(物品の管理を行うための電子情報処理組織をいう。)に係る電子計算機に備えられたファイルに同日までに記録した場合その他会計管理者が定める場合は、会計管理者に対し当該現在高の報告があつたものとみなす。

3 課長又は所長は、自動車及び原動機付自転車について、毎年度末における自動車等状況報告書を作成し、翌年度の四月三十日までに会計管理者に提出しなければならない。

第百八十九条第一項中「その本来の用途に供することができないと認められる場合、」を「使用不能となつた若しくは使用する必要のない場合」に改める。

第百九十条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 課長は、物品の売払いをする場合において、物品売払いシステムを使用する方法により入札をしようとするときは、会計管理課長に入札を依頼するものとする。

3 会計管理課長は、前項の規定による依頼があつた場合において、必要があると認めるときは、速やかに、予定価格を定め、かつ、入札の手続を行い、契約の相手方となるべき者を選定し、その旨を課長に通知するものとする。

第二百五条の二中「高等学校の入学料」の下に「及び授業料」を加える。

第二百九条第一項の表県民生活部広聴広報課、青少年課、男女共同参画課及び消費生活課の項中「青少年課」の下に「、国際スポーツ課」を加え、同表農林部農業政策課の項中「農林部農業政策課」の下に「及び生産振興課」を加え、同表教育局財務課、福利課、県立学校人事課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課及び人権教育課の項中「県立学校人事課」の下に「、生徒指導課、教職員採用課」を加え、「、義務教育指導課」を削り、同表南部教育事務所、西部教育事務所及び北部教育事務所の項中「西部教育事務所及び」を削り、「北部教育事務所」の下に「及び東部教育事務所」を加え、同表総合教育センターの項を削り、同表総合教育センターの支所の項中「支所長があらかじめ指定する担当課長」を「教育主幹」に改め、同表県立の図書館及び県立歴史と民俗の博物館の項中「県立の図書館及び」を「県立熊谷図書館及び県立久喜図書館並びに」に、「教育主幹」を「同」に改める。

附則第十一項を削る。

別表第二第十七項中「公営競技事業特別会計に係る交付金」の次に「場外車券売場の管理運営に係る負担金」を加える。

別記の表百三の項を次のように改める。

103	削除	
-----	----	--

別記の表百六の二の項を次のように改める。

106の2	削除	
-------	----	--

別記の表百六の三の項の次に次のように加える。

106の4	自動車等カード	186
-------	---------	-----

別記の表百七の項中「重要物品異動状況報告書」を「重要物品等現在高報告書」に改める。

様式第三十一号(二)から様式第三十一号(五)までの規定中(注)を削る。

様式第三十七号(八)を次のように改める。

様式第37号(8) 削除

様式第六十九号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注意中「消費税額」の次に「及び地方消費税額」を加え、同様式の備考1中「消費税額」の次に「及び地方消費税額」を加える。

様式第七十号中「100/105」を「100/108」に改める。

様式第百三号(一)から様式第百三号(四)までを次のように改める。

様式第103号 削除

様式第百四号の三の備考1中「重要物品」を「重要物品等」に改める。

様式第百六号の二(一)及び様式第百六号の二(二)を次のように改める。

様式第106号の2 削除

様式第百六号の三の次に次の二様式を加える。

様式第106号の4(1) (第186条関係)

(表)

自動車等カード (自動車)												
県・国	登録番号	登録年月日	変更登録番号	変更年月日	変更登録番号	変更年月日	異動年月日	使用課所	照合印	異動年月日	使用課所	照合印
		年 月 日		年 月 日		年 月 日	年 月 日			年 月 日		
種別・用途			燃料の種類									
車名・通称			主な用途 (車の種類)									
車台番号			タイヤ寸法									
装 備 等							取 得	年 月 日	年 月 日	処 分	年 月 日	年 月 日
自動車検査証有効期間	自 賠 責 保 険		期 間		会 社 名	保 険 証 明 書 番 号	取 得 先	取 得 価 格	円	処 分 先	処 分 価 格	円
—	—		—		—	—	取 得 課 所	—		処 分 課 所	—	
—	—		—		—	—	区 分	新車・中古・寄附		区 分	売払い・譲与・廃棄・教材	
—	—		—		—	—	備 考	—		備 考	—	
—	—		—		—	—	予 算 科 目 等 (取得年度)	款	項	目	金 額	財源(県単 又は国庫)
—	—		—		—	—					円	
—	—		—		—	—					円	
—	—		—		—	—	国 庫	取 得 予 算 国 庫 補 助 事 業 名	—			
—	—		—		—	—	補 助	処 分 制 限 の 有 無	無・有(期間 年間・期限 年 月 まで)			
—	—		—		—	—	対 象 車 の 場 合	経 費 予 算 国 庫 補 助 事 業	事 業 名	—	期 間	—
—	—		—		—	—			事 業 名	—	期 間	—
—	—		—		—	—	そ の 他	(低公害車仕様・燃費基準達成区分等)				
—	—		—		—	—	特 記 事 項	—				
—	—		—		—	—	—					

用紙の色は、うぐいす色

県・国										自動車等カード (二輪自動車及び原動機付自転車)																			
登録(標識)番号					交付年月日					年月日	使用課所					照合印	年月日	使用課所					照合印						
										年							年												
										月							月												
										日							日												
										年							年												
										月							月												
										日							日												
										年							年												
										月							月												
										日							日												
種別										自動車検査証										有・無									
車名										有効期間	—					—													
型式					型		年式		年式			—					—												
総排気量					気筒						cc			—					—										
車両重量											kg			—					—										
装備品					風防、ヘルメット、荷物入れ					自賠責保険																			
取得					処分					期					間					会社名					保険証明書番号				
取得年月日					年		月		日		処分年月日		年		月		日		—										
取得先					処分先					—																			
取得価格					円					処分価格					円					—									
取得課所					処分課所					—																			
取得区分					新車・中古車・その他		処分方法		売払い・譲与・廃棄・その他			—																	
予算科目					款		項		目			—																	
												—																	

用紙の色は、白

(裏)

年 度		積算走行キロ数	年間走行キロ数	燃料等年間使用量		年間修繕料	(写 真)
	年月日現在	km	km	ガソリン ㊦	オイル ㊦	円	
備 考							

- 備考 1 このカードは、二輪自動車及び原動機付自転車について記載すること。
- 2 上欄の県とは県単独事業分で購入したものを、国とは国庫補助事業分で購入したものを示し、該当するものを○で囲むこと。
- 3 車両1台ごとに別葉として作成すること。

用紙の色は、白

様式第百七号を次のように改める。

様式第 1 0 7 号 (第 1 8 6 条関係)

重要物品等現在高報告書 (年 3 月 3 1 日現在)

年 月 日

会計管理者 様

課 (所) 長

財務規則第 1 8 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

品目	取得価格 (単位千円)	前回 現在高	増 減 状 況						今回 現在高	備考
			増			減				
			事 由	年 月 日	相 手 方	事 由	年 月 日	相 手 方		

- 備考
- 1 この報告書は、重要物品等について記載すること。
 - 2 供用、貸付け及び寄託をした物品を含めて記載すること。
 - 3 1品ごとに記載すること。
 - 4 増減状況の事由の欄には、増の場合は購入、寄附受入れ、保管転換又はその他の別を、減の場合は売払い、廃棄、亡失、保管転換又はその他の別を記載すること。

様式第百八号中「第186条第2項」を「第186条第3項」に改める。

様式第百八号の三中

「**処分の方法**

を

「**審**

考

」に改める。

様式第百二十一号（九）を次のように改める。

様式第121号(9) (第197条、第201条、第202条、第203条、第224条関係)

作成年月日	年度	債権の分類	債権管理簿 (全体・未納・過納)	課所	課程	学科	学年	学 校 名		

生徒コード	生徒氏名 債権金額(年額)	異 動 理 由	発 生 年 月 日	消 滅 年 月 日		4 月 期	5 月 期	6 月 期	7 月 期	8 月 期	9 月 期	10 月 期	11 月 期	12 月 期	1 月 期	2 月 期	3 月 期
	年額 円		~~~~		債権金額												
			~~~~		収納金額												
			~~~~		収納年月日												
	年額 円		~~~~		債権金額												
			~~~~		収納金額												
			~~~~		収納年月日												
	年額 円		~~~~		債権金額												
			~~~~		収納金額												
			~~~~		収納年月日												
	年額 円		~~~~		債権金額												
			~~~~		収納金額												
			~~~~		収納年月日												

備考 本簿は、口座振替の方法により授業料を徴収する高等学校の授業料について使用すること。

様式第百二十一号(十)の備考中「高等学校(定時制の課程(単位制による課程であるものを除く。))」を「現金により授業料を徴収する高等学校」に改める。
様式第百三十一号(一)(物品の出納簿附表を除く。)を次のように改める。

様式第131号（1）（第177条、第226条関係）

備 品 出 納 簿

備品管理 番号	整理区分名	品目名	取得 年月日	出納事由 (受入)	説 明 (受入元)	規格・寸法・型式等	購入単価 又は 見積単価 (円)	整 理 番 号	供用開始 年月日	返 納 年月日 (供用)	貸付け(寄託) 開始年月日	返 還 年 月 日 (貸付け・寄託)	除 籍 年 月 日	出 納 事 由 (除籍)	説 明 (除籍)	備 考

備考 出納事由の欄には、物品の出納簿付表による出納事由を記載すること。

様式第三百三十一号（一）の物品の出納簿附表中「任意簿表」を「任意簿表」に、「委託していた」を「委託をしていた」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、様式第三十七号（八）の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（次項及び附則第四項において「施行日」という。）前に取得した重要物品（この規則による改正前の埼玉県財務規則（以下「改正前の規則」という。）第七十三条の二に規定する重要物品をいう。次項及び附則第四項において同じ。）に係る同条の規定による重要物品等カードの作成及びその写しの提出については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の規則第八十一条第三項の規定による協議をした重要物品の処分に係る手続については、なお従前の例による。

4 施行日前に異動があった重要物品に係る改正前の規則第八十六条第一項の規定による重要物品異動報告書又は自動車等異動報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。

5 平成二十五年度に係る改正前の規則第八十六条第二項の規定による重要物品異動状況報告書の作成及び提出については、なお従前の例による。

6 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十一号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に、「百分の一・一〇」を「百分の一・一六」に、「百分の一・〇五」を「百分の一・〇八」に改める。

「住所又は所在地

様式第三号中「あて先」を「宛先」に、氏名又は名称及

び代表者氏名

「住所

氏名

を

④ 法人にあつては、主たる事務所の
⑤ 所在地、名称及び代表者の氏名
に、
⑥ 「に基づき」を「により」

に、「市町村長」を「市町村長又は区長」に、「登記簿の抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 改正前の埼玉県証紙条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第六号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第四中「あつ先」を「あ先」に改め、「なな中中中」の次に「延兼料はもつとじ」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の埼玉県立高等学校通則様式第三及び様式第四の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第七号

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「教育長」を「埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」「に改め、同条第二項第四号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第四条第一項中「埼玉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」「を「教育長」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第二項に見出しとして「（埼玉県立学校の授業料減免に関する規則の廃止）」を付し、附則第三項を次のように改める。

（授業料の減免の特例）

3 教育長は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けた者（以下この項において「受給権者」という。）が高等学校等就学支援金の支給を受ける場合において、当該高等学校等就学支援金を同法第七条の規定により県の有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充ててもなおその徴収すべき授業料の額に不足すると認められるときは、その不足額に相当する授業料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号、同条第二項第四号及び第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和五十一年埼玉県条例第三十四号)第三条第一項及び第八条の規定に基づき、同項に規定する授業料(次条において単に「授業料」という。)を徴収する月及び日並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料を徴収する月及び日)

第二条 授業料を徴収する月は、八月、十一月、十二月及び翌年の一月とし、当該月の授業料を徴収する日は、二十六日とする。ただし、埼玉県教育委員会教育長(次条において「教育長」という。)が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(授業料の徴収猶予)

第三条 教育長は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の規定による申請をした者について必要があると認めるときは、授業料の徴収を猶予することができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第九号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第十七イの表中

96
96
96
97
97
98
98
99
99

に、

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53

別表第十七イの表中

94
94
95
95
96
96
97
97
98
98
98
98
99
99
99
100

を

93
94
94
94
95
95
95

54
55
56
57

を

33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49

に

改める。

別表第十七ロの表中

94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
109
109

を

94

93
94
94
95
95
96
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108

に、

86
87
88
89
90
91
92
93

を

85
86
86
87
87
88
88
89

に、

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45

を

20
20
21
21
21
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

61
62
63
64
65

を

50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

に改める。

を

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

に、

51
51
52
52
52
53
54
55
56
57
58
59
60

56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59

に、

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
60

に、

56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
60
60
61
61
61
62
62
63

を

55
56

別表第十七二の表中

57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61

を

56
57
57
57
57
57
57

48
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
52

に改める。

74
74
74
74
75
75
75
75
75
75
75
75
75
75
75
75

に、

49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

を

74

63
63
63
63
63
63
64
64
64

に、

75
75
76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

を

74
74
74
74

別表第十七八の表中

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
62
62

26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39

に改める。

規則

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照實

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立近代美術館管理規則等の一部を改正する規則

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第一条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「四七〇円」を「四八〇円」に、「一、一七〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

(埼玉県立武道館管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立武道館管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇〇〇」を「一、〇二〇」に改める。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第三条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表ビデオプロジェクターの項中「一、六九〇」を「一、七四〇」に、「一、九三〇」を「一、九八〇」に改め、同表書画カメラの項中「八一〇」を「八二〇」に、「九二〇」を「九四〇」に改め、同表十六ミリ映写機の項中「七二〇」を「七三〇」に、「八二〇」を「八五〇」に改め、同表スライド映写機の項中「五八〇」を「六〇〇」に、「六七〇」を「六八〇」に改め、同表カメラ録画装置の項中「八八〇」を「九一〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表中「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第五条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「九七〇円」を「九九〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「三九〇円」を「四〇〇円」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定（利用料金に係る規則の規定を除く。）は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

埼玉県公安委員会規則第 3 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

304 一般国道254号	大里郡寄居町大字富田字上六反田2545番 1 地先から 大里郡寄居町大字桜沢字松原167番 1 地先まで
305 一般国道254号	比企郡小川町大字中爪字カサ1125番 1 地先から 大里郡寄居町大字富田字上六反田2545番 1 地先まで
306 主要地方道熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字杉山字豊岡212番 1 地先から 比企郡小川町大字中爪字カサ1125番 1 地先まで
307 県道上尾蓮田線	上尾市本町三丁目916番 1 地先から 北足立郡伊奈町大字小室字志久4691番 1 地先まで
308 主要地方道川口上尾線	さいたま市北区吉野町 1 丁目407番 2 地先から さいたま市北区吉野町 2 丁目230番 5 地先まで
309 主要地方道川口上尾線	上尾市日の出三丁目145番11地先から 上尾市日の出三丁目207番 2 地先まで

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金野 俊男

埼玉県人事委員会規則七―九五七

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

職業訓練の業務に直接従事する職員	二
職業訓練の業務に直接従事する職員 産業人材・入校就職担当で職業訓練の業務に直接従事する職員	一

別表第一高等技術専門校の項中

職業訓練の業務に直接従事する職員	二
------------------	---

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金野 俊男

埼玉県人事委員会規則七 九五八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七・一）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

組 織	職	区 分
議会事務局	事務局長	一種
	副事務局長	二種
	参事	二種
	課長	三種
	図書室長	三種
知事部局	副課長	四種
	本庁部長 知事室長 総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。） IT統括幹 会計管理者 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 東京事務所長 総合リハビリテーションセンター長 精神保健福祉センター長	一種
	本庁副部長 参事 報道長	二種

<p> 総合調整幹 改革政策局長 地域政策局長 行政監察幹（人事委員会が定めるものに限る。） 税務局長 契約局長 少子化対策局長 食品安全局長 雇用労働局長 地域振興センター所長 県税事務所長（さいたま） 自動車税事務所長 パスポートセンター所長 環境管理事務所長（人事委員会が定めるものに限る。） 環境科学国際センター事務局長 環境科学国際センター研究所長 環境科学国際センター研究企画幹 総合リハビリテーションセンター局長 児童相談所長（中央） 保健所長（川口、春日部、鴻巣、狭山、熊谷） 衛生研究所長 食肉衛生検査センター所長 産業技術総合センター副センター長 農林振興センター所長（川越、東松山、秩父、大里、加須、春日部） 農業大学校長 農林総合研究センター所長 県土整備事務所長（さいたま、川越、秩父、熊谷、越谷） 総合技術センター所長 </p>	<p>三種</p>
<p>本庁課（所）長</p>	<p>三種</p>

総合調整幹（人事委員会が定めるものに限る。）

政策幹

行政監察幹

技術評価幹

危機対策幹

先端産業幹

主席協同組合検査員

副参事

東京事務所副所長

地域振興センター副所長

地域振興センター地域防災幹

川越比企地域振興センター東松山事務所長

北部地域振興センター本庄事務所長

県税事務所長

自動車税事務所支所長

県営競技事務所長

パースポーツセンター副所長

パースポーツセンター支所長

婦人相談センター所長

男女共同参画推進センター所長

消費生活支援センター所長

消防学校長

防災航空センター所長

環境管理事務所長

環境科学国際センター副研究所長

環境科学国際センター室長

環境整備センター所長

福祉事務所長

総合リハビリテーションセンター医療局副局長

精神保健福祉センター副センター長

児童相談所長

埼玉学園長

<p>保健所長</p> <p>衛生研究所副所長</p> <p>高等看護学院長</p> <p>動物指導センター所長</p> <p>食肉衛生検査センター北部支所長</p> <p>計量検定所長</p> <p>産業技術総合センター室長</p> <p>産業技術総合センター北部研究所長</p> <p>高等技術専門校長</p> <p>職業能力開発センター所長</p> <p>農林振興センター所長（さいたま、本庄）</p> <p>農林振興センター副所長</p> <p>病害虫防除所長</p> <p>家畜保健衛生所長</p> <p>秩父高原牧場長</p> <p>農林総合研究センター副所長</p> <p>農林総合研究センター研究所長</p> <p>農林総合研究センター畜産研究所長</p> <p>農林総合研究センター森林・緑化研究所長</p> <p>花と緑の振興センター所長</p> <p>寄居林業事務所長</p> <p>農村整備計画センター所長</p> <p>県土整備事務所長</p> <p>総合技術センター技術指導幹</p> <p>総合技術センター総合技術幹</p> <p>総合技術センター主席工事検査員</p> <p>西関東連絡道路建設事務所長</p> <p>総合治水事務所長</p> <p>八潮新都市建設事務所長</p> <p>大宮公園事務所長</p> <p>建築安全センター所長</p> <p>営繕工事事務所長</p>	<p>本庁副課（所）長</p> <p>知事室長付副室長</p>
	<p>四種</p>

副報道長

調整幹

主席県民相談員

出納審査幹

地域振興センター地域調整幹

県税事務所副所長

自動車税事務所副所長

県営競技事務所副所長

パSPORTセンター副支所長

婦人相談センター副所長

男女共同参画推進センター副所長

消費生活支援センター副所長

消費生活支援センター支所長

消防学校副校長

消防学校主席講師

環境管理事務所副所長

環境科学国際センター副室長

環境整備センター副所長

福祉事務所副所長

総合リハビリテーションセンター部長

総合リハビリテーションセンター医療局医療

安全管理幹

精神保健福祉センター社会復帰部長

児童相談所副所長

越谷児童相談所草加支所長

埼玉学園副園長

保健所副所長

衛生研究所地域保健企画室長

衛生研究所精度管理室長

衛生研究所感染症室長

衛生研究所食品微生物検査室長

衛生研究所化学検査室長

動物指導センター南支所長

食肉衛生検査センター副所長

	<p>産業技術総合センター副室長 産業技術総合センター北部研究所技術・事業 化支援室長 高等技術専門校副校長 職業能力開発センター副所長 農林振興センター部長 家畜保健衛生所副所長 農業大学校副校長 農林総合研究センター室長 農林総合研究センター総務部長 農林総合研究センター研究所副研究所長 花と緑の振興センター副所長 寄居林業事務所副所長 農村整備計画センター副所長 県土整備事務所副所長 総合技術センター副主席工事検査員 総合治水事務所副所長 八潮新都市建設事務所副所長 大宮公園事務所副所長 建築安全センター副所長 営繕工事事務所副所長 総合リハビリテーションセンター部長（人事 委員会が定めるものに限る。）</p>	
<p>教育委員会事務局</p>	<p>副教育長 本局部長 参事（人事委員会が定めるものに限る。） 本局副部長 参事 教育事務所長 総合教育センター所長 総合教育センター総合企画長 図書館長 歴史と民俗の博物館長 近代美術館長</p>	<p>一種 二種</p>

<p> 本局課長 副参事 報道幹 学校管理幹 学校評価幹 教育指導幹 教育事務所副所長 北部教育事務所支所長 総合教育センター副所長 総合教育センター企画幹 総合教育センター支所長 図書館副館長 歴史と民俗の博物館副館長 さきたま史跡の博物館長 嵐山史跡の博物館長 近代美術館副館長 自然の博物館長 川の博物館長 文書館長 げんきプラザ所長 武道館長 </p>	<p>三種</p>
<p> 本局副課長 総務幹 調整幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 教育事務所室長 主席管理主事 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 さきたま史跡の博物館副館長 嵐山史跡の博物館副館長 </p>	<p>四種</p>

	<p>自然の博物館副館長 川の博物館副館長 文書館副館長 げんきプラザ副所長 伊奈学園総合高等学校事務局長 大宮中央高等学校事務局長 県立学校事務部長 伊奈学園総合高等学校事務局次長 大宮中央高等学校事務局次長 県立学校事務室長 県立学校事務長</p>	
警察本部	<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。） 財務局長 組織犯罪対策局長 運転免許本部長 方面本部長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長（浦和、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>七種 一種 二種</p>
	<p>警察本部の課（室・所・隊）長 監察官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長</p>	<p>三種</p>

	<p>方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川） 主席調査官（人事委員会が定めるものに限る。） 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 取調べ監督室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 情報セキュリティ対策室長 照会センター所長 留置センター所長 監査室長 装備技術センター所長 採用センター所長 犯罪被害者支援室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 地域安全対策推進室長 生活安全特別捜査隊長 少年サポートセンター所長 環境犯罪対策室長 地域指導室長 航空隊長 刑事指導室長</p>	<p>四種</p>
--	--	-----------

附則

収用委員会事務局	労働委員会事務局				人事委員会事務局				監査事務局			捜査支援センター所長 検視調査室長 特殊詐欺捜査室長 法医鑑定室長 暴力団排除対策室長 交通安全対策推進室長 放置駐車対策センター所長 交通管制センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 特別機動警察隊長 初任教養部長 警察署副署長		
	事務局長	副課長	課長	副事務局長	参事	事務局長	主席監査員	事務局長	術科教養部長	次席	副隊長			
	三種	四種	三種	二種	一種	四種	三種	二種	一種	四種	三種		一種	五種

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七―九五九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61

を

56
57
57
57
57
57
57
57
57
57

58
58
58
58
59
59
59
59
59
60

に、

56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63

を

55
56
56

56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
59
59
59
59

に、

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

を

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

に、

51
51
52
52
53
53
54
54
55
56
57
58
59
60
61

62
63
64
65

を

50
50
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
54
54
55

に、

33
33
34
34
35
35
36
36
36
37

37
38
38
39
39
40
40
41

を

32
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37

に、

29
29
30
30
31

31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37

を

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32
32
32
32
33

に改め

る。

93
94
94
94
94
95
95
95

に、

93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105

を

92
92
93
93
93

別表第七への表中

92
92
92
93
93
93
94
94
94
95
95
95
96
96
96
97

を

91
92
92
92
92
93
93
93
93

32
33

を

26
27
27
27
27
28
28
28
28
29
29
29
30
30
31

に改める。

を

40
41
41
41
41
42
42
42
43
44
44
45
45
46
46
47

に、

27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
31
32

に、

41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

を

48

74
74
74
75
75
75
75
75
75
75
75
75
75

に、

49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
54
54
54
55

を

74

63
63
63
63
64
64
64

に、

75
75
76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

を

74
74
74
74
74
74

別表第七ホの表中

62
62
62
62
63
63
63
64
64
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63

42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
45
46
46
47

に改める。

49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
51

に、

43
43
44
44
44
45
46
46
47
48
48
49
49
50
50
51

を

48

30
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33

に、

49
49
49
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55

を

48
48
49

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

49
を
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に
改める。

を
42
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44
45
45
45
46
46
47

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
46
47
47
48

68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
71
72
72
72
73

に、

43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47

94
94
94
95
95
95
96
96
96
97
97
97

に、

69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
78
79
80
81

を

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九六〇

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 七二四）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「情報システムをいう。」の下に「その他人事委員会が定める情報システム」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一二―一二五

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（埼玉県人事委員会規則一二―一六）の一部を次のように改正する。

別表知事及び会計管理者本庁の項職の欄中「会計管理者」を 「会計管理者」に、

IT統括幹」

「危機対策幹」を 「危機対策幹」に改め、同表知事及び会計管理者地域機関県営競

先端産業幹」

技事務所の項職の欄中「主幹（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」

を削り、同表知事及び会計管理者地域機関産業技術総合センターの項職の欄中「北

部研究所長」を

に改

副室長（労働関係に関する事務を所掌するものに限る。）」

「研究所

め、同表知事及び会計管理者地域機関農林総合研究センターの項職の欄中

畜産研

究所長 「畜産研究所長

を 森林・緑化研究所長」に改める。

緑化研究所長」

研究所長」

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項中「~~滬用機及び~~」を削り、同表総合リハビリテーションセンターの項中「~~日曜日及び4週間について4日とし、兼務の異情に及び所屬長が定める日~~」を「~~上~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第2号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「含む。」の下に「、IT統括幹」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第四号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員表彰規程（昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「副部長」の下に「その他審査会が必要と認める者」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第五号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	4 級	主任の職務	を	4 級
-------	-----	-------	---	-----

主任又は主任専門員の職務

に改める。

別表第四中		別表第四中	
を	に改め	を	に改め
69	68	56	55
69	68	56	56
70	68	56	56
70	68	56	56
71	69	56	56
71	69	57	56
72	69	57	56
72	69	58	57
72	69	58	57
73	69	58	57
73	70	59	57
73	70	59	57
74	70	60	57
74	70	60	58
75	70	61	58
75	70	61	58
76	71	62	59
76	71	62	59
77	71	63	59
77	72		

№。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第六号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「及び特定記録郵便物」を「、特定記録郵便物、交付記録郵便物及び配達日指定郵便物」に改める。

別表課の文書記号の表青少年課の項の次に次のように加える。

国際スポーツ課

国ス

別表課の文書記号の表全国育樹祭課の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県会計管理者訓令第一号

出納総務課

会計管理課

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県会計管理者 吉 浦 伸 和

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県会計管理者訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表出納総務課長専決事項の項第三号及び会計管理課長専決事項の項第一号中「第四十条第四項第二号」を「第四十条第五項第二号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の

一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四教育総務部の表財務課の項教育長決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

県立学校

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学期の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学期の減免に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料及び入学期の減免に関する事務の決裁に関する規程（平成十九年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する埼玉県立高等学校の授業料等の減免及び徴収猶予に係る事務の決裁に関する規程

第一条中「以下第三条」を「第三条」に、「規則」を「減免規則」に、「に規定する」を「及び埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例第三条第一項に規定する授業料を徴収する月等を定める規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第八号。第三条第五号において「徴収規則」という。）に規定する」に、「事務の決裁に關し必要な事項」を「埼玉県立高等学校の授業料等の減免及び徴収猶予に係る事務について、埼玉県立高等学校の校長の専決することができる事項」に改める。第三条中「次の各号に」を「次に」に、「規則」を「減免規則」に改め、同条に次の二号を加える。

四 減免規則附則第三項の規定に基づき、授業料の減免を決定し、及び通知する
こと。

五 徴収規則第三条の規定に基づき、授業料の徴収を猶予すること。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「以下第三条」を「第三条」に改める部分に限る。）及び第三条の改正規定（「次の各号に」を「次に」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四中	69	68
	69	68
	70	68
	70	68
	71	68
	71	69
	71	69
	72	69
	72	69
	73	69
	73	69
	74	69
	74	69
	75	69
	75	69
	76	69
	76	69
	77	69
	77	69

70	56	55
70	56	56
70	56	56
70	56	56
70	57	56
71	57	56
71	57	56
71	58	
71	58	
72	59	
	59	
	60	
	60	
	61	
	61	
	62	
	62	
	63	

56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
59
59
59

に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 松岡 進

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十八号を第十九号とし、同項第十七号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 水道に係る県内企業の海外展開支援に関すること。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部

を次のように改正する。

第三条第十五号を次のように改める。

十五 引当金 貸倒引当金、賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金及び退職給付引当金をいう。

第八条の三中「第六号」を「第五号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項第十四号中「補てん財源明細簿」を「補填財源明細簿」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第十一号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 リース資産台帳

第十四条第二項第一号から第五号までの規定中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第二号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第六号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第六号から第九号までの規定中「第二十二号」を「第二十三号」に改め、同項第七号中「第十九号」を「第二十号」に改める。

第五十一条の四中「総務課長又は所長は、自ら」を削り、「をする場合を除いて」を「の請求は」に、「あて」を「宛て」に、「又はその写し」を「その他の管理者が適当と認める書類」に、「し、この内容を整理しておかなければならない。」を「する。」に改める。

第五十三条の五を削る。

第五十三条の六の見出しを「（預り金、前受金及び前受収益の利子）」に改め、同条中「預り金及び前受金」を「法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、預り金、前受金及び前受収益」に改める。

第八十三条の五第三項中「、管理者が別に定めるものを除き」を削り、同条第四項中「物品供用引継書により」を削る。

第八十三条の十二第一項中「その本来の用途に供することができないと認められ

る」を「使用不能となった若しくは使用する必要のない」に改める。

第八十五条第二項第一号中「固定資産台帳（」の下に「リース資産台帳及び」を加える。

第八十七条第五号中「適正な見積りによる価額」を「公正な評価額」に改める。

第九十六条の四第二項中「こえて」を「超えて」に改め、次のただし書を加える。

ただし、第二号の場合において、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第一百三条中「第七十三号」の下に「。以下「地公企則」という。」を加える。

第一百四条ただし書を次のように改める。

ただし、管理者又はその委任を受けた者がその性質上書面による届出を要しないと認めるものにあつては、この限りでない。

第四百三十三条第二項中「ならない。」の下に「なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。」を加える。

第四百四十八条第一項中第五号の次に次の一号を加える。

六 前各号に定めるもののほか、契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第三百三十七条の二の規定により随意契約によることができる予定価格として定める額を超えるもの

第一百五十五条中「第三号」を「第五号」に改め、「第四号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正

二 固定資産の減価償却

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第一百五十五条中第四号の次に次の三号を加える。

五 引当金の計上

六 未払費用等の経過勘定に関する整理

七 消費税及び地方消費税計算に伴う整理

第五十七条第一項中「ならない。」の下に「なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第一百五十七条の次に次の一条を加える。

(報告セグメント)

第二百五十七条の二 地公企則第四十条第二項に規定する報告すべきセグメントの区分は、次のとおりとする。

会計	区分
地域整備事業会計	土地造成事業
	ゴルフ場施設貸付事業

別表第二の表を次のように改める。

別表第 2 (第 18 条関係)

工業用水道事業会計又は水道事業会計勘定科目
資産

(1) 固定資産	款	項	目	節	備考
有形固定資産		土地	事務所用地 施設用地 その他土地	鉄筋コンクリート造 金属造 プロック造 木造 木造 木造 木造 木造 木造 木造	目及び節は固定資産台帳で整理するときに使用するものとする。 買収費、整地費（建物又は構築物に直接に関係のあるものを除く。）及び測量費。本庁舎用地等もつばら事務所のために用いる土地 浄水場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。） 建物（事務所、作業所、倉庫、車庫のほか公舎その他の経営附属建物を含む。）を用途別に記載し、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備を含む。建物の取得に関して要した工事費、買収費（買収建物を使用するために要した移譲、模様替、改造等の諸経費を含む。）、整地費（土地に計上されているものを除く。）等本庁舎、営業所等もつばら事務所の用に供されている建物 鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。 石造、レンガ造を含む。 木骨モルタル造を含む。 木製主要柱が10センチメートル角以下のもので杉皮ぶき又はトタンぶきのもの、埋立造及び仮設のものをいう。

建築物減価償却累計額	施設用建物 公舎宿舎用建物 その他建物	取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物 筋は事務所用建物に準ずる。 筋は事務所用建物に準ずる。 同上 取水ダム、トンネル、沈み池、その他土地に定着する土木施設又は工作物を用
------------	---------------------------	---

建築物減価償却累計額 機械及び装置	原水及び浄水設備 送(配)水施設 その他構築物 電気設備	取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 その他施設 送(配)水施設 受変電設備 水処理用電気設備 薬品注入設備用 電気設備 計装設備 計算機設備	送別に記載する。 取水設備から沈み池等を経て浄水を終わるまでの設備 水源となる河川、湖沼、貯水池、井戸などから原水を取り入れるために設けられた諸施設をいう。 原水を貯留するためのダム等の貯水池、原水調整池等の施設をいう。 取水施設から浄水場まで水を導く施設をい、このために布設した管を導水管と いう。 又開水路式の水路を導水路という。 原水を浄水するための関連施設(排水処理施設を含む。)をいう。 上水道事業にあつては、浄水場から各地域の配水池へ浄水を送るためのポンプ、管路などの施設を送水施設という。 工業用水道事業にあつては浄水場から直接需要工場へ配水されているので、浄水を貯りゆする配水池以下の施設を一括して配水施設という。 機械、装置、コンベヤ、起重機等の運搬設備並びにその附属設備を種類別に記載する。 電動機、変圧器、配電盤及び所内配電装置(建物に含むものを除く。)
----------------------	---	---	---

			排水処理用 電気設備 本館設備用	
		電気設備 非常用自家 用発電設備 その他電気設備	自家発電のための内燃設備	
内 燃 設 備 計 測 設 備		計 装 設 備 計 算 機 設 備		
通 信 設 備		遠方監視制御設備 その他通信設備		ポンプ及びこれに直結し、分離し難い電 動機等の内燃設備を含む。
ポ ン プ 設 備		取 水 施 設 導 水 施 設 浄 水 施 設 送 (配)水施設 その他施設		
滅 菌 設 備		塩素滅菌設備		
薬品注入設備		硫酸バンプ 再生バンプ P A C アルギン酸ソーダ 苛性ソーダ 活性炭炭 その他施設		
計 量 器		量 水 器 その他計量器		
その他機械装置		取 貯 水 施 設 導 水 施 設 浄 水 施 設 送 配 水 施 設 その他施設		
機械及び装置 減価償却累計額				

車両運搬具	自動車等各種車両を記載する。耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
車両運搬具 減価償却累計額	
船舶	
船舶減価 償却累計額	
工具、器具 及び備品 及び備品	耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
リース資産 減価償却累計額	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
リース資産 建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のために支出した工事費（前払金等を含む。）を工事件名別に整理する。
その他有形 資産	
その他有形 資産	
減価償却累計 額	
固定資産 除却未決算	
固定資産 除却未決算	
減価償却累計 額	
リース使用権	特定多目的リース法（昭和32年法律第35号）第17条の規定により設定された権利
水	河川法（昭和39年法律第167号）第23条、第24条及び第25条に規定する権利
土地	土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
地上権	民法第265条に規定する権利
特許権	特許法（昭和34年法律第121号）第29

無形固定資産

施設利用権		<p>条に規定する権利</p> <p>電気、ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して、電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して、電気又はガスの供給を受ける権利）、専用回線利用権等</p>
電話加入権 ソフトウエア		<p>電話設備負担金、加入料及び装置料</p> <p>コンピュータソフトウエアに係る費用で、当該ソフトウエアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるもの</p>
リース資産		<p>無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産</p>
その他無形 固定資産 長期性預金 投資有価証券 投資その他の資産	国債 地方債 地公社債 地公社債 株式債 その他有価証券	<p>金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金領収書及び申込金領収書（以下「有価証券」という。）中で投資の目的をもつて所有するもの</p>
出資 長期貸付金	一般貸付金 一	<p>貸付金で当該事業年度の末日から起算して1年以内の日（以下「1年内」という。）に返済期限が到来しないもの</p>
貸倒引当金	他会計貸付金 職員貸付金	<p>他会計及び職員に対する長期貸付金以外の長期貸付金</p> <p>長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p>

基金 長期前払消費税	資産に係る控除対象外消費税額の全部又は一部
年賦未収金 破産更生債権等	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの 上記以外の投資の性質を有するもの（長期前払費用等）
その他投資 減価償却累計額	

(2) 流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金預金	未収受託工事収益 その他営業未収金		水道料金及び量水器貸付料金及び保守料の未収金 材料売却収益、手数料その他営業収益に係る未収金
未収金	営業未収金	未収受取利息 未収消費税及び 地方消費税還付金 その他営業 外未収金		固定資産売却代金等に係る未収金
	その他未収金	諸売却代 未収消費税及び 地方消費税還付金 その他未収金		未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 一時的所有を目的とする有価証券 通常の業務活動において発生した手形債権
貸倒引当金				
有価証券 受取手形				

貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
貯蔵品	一般貯蔵品	(何) 浄水場	
	特殊品	(何) 浄水場	
短期貸付金	一般短期貸付金		貸付金で返済期日が1年内のもの
	他会計貸付金		短期貸付債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合未だ提供されていない役務に対して支払われた対価のうち当該事業年度の費用に属さないもの(未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料)で1年内に費用となるべきもの
貸倒引当金			
前払費用	未経過保険料 その他前払費用		物品等の購入に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
	工事代 物品代 消費税及び 地方消費税 その他前払金		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの
未収収益	未収利息 その他未収収益		未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 流動資産のうち上記の各科目に該当しないもの
貸倒引当金			
その他流動資産	仮払消費税及び 地方消費税 特定収入仮払消費税 及び地方消費税		

仮払金 保管有価証券 雑口			
---------------------	--	--	--

負債

(3) 固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				1年以内に償還期限の到来するものを除いた企業債 借入先別に整理する。
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債			1年以内に償還期限の到来するものを除いた他会計借入金 借入先別に整理する。
リース債務				ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 修繕引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額 地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第4条（引当金に関する経過措置）の規定に基づく引当金（1年内の使用額を正確に算定できない場合に限り） 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
年賦未払金	その他引当金			
繰延年賦売却益	(何)年賦金			

その他固定負債				
---------	--	--	--	--

(4) 流動負債

款	項	目	節	備 考
一時借入金 企業債	建設改良費等の 財源に充てる ための企業債 その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債
他会計借入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金 その他の 長期借入金			1年以内に償還期限の到来する他会計借入金
リース債務				1年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務 契約等によりすでに債務は発生しているがまだその支払の終わらない債務をいう。
未払金	未払買入物品代 未払請負工事代 未払人件費 未払利息 未払消費税及び 地方消費税 その他未払金			契約等により継続的に提供を受けている 役員に対する対面として時の経過とともに に発生したとみられる債務をいう。
未払費用	未払買入物品代 未払請負工事代 未払人件費 未払利息 その他未払費用			契約等によりすでに受け取った対面のう ち、いまだその債務の履行を終わらない もの
前受金				

営業前受金	営業前受金		前受受託給水工事収益等翌事業年度以降に属する営業収益
営業外前受金	営業外前受金		前受利息等、翌事業年度以降に属する営業外収益
その他前受金	その他前受金		固定資産売却代金等の前受金 前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
引当金	費与引当金		翌事業年度に支払う費与のうち、当事業年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に取り崩す予定のもの
年賦未払金	その他引当金		
その他流動負債	(何)年賦金 預り有価証券	担保証券 保証証券 その他預り有価証券	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関からの担保としての有価証券 入札保証金に代える担保及び契約保証金に代える担保としての有価証券
	預り金	源泉徴収税 社会保険料	再任用職員に係るもの
		入札保証金 契約保証金 担保金	再任用雇用保険料・社会保険料 その他社会保険料
			出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関からの担保としての預り金

仮受消費税及び 地方消費税 仮受金口	その他預り金		
--------------------------	--------	--	--

(5) 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				債権資産の取得又は改良に充てられたための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び債権資産の取得又は改良に充てられたために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てられたため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の種類
	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金			債権資産の贈与を受けた財産の評価額 債権資産の取得又は改良に充てた寄附金 債権資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	国庫補助金 他会計補助金			債権資産の取得又は改良に充てた国庫補助金 債権資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
長期前受金 収益化累計額				
	受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 国庫補助金 他会計補助金			

資 本

(6) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金			企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律第292号、以下「法」という。）適用の時）における資産の総額から建設又

	繰入資本金 組入資本金			は改良に要する資金に充てるために発行した企業債、負債、基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額 他会計からの出資金の額
--	----------------	--	--	--

(7) 剰余金

款	項	目	前	備 考
資本剰余金	再評価積立金			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	寄 附 金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	工 事 負 担 金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	国 庫 補 助 金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
	他会計補助金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
	その他資本剰余金			
	減 債 積 立 金			
	利 益 積 立 金			
	建設改良積立金			
(何) 積 立 金				
当年度未処分				
利 益 剰 余 金				
当年度未処理				
欠 損 金				
繰越利益剰余金				
年 度 未 残 高				
繰 越 欠 損 金				
年 度 未 残 高				
当年度純利益				
(当年度純損失)				

収益

款	項	目	節	備考
工業用水道 事業収益又は 水道事業収益	営業収益	給水収益		主たる営業活動から生じる収益 水道料金、量水器貸付料金及び量水器保 守料金
		受託工事収益 その他営業収益		給水装置の新設、修繕等 の工事受託による収益
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息	
		他会計補助金 補助金 長期前受金戻入	雑配当金	収益的支出を負担することを目的とする 他会計からの補助金 営業費補助の目的で交付された補助金 補助金、負担金その他これらに類するもの により取得し又は改良した固定資産の 減価償却又は除却を行う際に、当該固定 資産の減価償却費又は残存価額に相当す る額に当該固定資産の減価償却又は除却 を行う日の直前における当該固定資産に 係る長期前受金の額の割合を乗じて得た 額を償却した場合に、当該償却した額に 相当する額
			受贈財産評価額 長期前受金戻入	

			長期前受金戻入 長期前受金戻入 工事負担金 長期前受金戻入 国庫補助金 長期前受金戻入 他会計補助金 長期前受金戻入	長期前受金戻入 工事負担金 長期前受金戻入 国庫補助金 長期前受金戻入 他会計補助金 長期前受金戻入	
		雑収	有価証券売却益 不用品売却収益 生産品売却収益 その他雑収益		
	特別利益				当年度の経常的収益から除外すべき収益 (1件 1,000万円 (工業用水道事業にあ つては 100万円) 以上) 前年度以前の損益の修正で利益の性質を 有するもの
			固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益		

費用

款	項	目	節	備考
工業用水道 事業費用又は 水道事業費用	営業費用	原木及び浄水費	給料等 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 賃金 賃旅	水源のかん養及び原木の取木、ろか、減 菌する設備の維持及び作業に要する費用 賞与引当金として計上するための繰入額 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険 料、雇用保険料、労災保険料、労務災害 補償費等 医務、衛生、保健、文化体育等に要する 費用

報 信 費	報 信 費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は金額10万円未満の器具備品費
被 服 費	燃 料 費	自動車用燃料及び採暖並びに炊事用薪炭費
消 耗 品 費	光 熱 水 費	電灯、ガス、水道使用料
燃 料 費	印 刷 製 本 費	文書、図面、伝票、帳簿等の印刷製本代
費	通 信 運 搬 費	郵便葉書、郵便切手、電信電話料等
	委 託 料	水質試験、浄水方法の試験研究等の委託に要する費用
	手 賃 借 料	借地料、借家料、自動車借上料等
	修 繕 費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	操 動 費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	薬 品 費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	補 償 費	補償金、賠償金、見舞金等
	研 修 費	職員の研修に要する費用
	負 担 金 費	分水負担金、庁舎維持負担金等
	受 水 費	他から供給を受ける原木の受水に要する費用
	その 他 引 当 金 繰 入 額	地公企則第22条の規定により引き当てる その他引当金として計上するための繰入額
	雑 費	配水池、配水管その他浄水の送水、配水に係る設備及び給水装置に附属する量水器、その他の設備の維持及び作業に要する費用
	配水及び給水費	
給 手 当 料 等		
賞与引当金繰入額		
法定福利費		

厚生福利金	福利金				
賃借料	賃借料				
燃料費	燃料費				
水費	水費				
製氷機費	製氷機費				
印刷費	印刷費				
通信費	通信費				
委託料	委託料				
手賃料	手賃料				
修繕費	修繕費				
修繕引当金繰入額	修繕引当金繰入額				
特別修繕引当金	特別修繕引当金				
繰入金	繰入金				
動力費	動力費				
薬材費	薬材費				
補償費	補償費				
研費	研費				
負担金	負担金				
その他	その他				
繰入金	繰入金				
雑費	雑費				
業務費	業務費				
料等	料等				
給当	給当				
手当	手当				
費	費				
退職引当金繰入額	退職引当金繰入額				
退職給付費	退職給付費				
法定福利金	法定福利金				
厚生旅費	厚生旅費				
消耗品	消耗品				

料金の測定、収納、検針その他業務に要する費用

退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額

金額	入	額	費	費	係	費	減価償却費
金額	工事	費	報	報	係	費	減価償却費
業活動の全般に関連する費用							
臨時又は非常態の顧問、嘱託員等に対する報酬							
事業活動の全般に関連する費用							
臨時又は非常態の顧問、嘱託員等に対する報酬							
給手	当	料	報	報	係	費	減価償却費
賞与引当金繰入額							
退職給付							
法定福利							
厚生							
旅費							
報償							
被服							
消耗品							
燃料							
燃費							
光熱費							
印刷製本							
通信							
委託手数料							
賃借							
修繕費							
補償							
研究							
負担							
保険料							
公共料金							
交際費							
広告							
貸倒引当金繰入額							
貸倒引当金繰入額							
その他引当							
金繰入							
金繰							
有							
形							
固							
定							
建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬							
事業用財産に対する損害保険料							
固定資産等所在市町村交付金							

	資産減耗費	<p>資産減価償却費 無形固定 資産減価償却費</p>	<p>具、工具・器具及び備品等の償却額 ダム使用权、水利権、借地権、地上権、 特許権及び施設利用権等の償却額</p>
	固定資産売却費	固定資産売却費	有形固定資産の売却損又は廃棄損及び撤去費
その他営業費用	たな卸資産減耗費	たな卸資産減耗費	
営業外費用	材料売却原価 雑支出	材料売却原価 雑支出	金融及び明秀活動に伴う費用及び固有の 営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息及び 企業債取扱諸費	<p>企業債利息 借入金利息 機 構 負 担 年賦金利息 施設購入 年賦金利息 企業債手数料及び 取 扱 費 リース資産利息</p>	企業債の元利償還の制度支払う手数料及び 取扱費
	雑 支 出	<p>有価証券売却損 不用品売却原価 貸 倒 損 失 貸倒引当金繰入額 その他雑支出</p>	
特 別 損 失	固定資産売却損 減 損 損 失 過年度損益修正損	固定資産売却損 減 損 損 失 過年度損益修正損	<p>盗難、火災等の財産開発損等を計上する。 当年度の経常的費用から除外すべき費用 (1件1,000万円(工業用水道事業会計 にあっては100万円)以上)</p>
	災害による損失 手 当 等 貸倒引当金繰入額 その他特別損失	災害による損失 手 当 等 貸倒引当金繰入額 その他特別損失	前年度以前の損益の修正で損失の性質を 有するもの 災害による巨額の臨時損失

別表第三の表を次のように改める。

別表第 3 (第 18 条関係)

地域整備事業会社勘定科目
資 産

款	項	目	節	備 考
有形固定資産	土 地	事務所用地 施設用地 産業団地貸付土地 ゴルフ場用地 その他土地	鉄筋コンクリート造 金 属 造 ブ ロ ッ ク 造 木 造 簡 易 建 物	目及び節は固定資産台帳で整理するとき に使用するものとする。 分譲用地以外の土地 買収費、整地費（建物又は構築物に直接 に関係のあるものを除く。）及び測量費。
				地区別に整理する。 地区別に整理する。
				建物の取得に要した費用（暖房、照明等 付属設備を含む。） 本庁舎、営業所等もつばら事務所の用に 供されている建物 鉄骨鉄筋コンクリート造を含む。
建物	建物減価 累計額	施設用建物 公舎宿舍用建物 その他建物	石造、レンガ造を含む。 木骨モルタル造を含む。 木製主要柱が 10センチメートル角以下の もので杉皮ぶき又はトタンぶきのもの、 堀立造及び仮設のものをいう。 節は事務所用建物に準ずる。	地区別に整理する。 地区別に整理する。
				同上
				同上
建物減価 累計額 構築物 構築物減価 累計額 機械及び装置	(何)	(何)	(何)	土地に定着する建物以外の構築物等を整 理する。
				同上
				同上
(何)	(何)	(何)	(何)	機械及び装置並びにこれらの附属品（建 物に含むものを除く。）
				同上
				同上

機械及び装置 減価償却累計額	車両運搬具 減価償却累計額	車両運搬具 工具、器具 及び備品 工具、器具 及び備品 減価償却累計額	車両運搬具 工具、器具 及び備品 工具、器具 及び備品 減価償却累計額	耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの	耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
リース資産 減価償却累計額	リース資産 減価償却累計額	リース資産 減価償却累計額	リース資産 減価償却累計額	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
その他有形 固定資産 減価償却累計額	その他有形 固定資産 減価償却累計額	その他有形 固定資産 減価償却累計額	その他有形 固定資産 減価償却累計額	有形固定資産の建設又は改良のために支出した工事費（前払金等を含む。）を工事件名別に整理する。	有形固定資産の建設又は改良のために支出した工事費（前払金等を含む。）を工事件名別に整理する。
無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利	土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
賃借権	賃借権	賃借権	賃借権	民法第285条に規定する権利	民法第285条に規定する権利
地上権	地上権	地上権	地上権	電気、ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して、電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して、電気又はガスの供給を受ける権利）、専用側線利用権等	電気、ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して、電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して、電気又はガスの供給を受ける権利）、専用側線利用権等
電話加入権	電話加入権	電話加入権	電話加入権	電話設備負担金、加入料及び装置料	電話設備負担金、加入料及び装置料
ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、当該ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるもの	コンピュータソフトウェアに係る費用で、当該ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるもの

(2) 事業資産			
款	項	目	備考
完成資産			分譲用地を地区別に整理する。
未成資産			

(3) 流動資産			
款	項	目	備考
現金預金	現金預金		
未収金	営業未収金	未収譲渡代金 割賦未収金 未収産業団地 貸付収益 未収ゴルフ場 施設貸付収益 未収(何)収益 未収受託工事収益 その他営業未収金	
	営業外未収金	未収受取利息 未収消費税及び 地方消費税還付金 その他営業 外未収金	
	その他未収金	諸売却代 未収消費税及び 地方消費税還付金 その他未収金	固定資産売却代金等に係る未収金
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるた めに引き当てるもの
有価証券 受取手形			一時的所有を目的とする有価証券 通常の業務活動において発生した手形債 権
貸倒引当金			手形債権の回収不能による損失に備える ために引き当てるもの
短期貸付金			貸付金で返済期日が1年内のもの

一般短期貸付金 他会計貸付金			短期貸付債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 一定の契約に使い、継続的に役務の提供を受ける場合未だ提供されていない役務に対して支払われた対価のうち当該事業年度の費用に属さないもの（未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料）で1年内に費用となるべきもの
貸倒引当金 前払費用			物品等の購入に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
前払金	未経過保険料 その他前払費用		
	工 事 代 物 品 代 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 その他前払金		一定の契約に使い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの
未 収 収 益	未 収 利 息 その他未収収益		未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 割賦分譲契約締結によって生じる売却損相当額を計上する。なお、分譲代金収納時に産業団地売却原価に振り替える。 流動資産のうち上記の各科目に該当しないもの
貸 倒 引 当 金			
繰延割賦売却損			
その他流動資産	仮払消費税及び 地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 仮 払 金 保有有価証券 雑 口		

負債

(4) 固定負債			
款	項	目	節
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債		
他会計借入金			1年以内に償還期限の到来するものを除いた他会計借入金 借入先別に整理する。
リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金 修繕引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額 地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第6号）附則第4条（引当金に関する経過措置）の規定に基づく引当金（1年内の使用額を正確に算定できない場合に限る） 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年内に使用される見込みのものを除く。）
その他固定負債	その他引当金		

(5) 流動負債			
款	項	目	節
一時借入金 企業債			
			1年以内に償還期限の到来する企業債

他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための企業債その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する他会計借入金
リース債務	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金その他の長期借入金	1年内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務 契約等によりすでに債務は発生しているがまだその支払の終わらない債務をいう。
未払金	未払買入物品代 未払請負工事代 未払人件費 未払利息 未払消費税及び地方消費税 その他未払金	契約等により継続的に提供を受けている債務に対する対価として時の経過とともに発生したとみられる債務をいう。
未払費用	未払買入物品代 未払請負工事代 未払人件費 未払利息 その他未払費用	契約等によりすでに受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金	前受受託工事収益等翌事業年度以降に属する営業収益 前受利息等、翌事業年度以降に属する営業外収益 固定資産売却代金等の前受金 前受利息、前受賃貸料等一定の契約に従
前受収益		

引当金	賞与引当金		い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
	修繕引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当事業年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	特別修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	その他引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に取り崩す予定のもの
未成原価			予定原価による産業団地売却原価を計上する場合に、貸借の額を調整するために計上する。
割賦未成原価			割賦契約の際に上記に準じて計上する。
繰延割賦売却益			割賦分譲契約締結によって生じる売却益相当額を計上する。なお、分譲代金収納時に産業団地売却収益に振り替える。
その他流動負債	預り有価証券	担保証券	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関からの担保としての有価証券
		保証証券	入札保証金に代える担保及び契約保証金に代える担保としての有価証券
		その他預り有価証券	
		源泉徴収税	
		社会保険料	再任用雇用保険料・社会保険料 その他社会保険料
		入札保証金	再任用職員に係るもの
		契約保証金	
		担保金	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関からの担保としての預り金
		その他預り金	

	仮受消費税及び 地方消費税 受金口 雑			
--	------------------------------	--	--	--

(6) 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てられたための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てられたために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てられたため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
				償却資産の贈与を受けた財産の評価額
				償却資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
長期前受金 収益化累計額	受贈財産評価額 他会計補助金			

資 本

(7) 資本金

款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金			企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てられたために発行した企業債、負債、基金（法適用以前から存在していたもので、法適用後も特に当該名称で維持し、積み立て、又は運用しようとするもの）の合計額を控除した額
	繰入資本金 組入資本金			他会計からの出資金の額

(8) 剰余金								
款	項	目	節	備考				
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 工事負担金 国庫補助金 他会計補助金 その他資本剰余金	繰越利益剰余金 年度末残高 繰越欠損金 年度末残高 当年度純利益 (当年度純損失)		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた高附金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金				
					利益剰余金			
					減債積立金			
					利益積立金			
					建設改良積立金			
					(何)積立金			
					当年度未処分			
					利益剰余金			
					当年度未処理			
					欠損金			

収 益

款	項	目	節	備考
地政整備事業収益	営業収益	産業団地売却収益	地区別	主たる営業活動から生じる収益 資産の種類別に分類整理する。
		産業団地貸付収益	地区別	

	収益の性質別に分類整理する。	
エルファ場施設貸付収益 (何)収益 受託工事収益 その他営業収益	手数料 収益	
営業外収益 受取利息及び配当金	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 割賦利息 雑利息 配当金	
他会計補助金 長期前受金戻入	収益的支出を負担することを目的とする 他会計からの補助金 補助金、負担金その他これらに類するものにより取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却した場合に、当該償却した額に相当する額	
雑収益	受贈財産評価額 長期前受金戻入 他会計補助金 長期前受金戻入 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	
特別利益 固定資産売却益 過年度損益修正益	当年度の経常的収益から除外すべき収益 (1件500万円以上) 前年度以前の損益の修正で利益の性質を	

	その他特別利益	有するもの
--	---------	-------

費用

款	項	目	節	備考
地域整備事業費用	営業費用	産業団地売却原価 (何)	地区別 報酬料等 賞与引当金繰入額 退職給付費	資産の種類別に分類整理する。
			法定福利費	賞与引当金として計上するための繰入額 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、労務災害補償費等
			厚生福利費	医療、衛生、保健、文化体育等に要する費用
			金費	事務用消耗品費及び耐用年数1年未満又は金額10万円未満の器具備品費
			燃料費	自動車用燃料料及び探照灯並びに炊事用薪炭費
			光熱水費	電灯、ガス、水道使用料
			印刷製本費	文書、図面、伝票、帳簿等の印刷製本代
			通信運搬費	郵便業者、郵便切手、電信電話料等
			委託手数料	借地料、借家料、自動車借上料等
			借借料	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
			修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額

一般管理費	事業活動の全般に関連する総合的業務にかかる費用
その他引当額 繰入金額 雑工事費 報酬料等 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利金 賃料 旅費 報償費 報故費 消耗品費 燃料費 燃費 光熱費 印刷製本費 印水費 通信運搬料 委託手数料 手数料 賃借償料 修繕償料 補償料 補研費 負担料 保険料 公費 交際費 広告費 貸倒損失 倒損 貸倒引当金繰入額 その他引当額 繰入金額 雑費	減価償却費

	資産減耗費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
	その他営業費用	固定資産除却費 事業資産評価損 材料売却原価 雑支出	金融及び財務活動に伴う費用及び固有の営業活動に係る費用以外の費用
営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債手数料及び び取扱費 リース資産利息	金融債の元利償還の制度支払う手数料及び取扱費
	雑支出	有価証券売却損 不用品売却原価 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 雑支出	盗難、火災等の財産偶発損等を計上する。 当年度の経常的費用から除外すべき費用 (1件500万円以上)
特別損失	固定資産売却損 減損損失 過年度損益修正損 災害による損失 手当等 貸倒引当金繰入額 その他特別損失		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの 災害による巨額の臨時損失

別表第六の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第六の二の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{108}{100}$ 」に改める。

別表第七の表四の項中「別表」の下に「第」を加え、同表の七の項を八の項とし、同表の六の項を七の項とし、五の項の次に次の一項を加える。

6 契約を伴う支出予算の執行のうち、当該契約の執行予定額が、第137条の2に定める随意契約によることができる予定価格として定める額を超えるものに係る同書は、執行しようとする費目等に応じた別表第七の2に定める区分に従い決裁を受けなければならない。

別表第七の二給与費の項中「退職給与金」を「退職給付費」に改める。

様式第二十一号中「補った」を「補填」に改める。

様式第六十一号を次のように改める。

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第二号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 会計伝票、帳簿及び勘定科目

第一節 会計伝票（第七条―第十条）

第二節 帳簿（第十一条―第十五条）

第三節 勘定科目（第十六条）

第三章 金銭会計

第一節 通則（第十七条―第十九条）

第二節 収入（第二十条―第三十一条）

第三節 支出（第三十二条―第五十二条）

第四節 出納取扱金融機関（第五十三条―第六十四条）

第五節 預り金及び預り有価証券（第六十五条―第六十九条）

第四章 たな卸資産

第一節 通則（第七十条・第七十一条）

第二節 調達（第七十二条・第七十三条）

第三節 出納（第七十四条―第七十九条）

第四節 たな卸し（第八十条―第八十三条）

第五章 たな卸資産以外の物品（第八十四条―第八十九条）

第六章 固定資産

第一節 通則（第九十条・第九十一条）

第二節 取得（第九十二条―第九十八条）

第三節 管理及び処分（第九十九条―第一百三十二条の二）

第四節 減価償却（百十四条・百十五条）

第七章 契約

第一節 通則（第一百六条―第一百三十一条）

第二節 一般競争入札（第三十二条―第四十一条）

第三節 指名競争入札（第四十二条―第四十四条）

第四節 随意契約（第四十五条―第四十七条）

第五節 単価契約（第四十八条―第四十九条の二）

第六節 長期継続契約（第四十九条の三）

第八章 職員の賠償責任（第五十条・第五十一条）

第九章 引当金（第五十二条）

第十章 予算

第一節 予算の編成（第五十三条―第五十六条）

第二節 予算の執行（第五十七条―第六十九条）

第十一章 決算（第七十条―第七十四条）

第十二章 雑則（第七十五条―第七十九条）

第四条第二項の表経営管理課長（以下、「課長」という。）の項中「主幹」を「副課長」に改める。

第十一条第二項中「がんセンター建設課長及び」を削る。

第十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、別に区分を設けて経理することができる。

第三十四条から第三十六条までの規定中「支払集計票兼支払依頼書」を「支払依頼書」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第五十九条を次のように改める。

（支払依頼書等を受けた場合の手続）

第五十九条 統轄店は、第三十四条第三項の支払証及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、債権者に交付された支払証と引換えに現金を当該債権者に支払わなければならない。

2 統轄店は、第三十五条の案内書及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、速やかに課長である企業出納員の指示した支払場所で支払うことができるようにしなければならない。

3 統轄店は、第三十六条の案内書及び支払依頼書の送付を受けたときは、支払依頼書に記載された金額を支払資金として引き出し、速やかに口座振替の手続をとらなければならない

4 統括店は、第三十四条第三項、第三十五条及び第三十六条に定める方法により

支払をしたときは、支払済通知書を課長である企業出納員に送付しなければならない。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第九十条各号を次のように改める。

一 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物及び附属設備

ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備

ホ 車両運搬具

ヘ 器具及び備品（耐用年数が一年以上かつ取得価額が十万円以上のものに限る。）

ト リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからへまでに掲げるものである場合に限る。）

チ 建物仮勘定（ロからへまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 無形固定資産

イ 借地権

ロ 地上権

ハ 特許権

ニ 施設利用権

ホ ソフトウェア

ヘ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

三 投資その他の資産

イ 投資有価証券（一年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

ロ 出資金

ハ 長期貸付金

ニ 基金

ホ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

へ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第九十二条第五号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第七十七条を第七十九条とし、第七十三条から百七十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第十一章を第十二章とする。

第七十二条第一項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第七十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第七十二条を第七十三条とし、第十章中同条の次に次の一条を加える。

(セグメント情報の開示)

第七十四条 地方公営企業法施行規則第四十条第二項に定めるセグメント情報の開示については、各病院と病院局の区分により行うものとする。

第七十一条を第七十二条とする。

第七十条各号を次のように改め、同条を第七十一条とする。

一 実地たな卸しに基づくたな卸資産の修正

二 固定資産の減価償却

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

五 引当金の計上

六 未払費用等経過勘定に関する整理

七 消費税及び地方消費税納税計算に伴う整理

第六十九条を第七十条とする。

第十章を第十一章とする。

第六十八条を第六十九条とし、第五十二条から第六十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第九章を第十章とし、第八章の次に次の章名及び一条を加える。

第九章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第五十二条 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全

企業職員（同日における退職者を除く。））が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十六条関係）

勘定科目表

収益

款	項	目	節	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医業収益		医業活動に係る収益
				入院医療に係る収益
				外来医療に係る収益
			室料差額収益	上級室使用に係る室料差額の収益
			公衆衛生活動収益	各種の集団健康診断・予防接種等の公衆衛生活動に係る収益
			医療相談収益	人間ドック等個別的健康診断に係る収益
			受託検査施設利用収益	受託検査料収入、医療設備又は器械を他の医療機関に利用させた場合等の収益
			その他医業収益	消毒料、洗たく料、乗物使用料等前記の科目に属さない収益
	医業外収益			金融及び財務活動に伴う収益、その他の主たる医業活動

		<p>受取利息配当金</p> <p>他会計補助金 補助金 負担金交付金 消費税及び地方消 費税還付金 長期前受金戻入</p> <p>その他医業外収益</p>	<p>預金利息 基金利息 有価証券利息 配当金</p> <p>受贈財産評価額長 期前受金戻入 寄附金長期前受金 戻入 国庫補助金長期前 受金戻入 他会計負担金長期 前受金戻入</p> <p>有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外収益</p>	<p>以外の原因から生ずる収益 預貯金の利息、出資金に対する分配金等</p> <p>地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち医業外収益として整理するもの</p>
--	--	--	--	--

	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき収益 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
--	------	--------------------------------	--

費用

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	給料 手当 報酬 賃金 退職給付費 法定福利費	常勤の職員の本給 常勤の職員の扶養、期末、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当 臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬 臨時又は非常勤の職員の報酬、賃金 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額

		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		その他引当金繰入額	
	材料費	薬品費	投薬用薬品、注射用薬品（血液、プラズマを含む。）、その他薬品の費用
		診療材料費	<p>1 診療用材料として直接消費されるもの。例えば、レントゲンフィルム、歯科用の材料、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、脱脂綿、縫合糸、氷等の費用</p> <p>2 診療用具（患者の用に供するものを含む。）等であって、1年以内に消費するもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等の費用</p> <p>3 半減期が1年未満の放射性同位元素の費用</p>
		給食材料費	<p>1 患者給食のため消費する食品の費用</p> <p>2 患者給食用具等であって、1年以内に消耗するもの。例えば、泡立器、ざる、たわし、食器、食品用洗剤等の費用</p>
		医療消耗備品費	診療用具（患者の用に供するものを含む。）、患者給食

			<p>用具等であって、減価償却を必要としないもののうち1年を超えて使用できるもの。例えば、聴診器、血圧計、鉗（かん）子（し）、鉤（こう）類（るい）、食（しょく）罐（かん）、なべ、自動天びん等の費用</p>
	経費	厚生福利費	<p>職員及びその家族に対する法定外福利費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 診療、健康診断、予防接種等を行った場合における減免額 2 各種のレクリエーション、文化活動等に要する費用 3 食堂、売店等を利用した場合における事業主負担額 4 慶弔禍福に際し、一定の基準により支給される金品、記念品に供与される飲食、金品代等の費用
		賃金	臨時職員の賃金
		報償費	報酬金・賞賜金等
		旅費交通費	業務のための出張旅費（研修に属するものを除く。）等の費用
		交際費	
		職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣等の費用

		消耗品費	事務用、管理用等に使用するものであって、1年以内に消耗するもの。例えば、帳簿、諸用紙、ペン先、印肉、ゴム印等の事務用品、タイプ活字、電球、洗剤、掃除用品等の費用
		消耗備品費	事務用、管理用の用具等で、1年を超えて使用できるものであっても減価償却を必要としないものの費用
		光熱水費	電気料、ガス料、水道料等
		燃料費	石炭、重油、ガソリン、プロパンガス、まき等の費用
		食糧費	
		印刷製本費	
		修繕費	固定資産等の維持のための補修、工作及び修繕材料の購入に必要な費用。ただし、固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産勘定に含める。
		保険料	火災保険料、自動車損害賠償責任保険等の保険料
		賃借料	土地、建物の賃借料、設備機械の使用料等
		委託料	委託した業務の対価として支払われる費用（検査委託費、歯科技工委託費、洗たく委託費等）
		通信運搬費	電信料、電話料、郵便料、搬送料等
		負担金、補助及び	

		交付金	
		諸会費	各種団体等に対する会費
		公課費	
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
		雑費	前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいものについては、独立した勘定科目を設けて整理すること。
	減価償却費	建物減価償却費	建物（建物附属設備を含む。）に対する減価償却費
		構築物減価償却費	構築物に対する減価償却費
		器械備品減価償却費	器械備品に対する減価償却費
		車両減価償却費	車両に対する減価償却費
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素に対する減価償却費
		リース資産減価償却費	リース資産に対する減価償却費

		資産減耗費	その他有形固定資産減価償却費	その他有形固定資産に対する減価償却費
			無形固定資産減価償却費	無形固定資産に対する減価償却費
			たな卸資産減耗費	貯蔵品の破損、変質等による減耗損
			固定資産除却費	資産価値のある固定資産の廃棄処分による損失及び撤去費
医業外費用		研究研修費	研究材料費	研究材料（動物、飼料等を含む。）の費用
			謝金	研究、研修のために招へいした講師に対する謝礼金等の費用
			図書費	研究、研修用図書（定期刊行物を含む。）の購入代
			旅費	学会、講習会出席等の旅費又はこれらに対する補助額
			研究雑費	印刷費、消耗品費、研修会費等で、前記の科目に属さない費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債、他会計借入金等に対する利息並びに企業債の手数料及び取扱費	

			企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 その他利息 企業債手数料及び 取扱費 長期前払消費税勘 定償却 雑損失 不用品売却原価 その他雑損失	
	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失		前記の科目に属さない費用。ただし、金額の大きいもの については、独立した勘定科目を設けて整理すること。 当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価 額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損 が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生 じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失

		過年度損益修正損 手当等 その他特別損失		前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
--	--	----------------------------	--	-------------------------

資産

固定資産

款	項	目	節	備考
有形固定資産	土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額			1 単位（1 個、1 セット、1 台など）の取得価額が10 万円以上であって、耐用年数が1 年以上のもの。（固定資産の取得価額には、手数料、周せん料、搬入費、据付費等、これを取得するために要した費用を含む。） 建物附属設備を含む。 煙突、貯水池、門、囲障等建物以外の工作物であって土地に固定されたもの。

器械備品
器械備品減価償却
累計額
車両
車両減価償却累計
額
放射性同位元素
放射性同位元素減
価償却累計額
リース資産

リース資産減価償
却累計額
建設仮勘定

その他有形固定資
産
その他の有形固定
資産減価償却累計

機械器具、じゅう器等

自動車、船舶など

診療用の放射性同位元素

有形固定資産（建設仮勘定を除く）に係るファイナン
ス・リース取引におけるリース資産

有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前
払金を含む。）

上記以外の有形固定資産

<p>無形固定資産</p>	<p>額</p> <p>借地権</p> <p>地上権</p> <p>電話加入権</p> <p>リース資産</p> <p>ソフトウェア</p> <p>ソフトウェア仮勘定</p> <p>その他無形固定資産</p>			<p>電話債権は、その他投資に含める。</p> <p>無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産</p>
<p>投資その他の資産</p>	<p>投資有価証券</p> <p>長期貸付金</p> <p>貸倒引当金</p> <p>出資金</p> <p>基金</p> <p>長期前払消費税</p>			

	その他投資			
--	-------	--	--	--

流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金			
	預金			
未収金	医業未収金			医業収益に対する未収額
	医業外未収金			医業外収益に対する未収額
		未収消費税及び地方消費税還付金		
		その他医業外未収金		
	貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	その他未収金			上記以外の未収額
有価証券				国債、地方債、株式、社債等随時現金化できる有価証券で、一時的に所有するもの。ただし、1年を超えて所有

<p>貯蔵品</p>	<p>薬品 診療材料 給食材料 医療消耗備品 消耗備品 燃料 その他貯蔵品</p>			<p>するものは含めない。</p> <p>薬品のたな卸高 診療材料のたな卸高 給食材料のたな卸高 医療消耗備品のたな卸高 消耗備品のたな卸高 重油、石炭、炭等燃料のたな卸高 上記以外のたな卸資産</p>
<p>短期貸付金</p>	<p>一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金</p>			
<p>前払費用</p>	<p>前払保険料 その他前払費用</p>			
<p>前払金</p>		<p>前払消費税及び地</p>		<p>たな卸資産等の購入手付金及び修繕工事の予納金として前渡した金額その他これに類するもの</p>

未収収益		方消費税 その他前払金		<p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの</p> <p>未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p>
貸倒引当金 その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税 その他流動資産			

繰延資産

款	項	目	節	備考
災害による損失				

負債

固定負債

款	項	目	節	備考
企業債				

	<p>建設改良費等の財源に充てるための企業債</p> <p>その他の企業債</p>			<p>建設改良費（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）</p> <p>建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年内に償還期限の到来するものを除く。）</p>
<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金</p> <p>その他の長期借入金</p>			<p>建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）</p> <p>建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
<p>リース債務</p>				<p>ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年内に返済期限の到来するものを除く。）</p>
<p>引当金</p>				

その他固定負債	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
	その他引当金		

流動負債

款	項	目	節	備考
一時借入金				
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金				

	建設改良費等の財 源に充てるための 長期借入金 その他の長期借入 金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充 てるために発行する借入金 1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源 に充てるために発行する借入金 1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引 におけるリース債務
リース債務			
未払金	医業未払金 医業外未払金	未払消費税及び地 方消費税 その他医業外未払 金	通常取引に基づいて発生した医業費用の未払額
未払費用	その他未払金		償却資産等に対する未払額（たな卸資産の買掛金を含 む。）
前受金			未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を 受ける場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額

前受収益	医業前受金 医業外前受金 その他前受金	前受利息、前受賃貸借料等の一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額
引当金	賞与引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金
	修繕引当金	企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
その他流動負債	その他引当金	
	預り金	
	仮受消費税及び地	

	方消費税 受託金	工事受託金 委託受託金		
	その他流動負債			

繰延収益

款	項	目	節	備考
受贈財産評価額長期前受金				
受贈財産評価額長期前受金収益化累計額				
寄附金長期前受金				
寄附金長期前受金収益化累計額				
国庫補助金長期前受金				
国庫補助金長期前				

受金収益化累計額				
他会計負担金長期 前受金				
他会計負担金長期 前受金累計額				

資本

資本金

款	項	目	節	備考
資本金				

剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 補助金 国庫補助金			

利益剰余金	その他資本剰余金	他会計補助金 他会計負担金 その他資本剰余金	
	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益 剰余金（又は当 年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年 度末残高（又は繰 越欠損金年度末残 高） 当年度純利益（又 は当年度純損失）	

整理勘定

款	項	目	節	備考
本庁勘定 病院勘定				

別表第二の表使用料の欄中「100分の105」を「100分の108」に改める。
別表第三の表貸付料の欄中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第四中「第百五十九条関係」を「第百六十条関係」に改める。

別表第五中「第百六十条関係」を「第百六十一条関係」じ、「退職給与金」を「
退職給付費」に改める。

別記を次のように改める。

別記（第百七十九条関係）

番号	名称	条文	摘要
1	収入伝票	8、10、21	
2	支出伝票	8、10、33、48、160	
3	振替伝票	8、10、13、21、31、75、 77、78、79、83、97、113、 160、170	
4	検査調書	9、129	
5	総勘定元帳	11	
6	収入予算整理簿	11	
7	支出予算整理簿	11	
8	未収金整理簿	11	
9	未払金整理簿	11	
10	経過勘定整理簿	11	
11	物品受払簿	11、85	
12	預り金整理簿	11	
13	預り有価証券整理簿	11	

14	固定資産台帳	11	
15	企業債台帳	11	
16	預金口座出納簿	11	
17	貯蔵品出納簿	11、80、83	
18	一時借入金出納簿	11	
19	現金出納簿	11、41	
20	納入通知書兼領収書、納入通知書	22、23	
21	口座振替納付届	24	
22	口座振替納入通知書	24	
23	領収書	25、27、56、57、61	
24	領収印	25、27	
25	払込書兼領収書、払込書	26、41、58	
26	収納事務受託者証明書	27	
27	受託収入計算書	27	
28	督促状兼領収書、督促状	30	
29	収入額欠損調書	31	
30	支払内訳書	33	
31	小切手振出済通知書	34、51	
32	支払証	34、37	

33	支払依頼書	34、35、36、59	
34	案内書	35、36、37、50、59	
35	通知書	35、36、50、51、52、58	
36	削除		
37	病院事業支払金日計表	48、55	
38	病院事業支払済通知書（日計表）	48	
39	過誤納金還付（充当）通知書	49	
40	小切手訂正通知書	50	
41	小切手・通知書再発行請求書	51	
42	送金取消依頼書	52	
43	送金取消請求書	52	
44	病院事業収納金日計表	55	
45	病院事業支払金月計表	55	
46	病院事業月末預金現在高表	55	
47	隔地払・小切手未払通知書	58	
48	小切手年度経過通知書	58	
49	送金取消済通知書	62	
50	預り証	68、69	
51	入庫伝票	75、78、83、113	

52	出庫伝票	77、79、83	
53	たな卸表	81、83	
54	標示票	87	
55	物品所管換え請求書	88	
56	物品受領書	88	
57	器械備品購入依頼書	98	
58	固定資産事故報告書	99	
59	固定資産引継書	100	
60	固定資産使用許可申請書	101、108の2	
61	請書	117	
62	予定価格調書	136	
63	執行伺	160	
64	支出負担行為決議書	161	
65	予算流用計算書	163	
66	予備費充当計算書	164	
67	予算繰越計算書、予算繰越計算書（事故繰越し）	166	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）別記第8号による。
68	継続費繰越計算書	166	規則別記第6号による。

69	決算報告書	173	規則別記第9号による。
70	損益計算書	173	規則別記第10号による。
71	貸借対照表	173	規則別記第13号による。
72	剰余金計算書、欠損金計算書	173	規則別記第11号による。
73	剰余金処分計算書、欠損金処理計算書	173	規則別記第12号による。
74	事業報告書	173	規則別記第14号による。
75	キャッシュ・フロー計算書	173	規則別記第15号による。
76	収益費用明細書	173	規則別記第16号による。
77	固定資産明細書	173	規則別記第17号による。
78	企業債明細書	173	規則別記第18号による。
79	継続費精算報告書	173	規則別記第7号による。
80	基金運用状況報告書	173	
81	試算表	175	規則別記第19号による。
82	資金予算表	175	

様式第三十三号を次のように改める。

支 払 依 頼 書

年度	会計	埼玉県病院事業会計																																
		作成	年 月 日																															
		支払依頼番号																																
<p>埼玉県病院事業出納取扱金融機関</p> <p style="text-align: center;">銀行 本（支）店 様</p> <p>地方公営企業法施行令第22条の4第2項の規定により本書記載の金額を支払ってください。</p> <p style="text-align: right;">埼玉県病院局経営管理課 企業出納員 印</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払年月日</td> <td style="width: 70%;">年 月 日</td> </tr> </table>		支払年月日	年 月 日																															
支払年月日	年 月 日																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">支払総額</td> <td style="width: 70%;">円</td> </tr> </table>		支払総額	円																															
支払総額	円																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">支払方法</th> <th style="width: 15%;">件数</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 内 訳</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						支払方法	件数	金 額	備考	支 払 内 訳			円				円				円				円				円		計		円	
	支払方法	件数	金 額	備考																														
支 払 内 訳			円																															
			円																															
			円																															
			円																															
			円																															
	計		円																															

(出納取扱金融機関保管用)

様式第三十五号（三）の次に次の一様式を加える。

支 払 済 通 知 書

年度	会計	埼玉県病院事業会計																										
作成 年 月 日 支払依頼番号																												
（あて先） 埼玉県病院局経営管理課企業出納員																												
以下のとおり支払いました。																												
埼玉県病院局出納取扱金融機関 銀行 本（支）店																												
印																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">支払年月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">支 払 総 額</td> <td style="padding: 5px;">円</td> </tr> </table>			支払年月日	年 月 日	支 払 総 額	円																						
支払年月日	年 月 日																											
支 払 総 額	円																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">支払方法</th> <th style="width: 15%;">件 数</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 内 訳</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支払方法	件 数	金 額	備 考	支 払 内 訳			円				円				円				円		計		円	
	支払方法	件 数	金 額	備 考																								
支 払 内 訳			円																									
			円																									
			円																									
			円																									
	計		円																									

（埼玉県病院局保管用）

様式第三十六号を次のように改める。

様式第三十六号 別除

様式第六十二号中「100/105」を「100/108」に改める。

様式第六十六号及び様式第八十号の注中「別表」を「別記」に、「第177条関係」を「第179条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の埼玉県病院事業財務規程に定める様式に係る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第四号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、がんセンター建設課」を削る。

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第八条の表のがんセンターの部事務局の項中「新病院準備担当」を削り、小児医療センターの部看護部の項の次に次のように加える。

治験管理室	
-------	--

第九条第二項の表の病院の部精神保健指導幹の項の次に次のように加える。

副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-----	--

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第五号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県病院局がんセンター建設課長印の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局文書管理規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表がんセンター建設課の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号を次のように改める。

十二 引当金 貸倒引当金、賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金及び退職給付引当金をいう。

第十二条中「第七号」を「第六号」に改め、「第八号」を「第七号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条中「課長又は所長は、自ら」を削り、「をする場合を除いて」を「の請求は」に改め、「あて」を「宛て」に改め、「又はその写し」を「その他の管理者が適当と認める書類」に改める。

第二百二条第三項中「、管理者が別に定めるものを除き」を削り、同条第四項中「物品供用引継書により」を削る。

第九十九条第一項中「その本来の用途に供することができないと認められる」を「使用不能となった若しくは使用する必要のない」に改める。

第一百八条第五号中「適正な見積りによる価額」を「公正な評価額」に改める。
第一百五十九条ただし書を次のように改める。

ただし、管理者又はその委任を受けた者がその性質上書面による届出を要しないと認めるものにあつては、この限りでない。

第九十七条第二項中「ならない。」の下に「なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。」を加える。

第二百五十五条各号を次のように改める。

一 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正

二 固定資産の減価償却

三 繰延収益の償却

四 資産の評価

第二百五十五条中第四号の次に次の三号を加える。

五 引当金の計上

- 六 未払費用等の経過勘定に関する整理
- 七 消費税及び地方消費税納税計算に伴う整理

第二百十七条第一項中「ならない。」の下に「なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 キャッシュ・フロー計算書

第二百十七条の次に次の一条を加える。

(報告セグメント)

第二百十七条の二 報告すべきセグメント区分は単一とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第4、19条関係)

流域下水道事業勘定科目表

款	項	目	節	備考
流域下水道 事業収益	営業収益	維持管理負担金 他会計補助金 受託工事収益 その他営業収益	生産物売却収益 材料売却収益 手数料 雑収益	主たる営業活動から生ずる収益 下水道法(昭和33年法律第79号)第31条 の2の規定に基づき、各市町の負担金 排水設備等の工事受託に伴う収益 上記以外の通常発生する収益 再生水等生産物の販売収益 排水設備等の新設、修繕等に使用する材 料等の販売収益 証明手数料、材料検査手数料等 上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益 その他の主たる 営業活動から生ずる収益以外の収益
		受取利息及び 配当金	預金利息 基金利息 その他受取利息 及び配当金	普通・定期預金等の利子 有価証券、貸付金等の利息
	営業外収益	他会計負担金 他会計補助金 受託工事収益 長期前受金戻入	国庫補助金 長期前受金戻入 工事負担金 長期前受金戻入	高度処理等に係る他会計からの負担金 収益的支出を負担することを目的とする 他会計からの補助金 排水設備等の工事受託に伴う収益 補助金、負担金その他これらに類するもの により取得し又は改良した固定資産の 減価償却又は除却を行う際に、当該固定 資産の減価償却費又は残存価額に相当す る額に当該固定資産の減価償却又は除却 を行う日の直前における当該固定資産に 係る長期前受金の額の割合を乗じて得た 額を償却した場合に、当該償却した額に 相当する額

	特別利益	雑収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 長期前受金戻入	受贈財産評価額 長期前受金戻入 他会計補助金 長期前受金戻入 不用品売却収益 その他雑収益	不用品の販売収益 延滞金、占用料、資料代等 当年度の経常的収益から除外すべき収益 (1件1,000万円以上) 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの 補助金、負担金その他これらに類するものにより取得し又は改良した固定資産の減損を行う際に、当該固定資産の減損に相当する額に当該固定資産の減損を行う日の直前における当該固定資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却した場合に、当該償却した額に相当する額
	その他特別利益		国庫補助金 長期前受金戻入 工事負担金 長期前受金戻入 受贈財産評価額 長期前受金戻入 他会計補助金 長期前受金戻入	

教	項	目	費用	節	備考
流域下水道 事業費用	営業費用	管渠費 ポンプ場費 処理場費 受託工事費 業務費 雨水幹線管理費 再生水事業管理費 総係費 （管渠費から総係 費まで各目共通）	給料 手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費 厚生福利費 退職給付費 賃金 報酬費 旅費 消耗品費	職員の本給 職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務等の諸手当 賞与引当金として計上するための繰入額 事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、労務災害補償費等 医務、衛生、保健、文化体育等の職員健康管理に要する費用 退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額 臨時職員及び人夫の賃金等 役務の提供に対する謝礼、報酬金、奨励金等 条例に基づいて職員等に支給する旅費等事務、工事用消耗品及び耐用年数1年未満又は10万円未満の器具、備品費	

材料費	有形固定資産等の維持修繕等に要する諸材料費
被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
薬品水費	諸薬品購入費
光熱水費	電灯、ガス、水道使用料等
燃料費	機械装置等の運転に要する電力料及び燃料費
印刷製本費	自動車用、探検用等の燃料費 文書、図面等の印刷及び製本に要する費用
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
通信運搬費	郵送料、電信電話料、運送料等
広告料	広告、宣伝等に要する費用
手数料	登記委託、試験、鑑定、振込手数料等の役務の提供の要する費用
委託料	検査、調査、測量等の委託に要する費用
賃借料	借地料、機械及び自動車借上料等の不動産、物品等の借上げ又は権利の使用に要する費用
工事請負費	請負契約により工事を行う場合の工事完業者に支払う費用
補償費	補償金、賠償金、見舞金等
負担金及び交付金	関係団体の会費負担金等
研修費	職員の研修に要する費用
交際費	事業用財産に対する損害保険料等
保険料	
公課費	
貸倒損失	
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
雑費	
維持管理負担金返還金	
減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等の償却額
有形固定資産減価償却費	借地権、地上権、施設利用権、ソフトウエア等の償却額
無形固定資産減価償却費	
固定資産除却費	有形固定資産の除却損、廃棄損及び撤去費
たな卸資産減耗費	
生産物売却原価	上記以外の営業費用 売却した生産物の原価（再生水の場合は再生水事業維持管理費）
材料売却原価	排水設備等の新設、修繕等に使用する材料等の原価
雑支出	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
営業外費用	企業債に対する利息 他会計借入金等に対する利息 企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 排水設備等の工事受託に要する費用 売却した不用品の原価
支払利息及び企業債取扱諸費	
受託工事費	
雑支出	

特別損失	貸倒引当金繰入額 その他雑支出	当年度の経常費用から除外すべき損失 (1件1,000万円以上) 固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額に不足する金額 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの 災害等による巨額の臨時損失
固定資産売却損 減損損失 過年度損益修正損 災害による損失 手当等 その他特別損失		

(1) 固定資産

資産

有形固定資産	数	項	目	節	備考
土地			事務所用地 施設用地	管路用地 ポンプ場用地 処理場用地 その他施設用地	土地、建物、構築物、機械、装置、車両、工具、器具、備品、建設仮勘定及びその他有形固定資産に区分して記載する。 各有形固定資産に対する減価償却費の累計は、それぞれ当該科目に対する控除科目とし、減価償却累計額として項に記載する。 土地（事業用の敷地のほか、運動場等の経営附属用地を含む。）は用途別に記載する。 本庁社用地等もつばら事務所のために用いる用地 処理場用地等の施設のために用いる用地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
建物			その他用地 事務所用建物 施設用建物 その他建物 (建物の各目共通)	ポンプ場建物 処理場建物 建物附属設備	建物（事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他の経営附属用建物を含む。）及び建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備 本庁舎等もつばら事務所の用に供されている建物 事業施設の用に供されている建物
建物 減価償却累計額 構築物			管路施設	管渠 マンホール その他施設	管渠、マンホール、沈砂池、水処理施設等土地に定着する土木施設又は工作物
建物 減価償却累計額 構築物			ポンプ場施設 処理場施設 その他構築物	除砂施設 その他施設 沈澱施設 反応タンク施設 汚泥タンク施設 その他施設	
構築物 減価償却累計額					

機械及び装置	管路機械設備 ポンプ場機械設備	沈砂池設備 ポンプ設備 その他設備	電気設備、ポンプ設備、下水処理作業に要する機械等の設備、その他機械及び装置
	処理場機械設備	沈砂池設備 ポンプ設備 水処理設備 高度処理設備 汚泥処理設備 その他設備	
	その他機械設備	(機械設備の各節 共通)	
機械及び装置 減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具 減価償却累計額 工具、器具及び備品	管路電気設備 ポンプ場電気設備 処理場電気設備 その他電気設備 (電気設備の各目 共通)	電気計装設備 (電気設備の各節 共通)	自動車、その他陸上運搬具
工具、器具及び備品 減価償却累計額 リース資産			機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び金庫、机、OA機器等の事務用品、検査器具の備品等で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの
リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定			有形固定資産(建設仮勘定を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
その他 有形固定資産 その他有形固定資産 減価償却累計額 固定資産 除却未決算 固定資産除却未決算 減価償却累計額			有形固定資産の建設又は改良のために支出した経費(前払金等を含む。)上記以外の有形固定資産
無形固定資産 地上権			民法(明治29年法律第89号)第265条に規定する権利 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利
借地権			電気、ガス、専用側線利用権等
施設利用権 電話加入権 ソフトウエア			電話設備負担金、加入料及び装置料 コンピュータソフトウェアに係る費用で、当該ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であることが認められるもの
リース資産 その他 無形固定資産			無形固定資産(営業権を除く。)に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産

投資その他の資産	投資有価証券	国債 地方債 その他の有価証券	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条に規定する有価証券並びにこれに係る払込金領収書及び申込金領収書(以下「有価証券」という。)中で投資の目的をもって所有するもの
	出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 その他投資	一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えるもの
			投資その他の資産に計上した債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 基金設置条例に基づき、積立金等に対応して特定預金等の形態で保有するもの 長期前払費用ほか、上記以外の投資の性質を有するもの

(2) 流動資産

現金預金	現金	目	節	備考
未収金	預金 営業未収金	未収下水道 維持管理負担金 未収受託工事収益 その他営業未収金		現金、期限到来の公社債利札、手元にある当座小切手、送金小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書等 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に期限が到来する金融機関に対する預金、貯金、金銭信託等 主たる営業活動から生ずる収益の未収額
有価証券 受取手形 貯蔵品 短期貸付金	その他未収金	未収受取利息 未収受託工事収益 未収消費税及び 地方消費税還付金 その他営業外 未収金		主たる営業活動から生ずる収益以外の収益 固定資産売却代金等営業及び営業外収益 以外の未収額
貸倒引当金 前払費用	一般短期貸付金 他会計貸付金	諸売却代 その他未収金		一時的所有を目的とする有価証券 通常の業務活動において発生した手形債 権 使用に供されていない修繕用材料等 貸付金で返済期日が貸借対照表日の翌日 から起算して1年以内のもの
前払金	未經過保険料 その他前払費用			流動資産に計上した債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 前払貸借料等一定の契約に従い継続的に 役務の提供を受ける場合、いまだ提供さ れていない役務に対して支払われた対価 で、貸借対照表日の翌日から起算して1 年以内に費用となるもの
				工事の請負、物品の購入等に際して前払 いされた金額で前払い費用に属しないもの

工事代 物品代 前払消費税及び 地方消費税 その他前払金				
未収収益	未収利息 その他未収収益			一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対して未だ支払を受けていないもの
その他流動資産	仮払消費税及び 地方消費税 仮払金 その他流動資産			上記以外の流動資産

負債

(3) 固定負債				
教	項	目	節	備考
企業債	建設改良費等の財源に充てらるための企業債			1年以内に償還期限の到来するものを除いた企業債 借入先別に整理する。 建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に充てるために発行する企業債(貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に償還期限の到来するものを除く。)) 建設改良費等以外の財源に充てらるために発行する企業債(貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に償還期限の到来するものを除く。)
他会計借入金	その他の企業債			1年以内に償還期限の到来するものを除いた他会計借入金 借入先別に整理する。 建設改良費等の財源に充てらるために他の会計から繰り入れた借入金(貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返済期限の到来するものを除く。)
リース債務	(何) 会計借入金			ファイナンス・リース取引におけるリース債務(1年以内に支払期限の到来するものを除く。)
引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金			将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てらるための引当額 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金(1年以内に使用される見込みのものを除く。)
その他固定負債	その他引当金			上記以外の固定負債

(4) 流動負債

(4) 流動負債				
教	項	目	節	備考
一時借入金				借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払を要するもの
企業債	建設改良費等の財源に充てらるための企業債 その他の企業債			1年以内に償還期限の到来する企業債 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てらるために発行する企業債 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てらるために発行する企業債

他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金		1年以内に償還期限の到来する他会計借入金 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金 1年以内に支払期限の到来するファインンス・リース取引におけるリース債務
リース債務			
未払金	営業未払金 営業外未払金 その他未払金		未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた役務の対価の支払額
未払費用	営業未払費用 営業外未払費用 その他未払費用		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
前受金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金		
前受収益引当金	賞与引当金 修繕引当金	修繕引当金 (旧基準)	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積り計上する引当金
	特別修繕引当金	修繕引当金	地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第4条(引当金に関する経過措置)の規定に基づき引当金(1年以内の使用額を正確に算定できない場合に限る)企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に取り崩す予定のもの
維持管理負担金繰越金	その他引当金		
その他流動負債	維持管理負担金繰越金 預り有価証券 預り金	担保証券 保証証券 その他 預り有価証券 源泉徴収税 社会保険料 入札保証金 契約保証金 その他預り金	上記以外の流動負債

(5) 繰延収益				
款	項	目	節	備考
長期前受金				償却資産の取得又は改良に充てられたための補助金、負担金その他これらに類するもの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てられるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額
長期前受金 収益化累計額	国庫補助金			償却資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
	工事負担金			償却資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	受贈財産評価額			償却資産の贈与を受けた財産の評価額
	他会計補助金			償却資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
	寄附金			償却資産の取得又は改良に充てた寄附金
	その他資本剰余金			

(6) 資本金				
款	項	目	節	備考
資本金	固有資本金			企業開始の時（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）適用の時）における資産の総額から建設又は改良に要する資金に充てられるために発行した企業債、負債及び基金の合計額を控除した額
	繰入資本金			法第18条に基づき他会計から出資された額
	組入資本金			

資本

(7) 剰余金				
款	項	目	節	備考
資本剰余金	国庫補助金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
	工事負担金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
	受贈財産評価額			償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
	他会計補助金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
	寄附金			償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	その他資本剰余金			
	減債積立金			
	利益積立金			
	建設改良積立金			
	(何) 積立金			
	当年度未処分利益剰余金			
	(当年度未処理欠損金)			
		繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高)		
		当年度純利益 (当年度純損失)		

別表第二の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第三の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{108}{100}$ 」に改める。

別表第五科目等の項給与費の欄中「定額給与金」を「定額給与費」に改める。
様式第四十八号を次のように改める。

様式第四十九号を削る。

様式第六十四号中「100/105」を「100/108」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チャイルド・ギフト
- 三 代表者の氏名
吉野 春江
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市西青木四丁目七番十三号フレール西青木二〇六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、発達障がい児の援助者に対し、相談、情報提供、メンタルケアなどの支援をし、発達障がい児と健常児（児童期中心）やその保護者、一般市民が参加するイベントを行い、発達障がいの偏見をなくし理解する事で、より良い関係で共存できる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぺらーだ
- 三 代表者の氏名
安斎 義則
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字木曾呂二百八十八番地の九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもから大人に対し「文化・スポーツ、生涯スポーツの場」を提供し、誰もが健康に楽しく、健全育成・子どもの放課後支援・余暇支援の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サマリア

三 代表者の氏名

黒田 和代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津八百七十六番地二所沢コーポラスB棟四百十二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者に対し、社会福祉士等が生活全般に渡る支援を総合的に行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人恵愛
- 三 代表者の氏名
相沢 芳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市長野一丁目三十六番十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、どんな障がいがあろうとも地域で生活をする障がい者に対し、自立生活や社会参加の促進と支援を行い、一生涯、安心して安全に、はつらつと過ごせる生活を目指すことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前）特定非営利活動法人星の金貨福祉会

（変更後）特定非営利活動法人もみじの手

三 代表者の氏名

堀 内 喜代子

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都港区赤坂三丁目二十一番八号

（変更後）埼玉県草加市新里町百七十二番地七

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、心身障がい者、高齢者に対する支援に係る福祉事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、障がい児・者及びその家族並びに高齢者に対する地域に根ざした支援活動を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第四百二十号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、坂戸市から坂戸市の区域内において行われる坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東松山環境管理事務所

坂戸市産業基盤づくり推進室

東松山市生活環境課

鶴ヶ島市生活環境課

毛呂山町生活環境課

鳩山町生活環境課

二 縦覧の期間

平成二十六年三月二十八日（金）から平成二十六年四月十一日（金）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

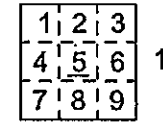
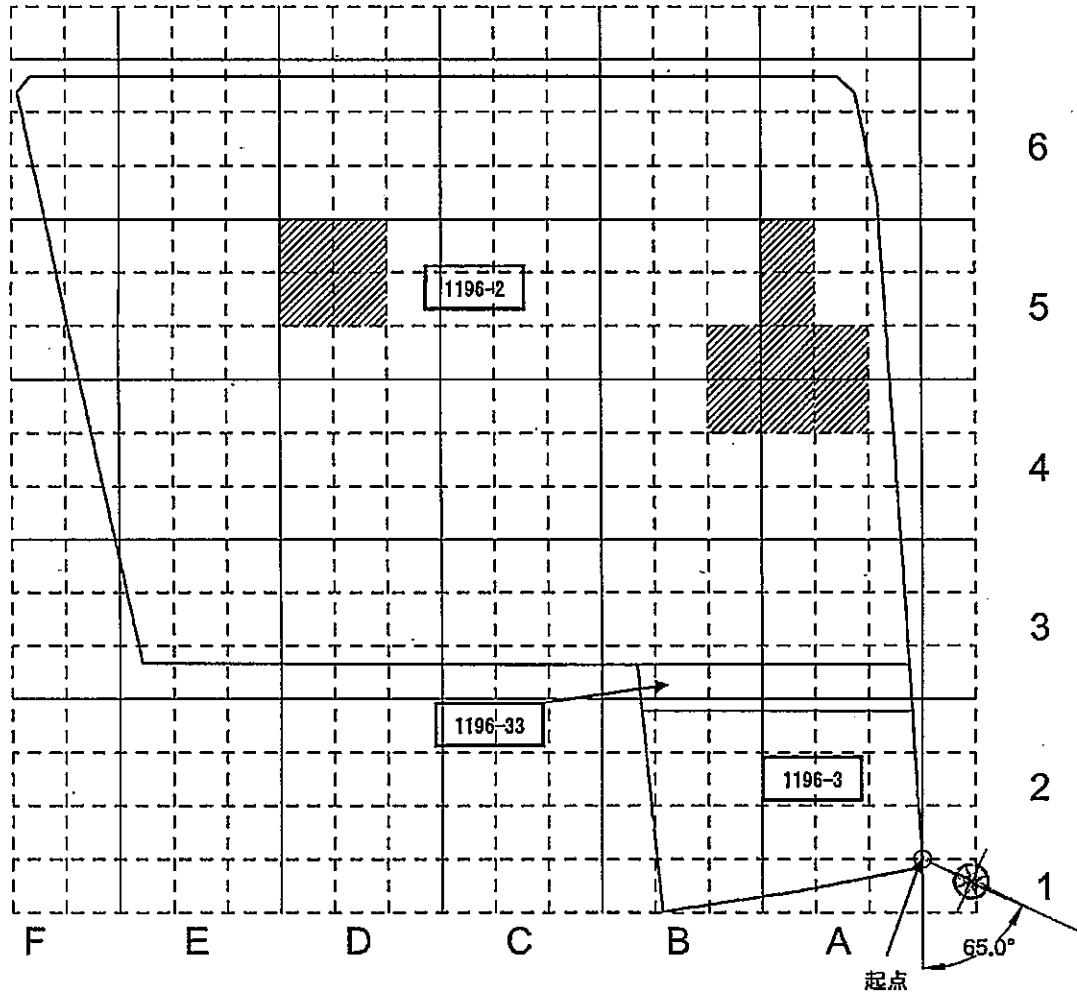
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
- 別図のとおり（埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



A
下線の区画をA1-5とする

6	
5	
4	<p>起点</p> <p>起点は、埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目 1196-3の敷地境界の最北端</p>
3	<p>格子の回転角度 65.0度</p> <p>起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度。</p>
2	<p>凡例</p> <p>--- : 10m 格子</p> <p>— : 30m 格子</p> <p>▨ : 形質変更時要届出区域</p>
1	

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

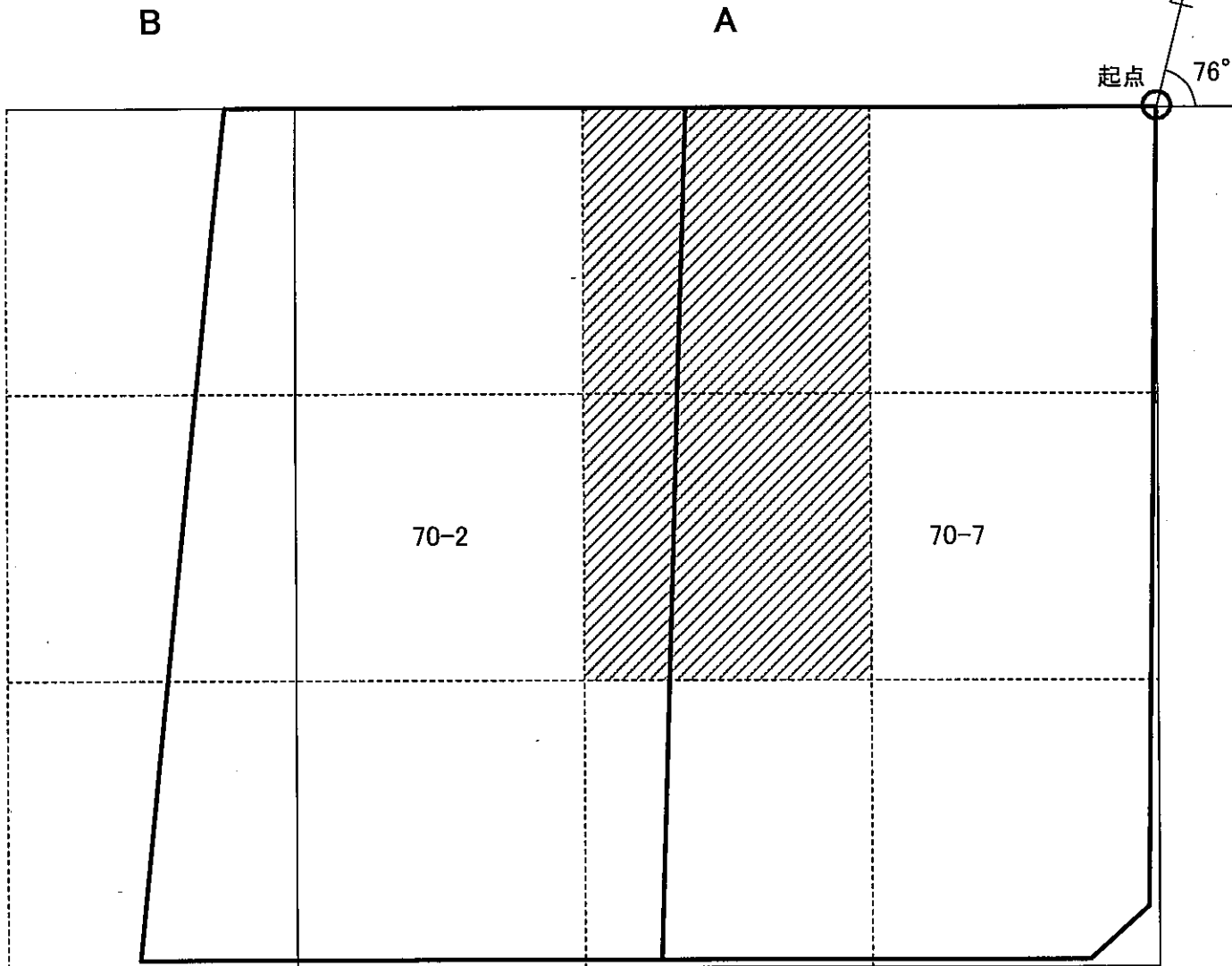
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県入間郡三芳町大字北永井字坂下七十番二の一部及び七十分七の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

別紙



起 点

起点は、埼玉県入間郡三芳町大字北永井70番7の敷地境界の最北端とする。

格子の回転角76°

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10 m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

凡 例

1

- : 30m格子
- - - : 10m格子
- /// : 形質変更時要届出区域

1	2	3	10m
4	5	6	
7	8	9	30m

単位区画 小番号

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県飯能市大字笠縫字後際八番十三の一部、八番十四の一部、六百五番四の一部）

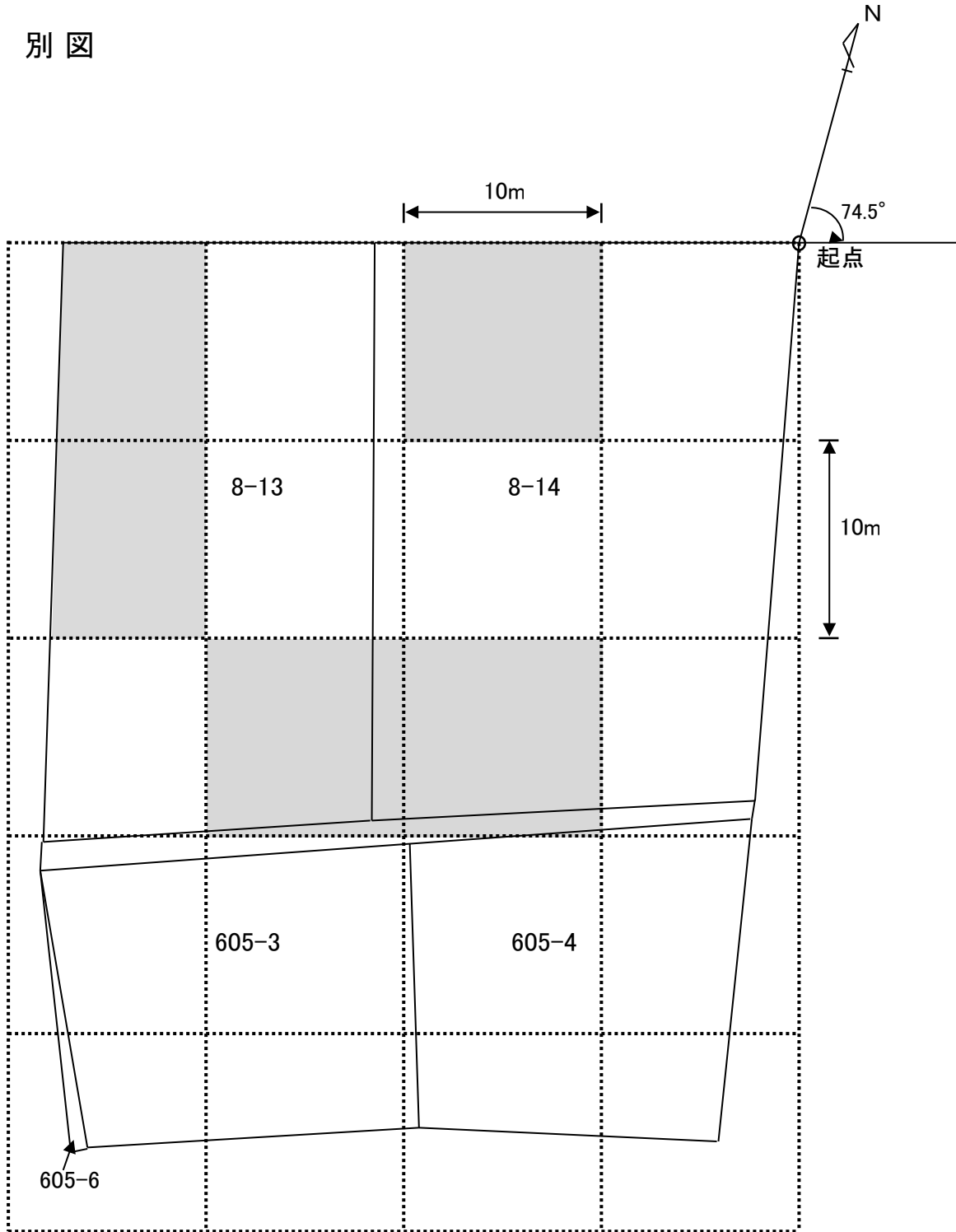
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類




鉛及びその化合物

別図



<p>起点</p>
<p>起点は飯能市大字笠縫字後際8番14の最北端とした。</p>

<p>格子の回転角度 74.5°</p>
<p>起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転された角度を示す。</p>

	<p>単位区画</p>
	<p>形質変更時要届出区域</p>
	<p>地番境</p>

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

平成二十四年埼玉県告示第四百十二号（埼玉県立嵐山郷条例別表第二の知事が別に定める額の制定について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表四身体検査（試験検査を除く。）の項中「二、八三〇円」を「三、〇四〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十五号（埼玉県立障害者歯科診療所条例別表第二の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表歯科に係る身体検査（試験検査を除く。）の項中「一件」を「一回」に、「二、八三〇円」を「三、〇四〇円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
フィットネスデイ アサヒトラスト	三 郷 市 栄 3 - 1 7 5 - 8	アサヒ産業株式会社	通 所 介 護	平成 25 年 10 月 1 日
福 祉 用 具 さ く ら	春日部市大場 8 7 2 - 9 中村不動産ビル 1 階	株 式 会 社 さ く ら	特 定 福 祉 用 具 販 売	平成 26 年 3 月 1 日
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
福 祉 用 具 アイエリア	上 尾 市 南 5 6	アイエリア株式会社	特 定 福 祉 用 具 販 売	平成 26 年 3 月 1 日
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
ス タ イ ル ケ ア 越 谷	越 谷 市 瓦 曾 根 2 - 5 - 7 3	シン建工業株式会社	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	
居宅介護支援事業所よつばのクローバー	深 谷 市 小 前 田 2 5 6 0	クローバーホーム株式会社	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 3 月 1 日
デイリハセンターうちりハ深谷 中山道店	深 谷 市 深 谷 町 8 - 5 - 2	株 式 会 社 和 一	通 所 介 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
え が お 介 護 サ ポ ー ト	所 沢 市 若 狭 4 - 2 4 6 8 - 1 5 - 1 0 5	合 同 会 社 な か が わ	訪 問 介 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
チ ャ レ ン ジ 倶 楽 部	新 座 市 栗 原 5 - 2 - 2 0 - 1 0 2	株 式 会 社 L I N K	通 所 介 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
株式会社 栗原医療器械店ヘルスケア事業部 所沢	所 沢 市 東 所 沢 3 - 1 3 - 9	株式会社 栗原医療器械店	福 祉 用 具 貸 与	平成 26 年 3 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
			介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	

居宅介護支援事業所とだ優和の杜	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	居宅介護支援	平成26年3月1日
ケアハウスとだ優和の杜	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	特定施設入居者生活介護	平成26年3月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
デイサービスとだ優和の杜	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	通所介護	平成26年3月1日
			介護予防通所介護	
ショートステイとだ優和の杜	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	短期入所生活介護	平成26年3月1日
			介護予防短期入所生活介護	
特別養護老人ホームとだ優和の杜(ユニット型)	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	介護老人福祉施設	平成26年3月1日
特別養護老人ホームとだ優和の杜(従来型)	戸田市新曽南4-2-35	社会福祉法人 優美会	介護老人福祉施設	平成26年3月1日
株式会社ミタカ 埼玉営業所	上尾市上1250-1	株式会社 ミタカ	福祉用具貸与	平成26年3月3日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
ふるさとホーム鶴ヶ島三ツ木	鶴ヶ島市三ツ木353-2	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成26年3月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
スマイルケアサポート	深谷市上柴町東5-15-20	株式会社 スマイル	居宅介護支援	平成26年3月1日
八千代行田	行田市城西2-7-39 パークフロントB102	株式会社 ニューゲート	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンター きずな吉川市吉川	吉川市吉川2-40-11	株式会社 西頭	通所介護	平成26年3月1日

所沢リハビリテーション病院訪問看護ステーション	所 沢 市 中 富 1 0 1 6	医療法人社団 和風会	訪 問 看 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
さくら訪問看護ステーション	朝霞市本町1-34-1 ポンビラージュ505	志木メディカル株式会社	訪 問 看 護	平成 25 年 9 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
訪問看護ステーションみのる	坂 戸 市 薬 師 町 1 5 - 6	医療法人社団 薫風会	訪 問 看 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
ケアーズ訪問看護リハビリステーション深谷上野台	深谷市上野台249-3 オリジン101	株 式 会 社 A S	訪 問 看 護	平成 26 年 1 月 10 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	
居宅介護支援事業所ゴールドプランニング	北本市ニツ家3-146-1 アルファスクエア北本アリーナ104号	株式会社 ゴールドプランニング	居 宅 介 護 支 援	平成 24 年 1 月 1 日
あずみ苑 ラ・テラス庄和	春日部市西金野井178-2	株式会社 レオパレス21	訪 問 介 護	平成 26 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
ショートステイ フェリス	草 加 市 長 栄 町 6 5 8	社会福祉法人草加福祉会	短 期 入 所 生 活 介 護	平成 26 年 1 月 1 日
			介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	
特定施設入居者生活介護あかつき	深 谷 市 藤 野 木 1 1 7	社会福祉法人 邑元会	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 26 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	
エスケアステーション和光デイサービス	和 光 市 白 子 町 3 - 2 5 - 8	株式会社エスケアメイト	通 所 介 護	平成 26 年 2 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
グループホーム 藤の里大越	加 須 市 大 越 3 3 8 6 - 1	有 限 会 社 フ ク シ	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 26 年 3 月 1 日
			介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	

地域密着型サービスときわ	朝霞市宮戸1614	社会福祉法人 常盤会	認知症対応型通所介護	平成25年8月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	
			認知症対応型共同生活介護	平成25年5月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
薬局アポック上福岡西口店	ふじみ野市霞ヶ丘1-2-27-101	株式会社日本アポック	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
クオール薬局蓮田店	蓮田市東6-3-5	クオール株式会社	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
日生訪問看護ステーション和光	和光市新倉2-5-49	株式会社日本生科学研究所	訪問看護	平成26年2月1日
			介護予防訪問看護	
薬局 薬泉堂2号店	草加市新里町107-6	有限会社薬泉堂	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
めぐみ薬局	鴻巣市鴻巣323-4	株式会社あさひ調剤	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
はなまる薬局 所沢店	所沢市東狭山ヶ丘1-30-5	株式会社あさひ調剤	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
パル薬局朝霞駅前店	朝霞市本町2-4-24	株式会社パル・オネスト	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
クオール薬局 熊谷店	熊谷市中西4-6-5	クオール株式会社	居宅療養管理指導	平成26年2月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
第一薬局	八潮市八條1567八潮団地22号棟	日下部和砂	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイセイ薬局 朝霞台店	朝霞市西原2-4-17ジェミニビル	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイセイ薬局 三郷高洲店	三郷市高洲1-181-2	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイセイ薬局 北朝霞店	朝霞市浜崎1-2-10アゴラ21	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
伊藤歯科医院	鶴ヶ島市上広谷2-29	伊藤一雄	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
上尾コスモス歯科	上尾市二ツ宮955-1	松浦信人	居宅療養管理指導	平成26年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団仁心会越谷ハートフルクリニック	越谷市川柳町3-50-1	医療法人社団仁心会	訪問リハビリテーション	平成26年4月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団平成医会平成ゆうわクリニック	戸田市新曽南4-2-35 とだ優和の杜1階	医療法人社団平成医会	居宅療養管理指導	平成26年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

デイサービスセンター アクア	白岡市白岡1025-5	株式会社クリエ	通所介護	平成26年3月1日
			介護予防通所介護	
ドミー戸田公園居宅介護支援事業所	戸田市本町3-9-16	株式会社 共立メンテナンス	居宅介護支援	平成26年2月1日
デイサービスリハセンターあいあい	越谷市赤山町2-27	アイ・ケア株式会社	通所介護	平成25年11月1日
			介護予防通所介護	
訪問介護 あずき	白岡市小久喜1092-2	大川不動産商事有限会社	訪問介護	平成26年3月1日
			介護予防訪問介護	
居宅介護支援事業所シャングリラ	熊谷市中西3-11-14	有限会社 オフィストゥーワン	居宅介護支援	平成26年2月1日
GENKI NEXT 桶川	桶川市若宮2-33-4 ドミサイル・オケガワ101	株式会社 アドバンスメディカルケア	通所介護	平成26年2月1日
			介護予防通所介護	
いきいきらいふ SPA 川口 WEST	川口市西川口6-7-6	株式会社ベストエナジー	通所介護	平成26年2月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス ゆらり参番館	所沢市和ヶ原3-262 エムケーエスハイツ1-A	株式会社 ゆらり	通所介護	平成26年2月1日
			介護予防通所介護	
ピバシオ 久喜	久喜市中妻1551-6	株式会社 レポス	通所介護	平成26年2月1日
			介護予防通所介護	
坂戸グループホーム そよ風	坂戸市赤尾1893-1	株式会社 ユニマットそよ風	認知症対応型共同生活介護	平成25年12月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
介護付有料老人ホーム おおぜの郷	八潮市大瀬1658-1	英和株式会社	特定施設入居者生活介護	平成26年2月1日

			介護予防特定施設入居者生活介護	
--	--	--	-----------------	--

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広	名 称	老人介護支援センターホクソン	居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広	居 宅 介 護 支 援
ほほえみ訪問看護ステーション	所在地	川口市里991-2-714	川口市里936-1-902	介護予防訪問看護 訪 問 看 護
わたぼうし介護ケアセンター	所在地	川口市安行原1703-9	川口市安行領家1843-1	介護予防訪問介護 訪 問 介 護
ファインケア狭山	所在地	狭山市入間川3-24-15	狭山市富士見1-23-14	居 宅 介 護 支 援 介護予防訪問介護 訪 問 介 護

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	所 沢 市 中 富 1 0 1 6	訪 問 看 護	平成 26 年 3 月 1 日
		訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
		短 期 入 所 療 養 介 護	
		介 護 療 養 型 医 療 施 設	
		介 護 予 防 訪 問 看 護	
		介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	
入 曾 診 療 所	狭 山 市 南 入 曾 4 2 6 - 1	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 1 月 8 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
伊 藤 歯 科 医 院	鶴 ヶ 島 市 上 広 谷 2 - 2 9	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 2 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
ク オ ー ル 薬 局 熊 谷 店	熊 谷 市 中 西 4 - 6 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 26 年 1 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
小 敷 谷 く る み	上 尾 市 小 敷 谷 9 5 8 - 3 6	通 所 介 護	平成 26 年 3 月 31 日
		介 護 予 防 通 所 介 護	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 シ ャ ン グ リ ラ	熊 谷 市 中 西 3 - 1 1 - 1 4	居 宅 介 護 支 援	平成 20 年 9 月 1 日
有 限 会 社 タ ニ ウ チ	幸 手 市 北 1 - 1 4 - 2 7 ニ ュ ー エ ル デ ィ ム 前 田 1 0 1	福 祉 用 具 貸 与	平成 26 年 4 月 1 日
坂 戸 グ ル ー プ ホ ー ム そ よ 風	坂 戸 市 赤 尾 1 8 9 3 - 1	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	平成 25 年 11 月 30 日

告 示

埼玉県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者 名	休 止 年 月 日
スギ訪問看護ステーション所沢航空公園	所沢市並木3-1-6-101	介護予防居宅療養管理指導	スギメディカル株式会社	平成26年4月1日
		介護予防訪問看護		
		居宅療養管理指導		
		訪問看護		

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
春日部セントノア病院	医療法人 忠洋会	春日部市不動院野 1112-1	平成26年3月1日
あいおいクリニック	船 生 純 志	秩父市相生町 9 - 1 4	平成26年3月4日
医療法人 愛生会内科・婦人科クリニック	医療法人 愛生会	久喜市久喜中央 4 - 3 - 1	平成26年2月1日
はにゅう整形外科	羽 生 亮	越谷市相模町 3 - 1 3 9 - 1	平成26年3月1日
風 間 医 院	風 間 操 子	深谷市深谷町 7 - 5 6	平成26年2月1日
医療法人社団 平成医会平成ゆうわクリニック	医療法人社団 平成医会	戸田市新曽南4-2-35とだ優和の杜 1階	平成26年3月1日
入 曽 診 療 所	名 知 志 子	狭山市南入曽 4 2 6 - 1	平成26年1月9日
ゆめみ野デンタルクリニック	村 川 巖 彦	北葛飾郡松伏町ゆめみ野 5 - 2 - 6	平成26年2月1日
ふ じ た 歯 科	藤 田 修 平	越谷市南越谷 4 - 2 1 - 1 3	平成26年2月2日
伊 藤 歯 科 医 院	伊 藤 一 雄	鶴ヶ島市上広谷 2 - 2 9	平成26年2月1日
アールデンタルクリニック	岩 野 隆 宏	春日部市西金野井字馬場 5 9 9 - 2	平成26年3月1日
わ た な べ 歯 科	渡 辺 勝	春日部市中央 1 - 2 1 - 2	平成25年11月1日
大 月 デ ン タ ル ケ ア	医療法人 満月会	富士見市鶴馬 3 5 3 0 - 1 1	平成26年3月1日
しろくまデンタルクリニック	医療法人 裕徳会	熊谷市銀座2-245ニッター・モール4F	平成26年3月1日
上 尾 コ ス モ ス 歯 科	松 浦 信 人	上尾市二ツ宮 9 5 5	平成26年2月1日
け や 木 薬 局	株式会社メディカルパティオ	本庄市けや木 1 - 5 - 3	平成26年2月1日
クオール薬局 熊谷店	クオール株式会社	熊谷市中西 4 - 6 - 5	平成26年2月1日

エ	グ	サ	薬	局	江	草	啓	子	日	高	市	南	平	沢	3	6	7	-	4	平成12年11月16日																				
サ	カ	エ	薬	局	有	限	会	社	エ	ル	ケ	ア	深	谷	市	岡	2	7	5	4	-	2	平成26年2月1日																	
ア	イ	ラ	ン	ド	薬	局	有	限	会	社	ア	サ	ヒ	調	剤	薬	局	秩	父	市	相	生	町	1	5	-	6	平成26年3月1日												
中	川	薬	局	東	松	山	店	株	式	会	社	グ	ラ	ム	東	松	山	市	五	領	町	2	-	1	0	平成26年2月1日														
医療	法	人	社	団	薫	風	会	訪	問	看	護	ス	テ	ー	シ	ョ	ン	み	の	る	医	療	法	人	社	団	薫	風	会	坂	戸	市	薬	師	町	1	5	-	6	平成26年3月1日
訪	問	看	護	ス	テ	ー	シ	ョ	ン	あ	お	ぞ	ら	株	式	会	社	ヒ	ュ	ー	マ	ン	&	ネ	イ	チ	ャ	草	加	市	八	幡	町	1	3	2	6	-	1	平成26年3月1日

二 指定施術者

氏	名	住	所	名	称	所	在	地	指	定	年	月	日																																				
笠	井	拓	也	あ	ゆ	み	整	骨	院	上	尾	市	愛	宕	3	-	2	-	1	0	平成26年4月1日																												
有	賀	隆	二	立	石	ひ	か	り	整	骨	院	東	京	都	葛	飾	区	立	石	7	-	2	-	2	平成26年3月1日																								
中	野	弘	章	し	ま	鍼	灸	整	骨	院	入	間	市	野	田	1	8	8	-	1	平成26年2月4日																												
荒	明	清	栄	有	限	会	社	オ	ア	シ	ス	在	宅	マ	ッ	サ	ー	ジ	・	ピ	ー	ス	草	加	市	瀬	崎	町	2	-	3	6	-	3	2	平成26年2月17日													
加	藤	正	司	鍼	・	灸	・	あ	ん	摩	マ	ッ	サ	ー	ジ	指	圧	リ	リ	ウ	ム	治	療	院	川	口	市	幸	町	2	-	8	-	1	8	フ	ロ	ー	ラ	ル	み	ゆ	き	1	階	事	務	所	平成26年2月7日
松	本	悠	希	埼	玉	リ	ハ	ビ	リ	治	療	院	朝	霞	市	膝	折	町	5	-	9	-	3	2	平成26年2月1日																								
田	島	美	紀	セ	リ	オ	訪	問	マ	ッ	サ	ー	ジ	熊	谷	熊	谷	市	中	奈	良	1	9	7	-	4	平成26年1月1日																						
新	井	徳	孝	鶴	ヶ	島	中	央	接	骨	院	鶴	ヶ	島	市	松	ヶ	丘	1	-	1	4	-	2	6	ヴ	ィ	ラ	松	ヶ	丘	1	0	1	平成25年8月1日														
竹	村	哲	也	た	け	む	ら	接	骨	鍼	灸	院	鴻	巣	市	郷	地	1	7	8	-	1	平成25年8月6日																										

本間 悠太		手あてん東十条接骨院	東京都北区東十条1-24-5セントラルウェルネスクラブ4F	平成25年7月17日
宮脇 優馬		株式会社 アメニティサービス 埼玉営業所	さいたま市見沼区東大宮4-26-3-201	平成25年12月9日
菊池 俊宏		げんき堂接骨院 春日部	春日部市中央1-13-1 イトヨーカドー春日部店5F	平成26年2月1日

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
さめしま整形外科	所在地	越谷市赤山町 6 - 1 2 - 1 1	越谷市赤山本町 6 - 7
ほほえみ訪問看護ステーション	所在地	川口市里 9 9 1 - 2 - 7 1 4	川口市里 9 3 6 - 1 - 9 0 2
羽生訪問看護ステーション	名 称	埼玉医療生活協同組合 羽生訪問看護ステーション	羽 生 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン
志木江原耳鼻咽喉科	所在地	志木市本町 5 - 1 5 - 2 1	志木市本町 5 - 2 3 - 2 6 - 1 0 1

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
わ た な べ 歯 科	春日部市中央 1 - 8 - 7 S S K ビル 2 階	平成 25 年 10 月 31 日
サ カ エ 薬 局	深 谷 市 岡 2 9 9 - 5	平成 26 年 1 月 31 日
医 療 法 人 満 月 会 大 月 歯 科 医 院	富士見市鶴馬 2 6 0 5 - 1 0 えり美ビル 3 階	平成 26 年 1 月 31 日
飛 鳥 薬 局 行 田 店	行 田 市 門 井 町 3 - 6 - 2 9	平成 26 年 3 月 31 日
医 療 法 人 満 月 会 おおつきっずデンタルランド	富士見市鶴馬 2 6 0 5 - 1 O D ビル 4 階	平成 26 年 1 月 31 日
ク オ ー ル 薬 局 熊 谷 店	熊 谷 市 中 西 4 - 6 - 5	平成 26 年 1 月 31 日
け や 木 薬 局	本 庄 市 け や 木 1 - 5 - 3	平成 26 年 1 月 31 日
所 沢 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	所 沢 市 中 富 1 0 1 6	平成 26 年 3 月 1 日
医 療 法 人 愛 生 会 病 院	久 喜 市 久 喜 中 央 4 - 3 - 1	平成 26 年 1 月 31 日
伊 藤 歯 科 医 院	鶴ヶ島市上広谷 2 - 2 9	平成 26 年 1 月 31 日
入 曽 診 療 所	狭 山 市 南 入 曽 4 2 6 - 1	平成 26 年 1 月 8 日
風 間 医 院	深 谷 市 深 谷 町 7 - 5 6	平成 26 年 1 月 31 日
ふ じ た 歯 科 医 院	越 谷 市 南 越 谷 4 - 2 1 - 1 3	平成 26 年 1 月 31 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
島田 尚大		ゆうしん接骨院	西東京市中町 1 - 1 1 - 8	平成 26 年 1 月 31 日
井上 亮		井上接骨院	さいたま市岩槻区東岩槻 1 - 5 - 1 5	平成 25 年 12 月 31 日
杉山 良彰		前砂 Cozy Room	鴻巣市前砂 1 5 1 - 1 8	平成 26 年 2 月 18 日

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
スギ訪問看護ステーション所沢航空公園	所 沢 市 並 木 3 - 1 - 6 - 1 0 1	平 成 26 年 4 月 1 日

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表診療及び検査の項金額の欄中「五、五二〇円」を「五、六七〇円」に、「四、二五〇円」を「四、三七〇円」に、「二、四五〇円」を「二、五七〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「九〇〇円」を「九三〇円」に、「八六〇円」を「八七〇円」に、「一、四七〇円」を「一、五五〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四四〇円」に、「一、二三〇円」を「一、三〇〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二一〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「五、二五〇円」を「五、四五〇円」に改め、同表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄中「二、八三〇円」を「三、〇四〇円」に改め、同表短期入所及び施設入所支援の項金額の欄中「四三八円」を「四五一円」に、「五七〇円」を「五八六円」に、「七九円」を「八二円」に改め、同表自立訓練及び就労移行支援の項金額の欄中「五七〇円」を「五八六円」に改める。

告 示

埼玉県告示第四百四十六号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十七号（埼玉県立精神保健福祉センター条例別表第一に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

表身体検査（試験検査を除く。）の項中「二、八三〇円」を「三、〇四〇円」に改める。

告示

埼玉県告示第四百四十七号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十六年 七月十五日（火）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書等の提出期間及び提出場所

平成二十六年六月二日（月）から六月十八日（水）まで

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十六年六月十八日（水）までの消印のあるものに限
る。

二 提出場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表の場所及び期日

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十六年九月三日（水）及び四日（木）

午前十時から午後五時まで

□ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十六年九月三日（水）午前十時から十月二日（木）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 西見徹

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十二者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計十一者

ハ 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十六年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ダイエー 午前九時から午後十一時

（変更後）株式会社ダイエー 午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）平面駐車場 午前八時三十分から午後十一時十五分

三階・屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

（変更後）平面駐車場 午前六時三十分から午後十一時十五分

三階・屋上駐車場 午前六時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十六年四月二日

ニ 届出年月日

平成二十六年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年三月二十八日から平成二十六年七月二十八日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百五十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十六年前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、粉末冶金（烧结作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作业、数値制御フライス盤作业、平面研削盤作业、円筒研削盤作业、ホブ盤作业、マシニングセンタ作业）、放电加工（数值制御形彫り放电加工作业、ワイヤ放电加工作业）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部装作業、配管装作業、電気装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作業）、家具製作（家具手加工作业）、建具製作（木製建具手加工作业）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ロ 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业）、金属热处理（一般热处理作业、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作业、高周波・炎热处理作业）、机械加工（普通旋盘作业、数值制御旋盘作业、フライス盤作业、平面研削盤作业、マシニングセンタ作业）、仕上げ（機械組立て仕

- 上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- ハ 単一等級
 - 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカ―工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）
- 二 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
 - 1 実施期日
 - 平成二十六年六月四日（水）から同年九月九日（火）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
 - 2 実施場所
 - 協会が指定する場所
 - 3 試験問題の公表
 - 平成二十六年五月二十八日（水）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

- 1 実施期日
 - 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 三級 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成二十六年七月二十日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗淨</p>	<p>平成二十六年八月二十四日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成二十六年八月三十一日(日)</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工及び塗料調色</p>	<p>平成二十六年九月七日(日)</p>

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

3 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇一〇〇七四)

ハ 受付期間

平成二十六年四月七日(月)から同年四月十八日(金)まで

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検定職種	手数料(円)
園芸装飾	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
造園	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
铸造	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
金属熱処理	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
粉末冶金 <small>ポウダ</small>	一七、九〇〇
機械加工	一七、九〇〇(一一、九〇〇)
放電加工	一七、九〇〇
金属プレス加工	一七、九〇〇
鉄工	一七、九〇〇
建築板金	一七、九〇〇
工場板金	一七、九〇〇

サッシ施工	一七、九〇〇
内装仕上げ施工	一七、九〇〇
防水施工	一七、九〇〇
畳製作	一七、九〇〇
タイル張り	一七、九〇〇
ブロック建築	一七、九〇〇
左官	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
とび	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
建築大工	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
石材施工	一七、九〇〇
プラスチック成形	一七、九〇〇
建具製作	一七、九〇〇
家具製作	一七、九〇〇
婦人子供服製造	一七、九〇〇
建設機械整備	一七、九〇〇
鉄道車両製造・整備	一七、九〇〇
産業車両整備	一七、九〇〇
電気機器組立て	一七、九〇〇
電子機器組立て	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
機械保全	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
機械検査	一七、九〇〇(二一、九〇〇)
仕上げ	一七、九〇〇(二一、九〇〇)

表装	一七、九〇〇
塗装	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
路面標示施工	一七、九〇〇
塗料調色	一七、九〇〇
舞台機構調整	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
産業洗浄	一七、九〇〇
商品装飾展示	一七、九〇〇（二一、九〇〇）
フラワー装飾	一七、九〇〇（二一、九〇〇）

備考 手数料（円）の欄の（ ）は、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十六年七月二十日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月二十二日（金）に、その他の職種にあつては同年十月三日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十六年年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 随時三級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）及び塗装（金属塗装作業、噴霧塗装作業）

ロ 基礎一級

鑄造、機械加工、金属プレス加工、電子機器組立て、婦人子供服製造、寝具製作、印刷、製本、プラスチック成形、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、防水施工及び塗装

ハ 基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙は、協会で交付する。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験（全職種）

一七、九〇〇円

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第四百五十二号

平成二十五年埼玉県告示第千二百六十七号（平成二十五年度後期技能検定の実施について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

三ロ1の表に次のように加える。

<p>一 一級及び二級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、機械保全 二 単一等級 樹脂接着剤注入施工</p>	<p>平成二十六年五月十八日（日）</p>
---	-----------------------

六イを次のように改める。

イ 技能検定合格者の発表

平成二十六年一月及び二月に学科試験を実施する職種にあつては同年三月十日（金）に、同年三月十六日（日）に学科試験を実施する職種にあつては同年三月二十八日（金）に、同年五月十八日（日）に学科試験を実施する職種にあつては同年五月三十日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し、書面で通知する。

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程を廃止する告示

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程(昭和三十一年埼玉県告示第六百七号)

は、廃止する。

附 則

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 平成二十五年以前の前算に係るこの告示による廃止前の農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程に基づく交付金については、なお従前の例による。

告 示

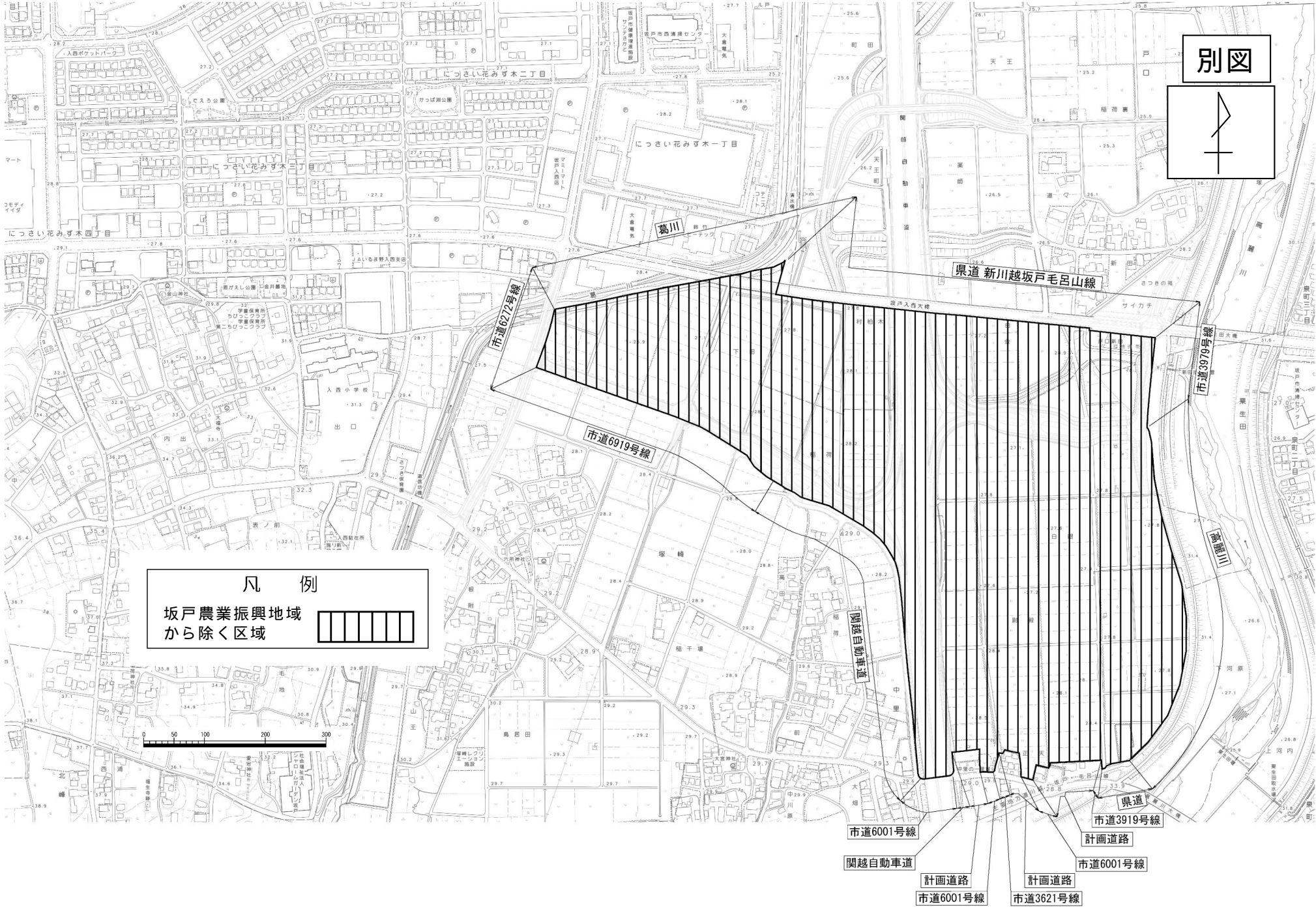
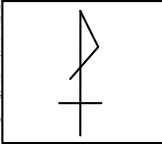
埼玉県告示第四百五十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、坂戸農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

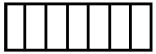
平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図



凡 例
坂戸農業振興地域
から除く区域



0 50 100 200 300

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

県営土地改良事業荒川右岸地区（湛水防除事業）の工事を平成二十五年三月二十五日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦第二土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	鈴 木 國 雄	埼玉県熊谷市 和田九百二十四番地

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第四条の規定により、埼玉県における農地中間管理機構として、次の法人を指定したので、同法第五条第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称及び住所

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

三 農地中間管理事業の開始の日

平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の制定を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉中央漁業協同組合共第一号、共第四号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

ロ 漁業権の免許番号

共第一号、共第四号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1.5m以下
うけ	口径30cm以下
四つ手網	長辺3m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	組合で定めて公示した日から 12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじか、わかさ ぎ、なます	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
荒川(深谷市永田、六堰上流 100mから下流200mまで の区域)	1月1日から12月31日まで
星川(熊谷市鎌倉町、せいけい 園の流れ出しから熊谷市筑波、清 水橋までの区域)	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(保護水面における制限)

第6条 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第15条第1項(保護水面の指定)の規定に基づく次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
荒川(寄居町末野、玉淀ダム上 流端から寄居町寄居、正喜橋下流 端までの区域)	1月1日から12月31日まで (リール釣りについては、4月1日 から6月30日までを除く。)

2 あゆについては、前項の規定にかかわらず、10月1日から10月31日まで
は、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間

荒川（寄居町寄居、正喜橋下流端から東武東上線鉄橋までの区域）	1月1日から12月31日まで
荒川（熊谷市川原明戸、御正堰用水横断管渠から下流750mまでの区域）	
荒川（熊谷市榎町、荒川大橋上流500mから下流1100mまでの区域）	
星川（行田市斎条、斎条堰から天籟橋までの区域）	
小山川（深谷市岡、砂田橋から橋南堰下流100mまでの区域）	
小山川（深谷市高島、新明橋上流100mから下流400mまでの区域）	
福川（熊谷市葛和田、落合橋下流の標識から下流500mまでの区域）	
切れ所沼（熊谷市小泉、全区域）	
荒川（寄居町寄居、東武東上線鉄橋から深谷市黒田、関越自動車道橋下流端までの区域）	4月1日から8月最終日曜日まで

（体長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、か じか、わかさぎ、なま ず	さで網、うけ、 四つ手網、投 網、置きばり、 あゆめがねか け漁法、釣り	1年	8,400
			1日	2,600
		釣り	1日	2,100 現2,600
ます類券	ます類、うぐい、おい かわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず	釣り	1年	4,200
			1日	800
乙種	うぐい、おいかわ、こ い、ふな、うなぎ、ど じょう、かじか、わか さぎ、なまず	釣り(リール 釣りを除く。)	1年	3,100
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の現とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、ふ な、うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず	釣り(リー ル釣りを 除く。)	県内共通	1年	5,000
		中学生	1年	1,000
		県内共通		

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定す

る額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日から施行の埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第6号及び共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

二 秩父漁業協同組合共第一号及び共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

秩父漁業協同組合

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

ロ 漁業権の免許番号

共第一号及び共第四号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

秩父漁業協同組合共第1号及び共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秩父漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第1号及び共第4号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなますをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、 やまめ、に じます	この組合が定めて 公示した区間	3月1日から9月30日まで (ただし、にじますについては、 皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流 の秩父鉄道鉄橋までの荒川の区域 においては、1月1日から12月 31日まで)

2 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券取扱店に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、投網、置ばり、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
投網	円周20m未満
釣り	道糸2本以内

- 3 あゆについては、6月1日から9月30日までの間で組合が定めて公示した期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 6 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券取扱店に掲示して公表するものとする。

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで。ただし、にじますについては、皆野町地先皆野橋から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの荒川の区域においては、1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公示した期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
吉田川(秩父市上吉田、合角ダム上流200mから下流300mまでの区域)	1月1日から12月31日まで
滝の沢(全川、小森川支流)	
浦山川(秩父市荒川久那、浦山ダム上流200mから下流300mまでの区域)	

荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流200mから下流300mまでの区域）
中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流400mから下流300m・貯砂ダム上下流300mまでの区域）
小山川（皆野町全区域）

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
田野沢（全川）	1月1日 から12月 31日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川（秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域）	
阿熊川（支流を含む全川）	
薄川（支流を含む全川）	
小森川（小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域）	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢（全川）	
関ノ入谷（全川）	
生川（全川）	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市、旧秩父橋から秩父太平洋セメントベルトコンベアー橋までの区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流100mから	

下流 200 m までの区域)	
浦山川 (支流を含む全川)	
安谷川 (支流を含む全川)	
谷津川 (全川)	
贄川 (全川)	
猪鼻沢 (全川)	
荒川 (秩父市荒川白久上サ、白川橋から上流の支流を含む区域)	

2 次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

特設釣区の名称及び区域	
名称 大血川溪流観光釣場	区域 大血川 (秩父市大滝字大血川地先の 650 m の区域)
名称 入川溪流観光釣場	区域 荒川 (秩父市大滝字入川地先の 780 m の区域)
名称 中津川溪流観光釣場	区域 中津川 (秩父市中津川地先の 600 m の区域)
名称 浦山川溪流観光釣場	区域 浦山川 (秩父市荒川久那地先の 1300 m の区域)
名称 安谷川溪流観光釣場	区域 安谷川 (秩父市荒川日野 1317 番地先の 250 m の区域)
名称 横瀬川溪流観光釣場	区域 横瀬川 (横瀬町大字芦ヶ久保地先の 600 m の区域)
名称 浦山広河原溪流観光釣場	区域 広河原谷 (秩父市浦山字広河原 3235 番地の 1 地先の 200 m の区域)

(体長制限)

第 8 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	15 センチメートル
こい	18 センチメートル
うなぎ	26 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	あゆ、ます類（にじますを除く。）、にじます（第5条表中ただし書に掲げる区域で、10月1日から翌年2月末日までを除く。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	投網、置 ばり、や す突、釣 り	1年	11,000
			1日	2,100 現3,000
溪流券	ます類（にじますを除く。）、にじます（第5条表中ただし書に掲げる区域で、10月1日から翌年2月末日までを除く。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、なまず	釣り	1年	7,000
			1日	1,800 現3,000
特乙種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	釣り	1年	5,000
			1日	800 現1,200
乙種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、なまず	釣り（リール釣りを除く。）	1年	3,000
			1日	400 現500
本流 にじます券	にじます（第5条表中ただし書に掲げる区域に限る。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、なまず	釣り	シーズン	4,000
			1日 （シーズンに限る。）	1,500 現2,000

備考

1 「1年」とは3月1日から翌年2月末日までをいい、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいう。

2 「現」とは、遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

3 第7条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、前2項及び次条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公示した遊漁料の額及び納付の方法とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であるこ

とを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日から施行の秩父漁業協同組合共第1号及び共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

三 武蔵漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

武蔵漁業協同組合

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなますをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、うけ、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1m未満
うけ	口径30cm未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満
やす突	船舶を使用しない
釣り	道糸2本以内

3 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期間
さで網、四つ手網	組合で定めて公示した日から9月30日まで及び11月1日から翌年2月末日まで

うけ	組合で定めて公示した日から翌年2月末日まで ただし、入間川、越辺川、都幾川、槻川においては、4月1日から5月15日までを除く。
投網、やす突	組合で定めて公示した日から翌年2月末日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

5 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
荒川(鴻巣市糠田、武蔵水路合流点上流100mから下流100mまでの区域)	1月1日から12月31日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
都幾川（東松山市下唐子、稲荷橋から上流 1 0 0 m までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
都幾川（ときがわ町玉川、玉川橋から上流の区域）、 氷川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の 沢、外川、陣場平川、橋倉川	
槻川（小川町下里、柳町橋上流 1 0 0 m から下流 1 0 0 m までの区域）	
槻川（小川町青山、青山堰上流 1 0 m から下流 2 0 m までの区域）	
槻川（小川町大塚、栃本堰上流 2 0 m から下流 5 0 m までの区域）	
館川（全川）	
萩平川（全川）	
槻川（東秩父村坂本、落合橋から上流の区域）、オ クマン沢、せぎり沢、春塚沢、細山川、丸塚沢、たか がや沢	
越辺川（東松山市早俣、落合橋から川島町吹塚、中 山用水取水堰までの区域）	
越辺川（東松山市毛塚、高坂橋から坂戸市島田、島 田堰までの区域）	
旧荒川（北本市石谷宿「石や下」、全区域）	
旧荒川（鴻巣市、北本市及び吉見町「明秋、釜虎」、 全区域）	
三日月池（東松山市上押垂（都幾川旧川）、全区域）	
明善谷沼（東松山市大谷、全区域）	
城ヶ谷沼（東松山市大谷、全区域）	
八反沼（東松山市大谷、全区域）	

（体長制限）

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	1 5 センチメートル

こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず	さで網、う	1年	6,300
		け、四つ手 網、投網、や す突、釣り	1日	2,000 現2,500
		釣り	1日	1,000 現1,500
乙種	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、なま ず	釣り	1年	3,100
			1日	500
		釣り(リール 釣りを除 く。)	1日	400

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の現とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、なまず	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日から施行の武蔵漁業協同組合共第2号、共第3号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

四 埼玉西部漁業協同組合共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉西部漁業協同組合

埼玉県日高市横手六百三十九番地

ロ 漁業権の免許番号

共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉西部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1m未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満
やす突	船舶を使用しない。
釣り	道糸2本以内

3 11月1日から翌年7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

5 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月15日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじか、わか さぎ、なます	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
越辺川(坂戸市沢木、関越自動車道橋から坂戸市東和田、樋の口橋上流赤城堰までの区域)	1月1日から12月31日まで
越辺川(鳩山町石坂、重郎橋上流200mから下流200mまでの区域)	
越辺川(鳩山町今宿、今川橋上流200mから下流200mまでの区域)	
越辺川(毛呂山町大類、大類堰から上流250mまでの区域)	
越辺川(毛呂山町西戸、西戸堰から上流200mまでの区域)	
越辺川(越生町如意、如意堰から上流150mまでの区域)	
麦原川(全川)	
竜ヶ谷川(全川)	
三滝川、顔振川(全川)	
高麗川(坂戸市浅羽、関越自動車道橋から坂戸市粟生田、粟生田堰までの区域)	
高麗川(坂戸市四日市場、東武越生線鉄橋から	

坂戸市森戸、森戸橋下堰までの区域)	
高麗川(坂戸市多和目、城西大学下多和目三号堰から上流1000mまでの区域)	
高麗川(日高市新堀、金剛寺淵上流250mから下流250mまでの区域)	
高麗川(日高市高麗本郷、日向公会堂前から日高市台、鹿台橋下流堰堤までの区域)	
高麗川(飯能市坂石、坂石橋から吾野駅前橋までの区域)	
高麗川(飯能市吾野、北川合流点から上流の区域)	
権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢、タツマ谷(全川)	
長沢川、風影入、八徳谷、高山沢(全川)	
北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷、岩井沢(全川)	
大谷木川(全川)	
阿諏訪川(全川)	
毛呂川(全川)	
高麗川(飯能市白子、東橋から日高市横手、諏訪橋までの区域)	6月15日から8月14日まで
高麗川(飯能市吾野、北川合流点から間野、畑井堰堤までの区域)	

(体長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が

公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず	さで網、四つ 手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,300
			1日	2,000 現2,500
		釣り	1日	1,000 現1,500
乙種	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、なま ず		1日	400 現500

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の現とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、ど じょう、かじか、わか さぎ、なまず	釣り（リール釣 りを除く。）	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 1 1 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 1 2 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 1 3 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 1 6 年 1 月 1 日から施行の埼玉西部漁業協同組合共第 4 号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を 1 年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証 (平成 2 6 年 2 月 2 8 日まで有効とされたものに限る。) は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

五 入間漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

人間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、人間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類（やまめ、いわな、にじます等を含む。以下同じ。）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、投網、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
投網	円周20m未満
さで網	間口1m未満
釣り	道糸3本以内

3 あゆについては、組合で定めて公示した日から7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	組合で定めて公示した日から12月31日まで

ます類	3月1日から9月30日まで
わかさぎ	11月1日から翌年3月31日まで
かじか	4月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ、 どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は釣り以外の漁具・漁法を使用して採捕をしてはならない。

3 宮沢湖では、日没から日の出までの間は遊漁を禁止する。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
入間川(飯能市小瀬戸、扇橋から小瀬戸頭首工までの区域)	1月1日から 12月31日まで
入間川(笹井堰堤上流100メートルから下流200メートルまでの区域)	
中沢(飯能市南、第2堰堤から上流の区域)	
山中沢(全川)	
桜久保入(全川)	
蕨入(全川)	
有間川(飯能市下名栗、有間ダム流木止めから堰堤下流300メートルまでの区域)	
白岩沢(飯能市下名栗、鋼管工業から上流の区域)	
穴沢川(全川)	
湯の沢川(全川)	
湯ノ沢(全川)	
釜ノ入沢(全川)	
蕨入川(飯能市上名栗、蕨入堰から下流200メートルまでの区域)	

2 魚類の保護のため、組合が造成し標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示の期間中は遊漁してはならない。

3 魚類保護のため、魚道の上流5メートルから下流5メートルまでの区域におい

ては、遊漁してはならない。

(釣専用区等)

第6条 この漁場区域内で次表ア欄に掲げる区域においてはイ欄に掲げる期間中は、釣り以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間
霞川(全川)	1月1日から12月31日まで ただし、入間川(有間橋から開運橋までの区間、鹿の戸堰から石原橋までの区間、宮沢湖取入れ口から本郷取水堰までの区間、中橋から新豊水橋までの区間)にあっては、10月第2土曜日から10月31日までの期間を除く。
入間川(狭山市広瀬東、広瀬橋から田島屋堰までの区域)	
入間川(入間市黒須、豊水橋下流堰堤から上流の全区域)	
成木川(飯能市下畑、両郡橋から下流の全区域)	
要害川及び唐沢(全川)	
中藤川及び中沢(全川)	
妻沢、湯基入川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川(全川)	
有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢(全川)	
宮沢湖(飯能市宮沢、全区域)	

2 次の表のア欄に掲げる特設釣区においては、イ欄に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 特設釣区の名称及び区域	イ 漁具・漁法
名称 有間渓谷観光釣場 区域 飯能市大字下名栗字落合地先の有間川550メートルの区域	釣り

(体長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	全長26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は次表のとおりとし、その納付場所は入間漁業協同組合事務所、組合が公示する組合指定取扱店、及び漁場監視員とする。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず	さで網、投 網、釣り	1年	7,500
			1日	2,100 現3,000
ます類券	ます類、うぐい、おいか わ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、かじか、わか さぎ、なまず	釣り	1日	1,200 現2,000
特乙券	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、なま ず	釣り	1年	4,000
			1日	700 現1,000
乙券	うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、なまず	釣り(リー ル釣りを 除く。)	1年	2,600
			1日	400 現500

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

- 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する2分の1に相当する額とする。
- 宮沢湖における遊漁料金は前項の規定にかかわらず次表のとおりとする。なお、消費税等を含むものとする。

区分	期間	料金(円)
大人(中学生を含む)	1日	1,000
小人(小学生を含む)	1日	700

- 第6条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、第8条各項及び第9条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公示した遊漁料の額及び納付の方法とする。なお、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 この漁場区域及び県内各第五種共同漁業権の区域において次の表に掲げる

魚種を漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料は、第8条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとし、その納付場所は県漁業協同組合連合会、各漁業協同組合事務所及び各漁業協同組合が公示する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通		1,000

ただし、1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章(記章)を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
2 この規則施行前に入間漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

別記様式 (略)

六 埼玉南部漁業協同組合共第二号、共第三号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号、共第三号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網(まち網を含む。以下同じ。)、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1m未満
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用し遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	組合で定めて公示した日から12月31日まで

ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ、 どじょう、かじか、 わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
新河岸川(川越市城下町、新城下橋から川越市石原町、石原橋までの区域)	1月1日から 12月31日まで
びん沼川(さいたま市西区飯田新田、治水橋下流端から上流の区域)	
伊佐沼(川越市伊佐沼、舟のり入れ禁止標識から北区域)	1月1日から 12月31日まで
黒目川(朝霞市浜崎、岡橋から朝霞市田島、花の木橋までの区域)	10月1日から 10月15日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
荒川(志木市宗岡、秋ヶ瀬取水堰の上流100mから下流200mまでの区域)	1月1日から 12月31日まで
新河岸川(川越市下新河岸、旭橋から川越市城下町、新城下橋までの区域)	
九十川(川越市南田島、木の目橋から上流200mまでの区域)	
びん沼川(さいたま市西区塚本町、砂塚橋から富士見市南畑新田、南畑排水機場までの区域)	
新河岸川放水路(富士見市東大久保、三本木橋か	

ら上流の区域)	
丸堀(荒川、さいたま市西区西遊馬)	
山王沼(さいたま市西区二ツ宮)	
地藏沼(さいたま市西区二ツ宮)	
伊佐沼(川越市伊佐沼、舟のり入れ禁止標識から南区域)	4月1日から 10月31日まで
旧荒川(桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から北地区)	毎月1日から毎月15日まで
旧荒川(桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から南地区)	毎月16日から毎月末日まで

(体長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	さで網、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	4,500
			1日	1,000
乙 種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	釣り	1年	4,000
			1日	600
		釣り(リール釣りを除く。)	1年	3,000
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下、身体障害者及び満80歳以上の高齢者

は無料とし、中学生については乙種は無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、どじょう、 かじか、わかさぎ、なまず	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日から施行の埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第5号、共第6号及び共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

七 児玉郡市漁業協同組合共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第四号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

児玉都市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、児玉都市漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第4号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網(すくい網を含む。以下同じ。)、四つ手網、投網及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さで網	間口1m以下
四つ手網	長辺1.5m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。
(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
小山川(美里町殿ヶ谷戸、関越道の橋から下流500mの砂防堰堤までの区域)	1月1日から 12月31日まで
備前渠川(本庄市大字久々宇、備前渠川第3樋管から下流1500mまでの区域)	
志戸川(美里町関、関越道の橋から下流500mの砂防堰堤までの区域)	
間瀬川(間瀬湖を含む全川)	

(体長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	さで網、四つ手網、投網、釣り	1年	5,000
			1日	500
乙 種	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	釣り	1年	2,300
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同

項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、	釣り(リール	県内共通	1年	5,000
ふな、うなぎ、どじょう、	釣りを除く。)	中学生県内共通	1年	1,000
なまず、わかさぎ				

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
 - 2 平成16年1月1日から施行の児玉郡市漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証（平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。）は、この規則による承認を受けたものとみなす。
- 別記様式（略）

八 埼玉東部漁業協同組合共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

ロ 漁業権の免許番号

共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉東部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、うなぎ竹筒及び類似の筒(以下「うなぎ竹筒」という。)、四つ手網、投網、置ばり及び釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければ遊漁をしてはならない。

ア 漁業の方法	イ 期間
さで網、うなぎ竹筒(中川、古利根川、元荒川を除く。)、四つ手網、投網、置ばり及び釣り	1月1日から12月31日まで
うなぎ竹筒(中川、古利根川、元荒川)	1月1日から3月31日まで及び 5月16日から12月31日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
中川（八潮市圀（東京都境）、圀川合流点から上流 2 0 0 m までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
大場川（八潮市古新田（東京都境）、中川合流点から上流 1 0 0 m までの区域）	
元荒川（越谷市相模町、瓦曾根堰上流 2 0 m から下流 5 0 m までの区域）	
元荒川（さいたま市岩槻区末田、末田須賀堰上流 5 0 m から下流 1 1 0 m までの区域）	
権現堂川（幸手市権現堂、中川合流点（越流堤）から上流 2 0 0 m までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
大落古利根川（松伏町松伏、寿橋から下流 1 0 0 m までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
葛西用水路（逆川用水（越谷市東大沢、新内橋から越谷市大沢、地蔵橋までの区域）	
東京葛西用水（越谷市西方、瓦曾根取入口から下流 2 0 0 m までの区域）	

(体長制限)

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	1 8 センチメートル
うなぎ	2 6 センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
特種	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょ	四つ手網、投網、さで網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	8,000
			1日	1,000
甲種	う、わかさぎ、なまず	四つ手網（間口3m以下）、投網（円周20m未満）、さで網（間口1m未満）、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	5,000
			1日	500
乙種		釣り（リール釣りを除く。）	1年	3,000
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	釣り（リール釣りを除く。）	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第 1 1 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 1 2 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 1 3 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 平成 1 6 年 1 月 1 日から施行の埼玉東部漁業協同組合共第 6 号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を 1 年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証 (平成 2 6 年 2 月 2 8 日まで有効とされたものに限る。) は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

九 埼玉県北部漁業協同組合共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉県北部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉県北部漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	間口1.5m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

どじょう	1月1日から4月30日まで及び8月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、な	四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	5,000
			1日	800
乙 種	まず、わかさぎ	釣り	1年	3,000
			1日	500

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
----	-------	--------	----	-------

おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、な まず、わかさぎ	釣り（リール釣 りを除く。）	県内共通	1年	5,000
		中学生県内共通	1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。
(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
2 平成26年2月28日まで承認された、平成16年1月1日から施行の埼玉県北部漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証（平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。）は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

十 入間漁業協同組合共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第六号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

人間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、人間漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな及びうなぎをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、人間漁業協同組合埼玉県共第2号及び第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合東京都内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで

うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで
------------------------	----------------

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	全長26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する組合指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	あゆ、ます類、うぐい、 おいかわ、こい、ふな、 うなぎ	釣り	1年	7,500
			1日	2,100 現3,000
ます類券	ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	釣り(リール釣りを除く。)	1日	1,200 現2,000
特 乙 券	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ		1年	4,000
			1日	700 現1,000
乙 券	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ		1年	2,600
		1日	400 現500	

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を現場で取扱ったものをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。
(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)	区 域
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	1年	5,000	埼玉県の区域内
		中学生県内共通	1年	1,000	

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。
(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 平成16年1月1日から施行の入間漁業協同組合共第10号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合共第10号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証並びに埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証（平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。）は、この規則による承認を受けたものとみなす。
別記様式（略）

十一 奥多摩漁業協同組合共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

東京都青梅市御岳二丁目三百三十三番地

ロ 漁業権の免許番号

共第六号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、奥多摩漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな及びうなぎをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合埼玉県共第2号及び第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合東京都内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで

うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで
------------------------	----------------

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	全長26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	釣り	1年	7,500
			1日	2,100 現3,000
ます類券	ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	釣り(リー ル釣りを 除く。)	1日	1,200 現2,000
特 乙 券	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ		1年	4,000
			1日	700 現1,000
乙 券	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ		1年	2,600
		1日	400 現500	

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとし、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を現場で取り扱ったものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定す

額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公示する指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	区域	期間	料金(円)
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	釣り(リール釣りを除く。)	県内共通	埼玉県の区域内	1年	5,000
		中学生県内共通		1年	1,000

ただし、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。なお、料金は、消費税等を含むものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日から施行の入間漁業協同組合共第10号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合共第10号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証並びに埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証（平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。）は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式（略）

十二 埼玉南部漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、3号及び5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つものは、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、四つ手網、投網、やす突、旗網及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	こい、ふな、うなぎ、なまず	四つ手網、投網、釣り(手釣り・竿釣り)	1年	4,500
			1日	1,000
乙 種		釣り(手釣り・竿釣り)	1年	4,000
			1日	600
		釣り(手釣り・竿釣り。ただし、リール釣りを除く。)	1年	3,000
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下、身体障害者及び満80歳以上の高齢者は無料とし、中学生については乙種は無料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日から施行の埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第5号、共第6号及び共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

十三 東京東部漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東京東部漁業協同組合

東京都江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、3号及び5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つものは、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さで網、四つ手網、投網、やす突、旗網及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものの遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 次の表に掲げる魚種をそれぞれに掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公示する指定取扱店及び漁場監視員に納付するものとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含むものとする。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲 種	こい、ふな、うなぎ、なまず	四つ手網、投網、釣り(手釣り・竿釣り)	1年	4,500
			1日	1,000
乙 種		釣り(手釣り・竿釣り)	1年	4,000
			1日	600
		釣り(手釣り・竿釣り。ただし、リール釣りを除く。)	1年	3,000
			1日	400

ただし、期間の欄の1年とは、3月1日から翌年2月末日までをいう。

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下、身体障害者及び満80歳以上の高齢者は無料とし、中学生については乙種は無料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は、払い戻さないものとする。

附 則

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日から施行の埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第5号、共第6号及び共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証のうち期間を1年とする遊漁承認証及び埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証(平成26年2月28日まで有効とされたものに限る。)は、この規則による承認を受けたものとみなす。

別記様式 (略)

十四 埼玉中央漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉都市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉都市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、漁場を管轄する組合が別途定めた第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣りで遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、利根川(右岸に限る。)、烏川(右岸に限る。)及び神流川の区域内において、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣り(リール釣りを除く。)で遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	埼玉県域は全長26センチメートル 群馬県域は全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第8号共通	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	釣り	1日	1,000
	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず			500

2 前項に規定する遊漁料は、次の表に掲げる共有組合の事務所、共有組合がそれぞれ別途規則で公示する指定取扱店及び共有組合の漁場監視員に納付するものとする。

漁業協同組合名	所在地
埼玉中央漁業協同組合	埼玉県熊谷市久下1831番地
児玉郡市漁業協同組合	埼玉県本庄市本庄4丁目8番33号
埼玉県北部漁業協同組合	埼玉県加須市愛宕1番地9号47
烏川漁業協同組合	群馬県高崎市倉賀野町794番地24
東毛漁業協同組合	群馬県伊勢崎市曲輪町21番5号

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（記章）を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式 （略）

十五 埼玉県北部漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉都市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉都市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、漁場を管轄する組合が別途定めた第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣りで遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、利根川(右岸に限る。)、烏川(右岸に限る。)及び神流川の区域内において、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣り(リール釣りを除く。)で遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	埼玉県域は全長26センチメートル 群馬県域は全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

遊漁承認証名	対 象 魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第8号共通	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	釣り	1日	1,000
	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず			500

2 前項に規定する遊漁料は、次の表に掲げる共有組合の事務所、共有組合がそれぞれ別途規則で公示する指定取扱店及び共有組合の漁場監視員に納付するものとする。

漁業協同組合名	所 在 地
埼玉中央漁業協同組合	埼玉県熊谷市久下1831番地
児玉郡市漁業協同組合	埼玉県本庄市本庄4丁目8番33号
埼玉県北部漁業協同組合	埼玉県加須市愛宕1番地9号47
烏川漁業協同組合	群馬県高崎市倉賀野町794番地24
東毛漁業協同組合	群馬県伊勢崎市曲輪町21番5号

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（記章）を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式 （略）

十六 児玉郡市漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、漁場を管轄する組合が別途定めた第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣りで遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、利根川(右岸に限る。)、烏川(右岸に限る。)及び神流川の区域内において、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣り(リール釣りを除く。)で遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	埼玉県域は全長26センチメートル 群馬県域は全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第8号共通	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさき	釣り	1日	1,000
	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず			500

2 前項に規定する遊漁料は、次の表に掲げる共有組合の事務所、共有組合がそれぞれ別途規則で公示する指定取扱店及び共有組合の漁場監視員に納付するものとする。

漁業協同組合名	所在地
埼玉中央漁業協同組合	埼玉県熊谷市久下1831番地
児玉郡市漁業協同組合	埼玉県本庄市本庄4丁目8番33号
埼玉県北部漁業協同組合	埼玉県加須市愛宕1番地9号47
烏川漁業協同組合	群馬県高崎市倉賀野町794番地24
東毛漁業協同組合	群馬県伊勢崎市曲輪町21番5号

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（記章）を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式 （略）

十七 烏川漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

烏川漁業協同組合

群馬県高崎市倉賀野町七百九十四番地二十四

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、漁場を管轄する組合が別途定めた第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣りで遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、利根川(右岸に限る。)、烏川(右岸に限る。)及び神流川の区域内において、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣り(リール釣りを除く。)で遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	埼玉県域は全長26センチメートル 群馬県域は全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

遊漁承認証名	対 象 魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第8号共通	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさぎ	釣り	1日	1,000
	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず			500

2 前項に規定する遊漁料は、次の表に掲げる共有組合の事務所、共有組合がそれぞれ別途規則で公示する指定取扱店及び共有組合の漁場監視員に納付するものとする。

漁業協同組合名	所 在 地
埼玉中央漁業協同組合	埼玉県熊谷市久下1831番地
児玉郡市漁業協同組合	埼玉県本庄市本庄4丁目8番33号
埼玉県北部漁業協同組合	埼玉県加須市愛宕1番地9号47
烏川漁業協同組合	群馬県高崎市倉賀野町794番地24
東毛漁業協同組合	群馬県伊勢崎市曲輪町21番5号

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（記章）を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

別記様式 （略）

十八 東毛漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東毛漁業協同組合

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種(あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、漁場を管轄する組合が別途定めた第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証のうち、期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣りで遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

6 前2項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行した県内共通遊漁承認証を持つ者は、利根川(右岸に限る。)、烏川(右岸に限る。)及び神流川の区域内において、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずを釣り(リール釣りを除く。)で遊漁する場合に限り、遊漁の承認及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 釣りについては、組合が定めて公示した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合で定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から10月31日まで	あゆ

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁してはならない。

ア 魚種	イ 全長
ます類	全長15センチメートル
こい	全長18センチメートル
うなぎ	埼玉県域は全長26センチメートル 群馬県域は全長30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

遊漁承認証名	対 象 魚 種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第8号共通	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず、わかさき	釣り	1日	1,000
	うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず			500

2 前項に規定する遊漁料は、次の表に掲げる共有組合の事務所、共有組合がそれぞれ別途規則で公示する指定取扱店及び共有組合の漁場監視員に納付するものとする。

漁業協同組合名	所 在 地
埼玉中央漁業協同組合	埼玉県熊谷市久下1831番地
児玉郡市漁業協同組合	埼玉県本庄市本庄4丁目8番33号
埼玉県北部漁業協同組合	埼玉県加須市愛宕1番地9号47
烏川漁業協同組合	群馬県高崎市倉賀野町794番地24
東毛漁業協同組合	群馬県伊勢崎市曲輪町21番5号

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

一 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

二 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章（記章）を付けるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別記様式 （略）

告示

埼玉県告示第四百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県所沢市大字新郷二〇五の七

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第四百六十号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

川越市全域

四 作業期間

平成二十六年三月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

川越市旭町一丁目

四 作業期間

平成二十六年三月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

川越市大袋

四 作業期間

平成二十六年三月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

川越市旭町三丁目

四 作業期間

平成二十六年三月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第四百六十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

さいたま市見沼区

四 作業期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量）

三 作業地域

川口市末広一丁目、川口市峯

四 作業期間

平成二十六年三月七日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

滑川町西部

四 作業期間

平成二十五年七月八日から平成二十六年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）

二 作業期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

三 作業地域

埼玉県内全域

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

平成二十五年埼玉県告示第千二百十七号で公示した公共測量（出来形確認測量）は、平成二十六年三月十日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

平成二十六年埼玉県告示第三十九号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年三月十八日終了した旨測量計画機関であるときがわ町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十号

平成二十五年埼玉県告示第四百三号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年三月十四日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

平成二十五年埼玉県告示第九百八十二号で公示した公共測量（数値地形図データ更新）は、平成二十六年一月三十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

平成二十六年埼玉県告示第三十一号で公示した公共測量（三・四級基準点成果改定、出来形確認測量）は、平成二十六年三月十日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

平成二十五年埼玉県告示第千六百八十九号で公示した公共測量（レベル〇〇〇
数値地形図修正）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である寄
居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条
において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

平成二十六年埼玉県告示第七十二号で公示した公共測量（空中写真撮影 縮尺一万分の一）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

平成二十六年埼玉県告示第三十五号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年二月七日終了した旨測量計画機関である所沢市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十三号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第七百八十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十一年埼玉県告示第千二百二十四号で告示した川越都市計画道路事業（川越市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十一年九月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第七百五十五号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成七年十二月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第六百三十六号で告示した草加都市計画道路事業（草加市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から平成二十七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千六百五号で告示した越谷都市計画道路事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十六年八月十日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十一年埼玉県告示第九百三十号で告示した人間都市計画道路事業（人間市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成二十一年六月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百四十号で告示した富士見都市計画道路事業（富士見市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から平成三十一年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第四百八十五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	二百五十四号	比企郡小川町大字中爪字カサ一一二五番一地先から 大里郡寄居町大字桜沢字松原一六七番一地先まで
県道	熊谷小川秩父線	比企郡嵐山町大字杉山字豊岡二二二番一地先から 比企郡小川町大字中爪字カサ一一二五番一地先まで
県道	上尾蓮田線	上尾市本町三丁目九一六番一地先から 北足立郡伊奈町大字小室字志久四六九一番一地先まで
県道	川口上尾線	上尾市日の出三丁目一四五番一地先から 上尾市日の出三丁目二〇七番二地先まで

二 指定する期日

平成二十六年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ高三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空

障害物に接触しないよう十分に注意すること。

□ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

八 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためので、告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 八 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県加須市下三俣二九〇番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百八十九立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二二 一〇〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市大字笹井字北原八百三十一番七 他八十九筆

埼玉県飯能市大字芦荻場字上ノ原三百五十一番三 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百六十六・七立方メートル

浸透効果量 〇・一一一立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 八 一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市樋堀字前川原百八十一番一 他三十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百六十二・七一立方メートル

告示

埼玉県告示第四百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
妻沢 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
原市場 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 4 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 4 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 4 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 4 4	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
妻沢 5	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

天ヶ平 1	雨堤 3	雨堤 2	雨堤 1	桂木川 2	桂木川 1	烏嶽沢	瀬田沢	ゆの字	ての字 3	ての字 2	
県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊 県土整備事務所に備え 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

二
土砂災害特別警戒区域

天ヶ平 2	日向	杉ノ入	ふの字沢	みの字沢	るの字沢	きの字沢	系の字沢	ひの字沢	わの字沢
置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

土砂災害特別警戒

土砂災害特別警戒

土砂災害の発生

土砂災害の発生を

区域の名称	区域	原因となる自然現象の種類	防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
妻沢 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
原市場 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
妻沢 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
妻沢 4 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
妻沢 4 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。
妻沢 4 3	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。

妻沢 1 4	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 3	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 0	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
妻沢 1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

黒指 2 1	砂道上 1	井戸尻 1	大口原 2	大口原 1	日影 2	中屋敷 2	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

滝ノ上 1 2	滝ノ上 1 1	黒指 2 7	黒指 2 6	黒指 2 5	黒指 2 2	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

道上1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
竹ノ平2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
竹ノ平1 1	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
竹ノ平1 2	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
大鎌平	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
森向	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
黒指向	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

間野 182	間野 181	間野 17	川崎 4	間野 16	間野 15	間野 13	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>間野 19</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>間野 20</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>高指川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>宝平</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西宝窪</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>東宝窪</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

下川崎川2号	郷戸川	沢ノ入沢	上間野川	正木入 2	正木入 1	下間野川	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平面図等を埼玉県 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	所及び飯能市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上川崎川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>滑沢川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>南下間野川</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>観音寺沢</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>多和目</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西坂戸3丁目</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

	<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>澤又 2 2</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>澤又 2 3</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>けの字</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>みの字</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>この字</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>せの字</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び毛呂山町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>ての字 1</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所</p>

雨堤 1	桂木川 2	桂木川 1	烏嶽沢	瀬田沢	ゆの字	ての字 3	
平面図等を埼玉県 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

	<p>飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>		<p>飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>雨堤 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>天ヶ平 2</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>日向</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>杉ノ入</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>ふの字沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>
<p>きの字沢</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び毛呂山町役 場に備え置いて縦 覧に供する。</p>

わの字沢

平面図等を埼玉県
飯能県土整備事務
所及び毛呂山町役
場に備え置いて縦
覧に供する。

土石流

平面図等を埼玉県
飯能県土整備事務
所及び毛呂山町役
場に備え置いて縦
覧に供する。

告 示

埼玉県告示第四百九十号

都幾川・玉川都市計画区域の名称をときがわ都市計画区域に変更する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、人間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、所沢都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、人間都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、朝霞都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志木都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、和光都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、毛呂山・越生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、行田市都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、深谷都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、本庄都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、上尾都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、北本都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、坂戸都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百四十一号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第二百四十七号で告示した蕨都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

蕨市

二 都市計画事業の種類及び名称

蕨都市計画下水道事業蕨公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第五百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号及び平成十九年埼玉県告示第六百七号の事業地

に北野南三丁目、大字下富字駿河台、字月見原、字武野、字雪見原及び字柳野、大字神米金字向大、字月見崎、字出先、字稻荷前、字中台、字鳥久保、字月見ヶ台、字野鷄ヶ窪、字梅ヶ原、字稻荷木、字八雲ヶ原、字常盤原、字業平窪、字東原、字内出、字西ヶ原及び字飛鳥野、大字坂之下字清中前鶴、字前、字上、字中、字丸久保、字中道、字帖、字谷戸、字折口、字中谷戸、字南大谷戸及び字北大谷戸、大字牛沼字下山、字中台、字川端、字下川端、字下原、字武蔵野及び字北武蔵野並びに大字上山口字立中坂、字上道端、字チカタ、字大木下、字長窪脇、字元寺前、字長久保、字谷峯、字榎戸、字前畑、字ジンキオネ、字山際、字前久保、字中内手、字東峰、字西峰、字鳥居戸、字堤崎、字長峰下、字長峰、字堂入、字覚鎮及び字谷津を加え、所沢新町、北野二丁目、北野三丁目、北野南二丁目、三ヶ島三丁目、三ヶ島五丁目、小手指町二丁目、大字中新井字富士見台並びに大字中富字月野原を変更する。

八 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告示

埼玉県告示第五百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から

平成三十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第千四百九十一号、平成二年埼玉県告示第千九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第千三百四十一号、平成二十三年埼玉県告示第千三百九十一号の事業地のうち、富士見市大字勝瀬字寺山、字反町、山室一丁目、大字東大久保字金子街道、大字下南畑字島崎を変更し、富士見市大字下南畑字霞会を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第千三百四十一号、平成二十三年埼玉県告示第千三百九十一号の事業地に、富士見市山室一丁目、大字鶴馬字山室前、字畑下、字久保田、字内谷を加え、富士見市大字水子字薬師下、字石井前、字牛子、字谷ツ前、字岡ノ坂、字永島の事業地を変更する。

告示

埼玉県告示第五百四十五号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第六条第四項の規定により、予定建築物の用途を限り指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

市町村	土地の区域	予定建築物の用途
越生町	大字大谷の一部、大字西和田の一部及び大字成瀬の一部	流通業務・工業施設
滑川町	大字月輪の一部	流通業務・工業施設
嵐山町	大字越畑の一部	流通業務・工業施設
吉見町	大字長谷の一部	流通業務・工業施設

二 変更年月日

平成二十六年三月二十五日

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四十五条第二項の規定により、
久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第六号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三（に）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

変更に係る区域

三郷市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告 示

埼玉県告示第五百四十八号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）に基づく県税事務所に係る平成二十五年度の予算の執行に係る支出負担行為の確認、精算調書の確認及び審査並びに戻出決定の確認については、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第十項中「第十一号」を「第九号」に改める。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅 井 義 明

<p>路線名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡二丁目一五一三番二地先から同市上福岡三丁目一五二一番一〇地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年三月二十八日</p>
<p>備考</p>	<p>交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日川越県土整備事務所長告示第三十三号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長一四八・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能下名栗線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
山根三一〇番二地先まで	飯能市大字上赤工字松ノ西三六 四番地先から同市大字上赤工字	区 間
一九・〇五	九・六九	敷地の幅員 (メートル)
二二二・〇〇		延長 (メートル)
工事	自転車歩行者道整備	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>飯能下名栗線</p>	<p>路線名</p>
<p>飯能市大字上赤工字松ノ西三六四番地先から同市大字上赤工字山根三一〇番二地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年三月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十六年三月二十八日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二二一・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで	久喜市西大輪字原一七一番一 地先から同市東大輪字浅間下二〇九一番一	区 間
六四・二〇	二五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
八一・八〇		延長 (メートル)
る。	歩道の一部を区域除外するものである。	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十二月六日

指令川建セ第二 一 九二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十日

川建セ第二五 一五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字小川字中郷八一五番二の一部、八一六番二、八一六番六、八二二番一、八二二番三、八二二番六、八二二番七、八二三番一、八二三番三、八二三番五、八二三番六、八二四番一、八二四番三、八二四番四、八二五番一、八二五番二、八二五番三、八二五番五、八二五番六、八二五番七、八二五番八、八二六番一、八二六番二、八二六番三、八二六番四、八二六番六、八二六番七、八二七番一、八二八番一、八二九番一、八二九番一三、八二九番一四、八二九番一五、八二九番一六、八二九番一七、九 番一、九 一番一、九 二番一、九 二番二、九 五番一、九 六番一、九 七番二、八一六番二地先道路、九 番一地先道路、九 二番一地先水路、字大豆五駄九三四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県和光市本町五番三九号

ホンダ開発株式会社 代表取締役社長 暮林 正善

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年一月二十九日

指令川建セ第二五 九六一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十日

川建セ第二五 一五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字飯田字打越二七四番一、二七六番一、二七七番五、二

七九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年九月二十四日

指令川建セ第二五〇〇七六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十日

川建セ第二五〇一五八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字土塩字殿山七百九十七番、七百九十九番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字土塩七百九十九番地

贄田 一弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十月七日

指令川建セ第二五〇〇八七〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十日

川建セ第二五〇一六三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字新田一七三三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字南田島六二二番地一 マロン・ヴィラ C一〇二号室

鈴木 勤 鈴木 千恵子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年二月二十日

指令川建セ第二五 四六一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十四日

川建セ第二五 一五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字如意字竹林七三六番七、七四 番一、七四一番、七四

二番二、七四六番一、七四六番二、七四七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字如意七三六番地一

社会福祉法人かえで 理事長 齋藤 壽雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日

指令川建セ第二五〇〇八四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十四日

川建セ第二五〇一六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上猪字寺脇六九六番五

埼玉県比企郡川島町大字宮前字前山才一四七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上猪六九六番地

田中 悠紀子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五 一 五号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十五日

川建セ第二五 一五四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字大串字上西浦五一八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町東野一丁目一番二 シャン・ド・フルールA202

川村 朋之、川村 恵美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月二十一日

指令川建セ第二五 六 号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十六日

川建セ第二五 一六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字中新井字神明町一 二六番三、一 二六番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北本市西高尾六丁目一六一番地一 オークハイツツカサ302

林 裕子

告 示

埼玉県公営企業告示第二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十六年において埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）第二百二十条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和五十八年埼玉県公営企業告示第一号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。公営企業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

(2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者

チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者

リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、公営企業管理者が不適格と認める者

三 認定を受けるための要件

認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。

イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値

ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高

ハ 自己資本の額

四 認定申請の方法及び資格の有効期間

入札公告において定める。

告 示

埼玉県公営企業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等件名及び数量
応急給水用空気弁接続金具及び給水作業用付属品 300セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局財務課契約担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年1月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
睦機工商事株式会社 東京都目黒区洗足1丁目13番5号
- 5 契約金額
36,915,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告示

埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表中表の部分を次のように改める。

入院期間 が百八十 日を超え た日以後 の入院	非紹介患 者の初診		特別病室 の使用		区分	金額
一般病棟入院基本料及び専門病 院入院基本料を算定する場合	埼玉県立循環器・呼吸器病セン ター	埼玉県立がんセンター	埼玉県立がんセンター	特別病室A	特別病室A	一日につき 九、三三〇円
				特別病室B	特別病室B	一日につき 四、六六〇円
				特別病室C	特別病室C	一日につき 一三、五〇〇円
				特別病室D	特別病室D	一日につき 六、四八〇円
				特別病室E	特別病室E	一日につき 九、三四〇円
				特別病室F	特別病室F	一日につき 一二、九〇〇円
				特別病室G	特別病室G	一日につき 三、七五〇円
				特別病室A	特別病室A	一日につき 二五、七〇〇円
				特別病室B	特別病室B	一日につき 一五、四〇〇円
				特別病室C	特別病室C	一日につき 一四、四〇〇円
				特別病室D	特別病室D	一日につき 一三、三〇〇円
				特別病室E	特別病室E	一日につき 二、七〇〇円
				特別病室F	特別病室F	一日につき 二、七〇〇円
特別病室G	特別病室G	一日につき 四、三二〇円				

厚生労働大臣が定
める通算対象入院
料の基本点数に百
分の十五を乗じて
得た点数により算
定して得た額に百
分の百八（消費税
等が課されないも
の）にあつては、百

	身体検査（試験検査を除く。）	診療及び検査の項 第五号		薬価基準収載前の医薬品の投与 薬価基準収載医薬品の承認外投与 厚生労働大臣が定める回数を超えて受けた診療	歯科自費診療		H L A 自費検査（骨髄移植に係る血液検査）	埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金	家族性乳がん・卵巣がんの遺伝子検査の料金	乳がん予後予測遺伝子検査の料金		
		診療費	材料費									
					実費相当額	実費相当額	実費相当額					
				得た額	得た額	得た額	得た額					
				歯科診療報酬点数表に準じて得た額	歯科診療報酬点数表に準じて得た額	歯科診療報酬点数表に準じて得た額	歯科診療報酬点数表に準じて得た額					
				実費相当額	実費相当額	実費相当額	実費相当額					
				薬価基準に定める薬価の額	薬価基準に定める薬価の額	薬価基準に定める薬価の額	薬価基準に定める薬価の額					
				医科診療報酬点数表に準じて得た額	医科診療報酬点数表に準じて得た額	医科診療報酬点数表に準じて得た額	医科診療報酬点数表に準じて得た額					
				検査料 カウンセリング料 三十分につき	検査料 カウンセリング料 三十分につき	検査料 カウンセリング料 三十分につき	検査料 カウンセリング料 三十分につき					
				採血料	採血料	採血料	採血料					
				検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料	検査料 標本作製料 病理判断料 外来診療料					
				厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。	厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。	厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。	厚生労働大臣が定める算定方法に準じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。					
				百分の百（）を乗じて得た額	百分の百（）を乗じて得た額	百分の百（）を乗じて得た額	百分の百（）を乗じて得た額					

ツベルクリン反応検査及び予防接種

厚生労働大臣が定める算定方法の規定に定めがない薬剤料等は、使用薬剤等の購入価額を基準として百分の百八を乗じて得た額とする。

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これらを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十六年において埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登録された者とする。
- 二 認定を受けることができない者
 - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - ロ 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）第六百六十八条の規定により、埼玉県下水道事業管理者及びその委任を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ハ 埼玉県下水道局建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業告示第七号）第三条の規定により、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
 - ニ 入札公告日以後開札日までに、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
 - ホ 入札公告日以後開札日までに、埼玉県下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱（平成二十二年四月一日施行。埼玉県下水道事業管理者決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
 - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受

けていない者

- (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、埼玉県下水道事業管理者が不適格と認める者
- 三 認定を受けるための要件
認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
- イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
- ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
- ハ 自己資本の額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
入札公告において定める。

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白鳥 敏 男

埼玉県収用委員会運営規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会運営規程（昭和六十一年埼玉県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「欠けた日から十日以内に」を「速やかに」に改める。

第五条第一項中「次項及び第十三条において」を「以下」に改め、同条第二項中「指定された委員」の下に「（以下「長たる指名委員」という。）を加える。

第六条第一項中「（以下「事務局」という。）」を削り、「職員」の下に「（以下「職員」という。）」を加え、同条第二項中「事務局の」を削る。

第七条中「議案」を「議題」に改める。

第八条第三項を削り、同条第二項中第四号を第三号とし、第五号中「事務局の」を削り、第五号を第四号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 議題及び議事の概要

第十条から第十三条までを削り、第九条の次に次の七条を加える。

（発言の許可）

第十条 委員及び審理に出席する当事者は、収用委員会が行う審理において発言しようとするときは、会長又は長たる指名委員の許可を受けなければならない。

（傍聴）

第十一条 会長又は長たる指名委員は、審理の会場における秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴につき、傍聴席に相応する傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴させるものとする。

2 傍聴券の交付を受けて審理を傍聴しようとする者は、職員から要求を受けるときは、傍聴券を提示しなければならない。

3 会長又は長たる指名委員は、次に掲げる物の審理会場への持ち込みを禁止することができる。

- 一 凶器、爆発物その他危険を伴うおそれのある物
- 二 ビラ、プラカード、旗、横断幕その他これらに類する物
- 三 笛、太鼓その他これらに類する物

四 その他審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物

4 会長又は長たる指名委員は、前項の規定による禁止の命令に従わない者、めいてい者その他審理会場において審理を妨げ、又は不当な行状をすることを疑うに足りる顕著な事情があると認められる者の審理会場への入場を禁止することができる。

5 傍聴人は審理を傍聴するに当たっては次に掲げる事項を守らなければならない。

一 審理会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと

二 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと

三 はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的な行為をしないこと

四 飲食又は喫煙をしないこと

五 他人に迷惑になる行為をしないこと

六 その他審理会場の秩序を乱し、又は審理の妨害となるような行為をしないこと

(写真撮影等の禁止)

第十二条 収用委員会が行う審理に出席する当事者及び傍聴人は、審理の会場において、写真、動画等を撮影し、録音若しくは録画又は中継をしてはならない。ただし、あらかじめ会長又は長たる指名委員の許可を受けた場合はこの限りではない。

(審理秩序の維持のための措置)

第十三条 会長又は長たる指名委員は、暴言、けん騒その他不穏な言動により審理の公正を妨げる者に対し退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(審理調書)

第十四条 収用委員会は、審理の期日ごとに審理調書を作成するものとする。

2 審理調書には、次の事項を記載し、会長又は長たる指名委員がこれに署名押印するものとする。

一 事件番号及び事件名

二 日時

三 場所

四 審理の公開、非公開の別

五 出席した委員の氏名

六 審理に立ち会った職員の職氏名

七 当事者の氏名（代理人が出席したときはその氏名）及びその出席、欠席の別並びに出席した参考人、鑑定人等の氏名及び住所

八 審理手続の要領

九 その他会長又は長たる指名委員が必要とする事項

3 前項第八号に規定する審理手続の要領には、次の事項を記載するものとする。

一 審理を非公開とした場合はその理由

二 書面を作らないうでした収用委員会の決定

三 会長又は長たる指名委員が告知した事項

四 会長又は長たる指名委員が記載することとした事項及び当事者の請求により会長又は長たる指名委員が記載することを認めた事項

五 参考人又は鑑定人の審問の結果

（調査調書）

第十五条 収用委員会は、審理の期日のほかに、審理又は調査のため、当事者若しくは参考人を審問し、又は現地について土地若しくは物件を調査以下「現地調査」という。）したときは、調査調書を作成するものとする。

2 調査調書には、次の事項を記載し、会長の指名する委員がこれに署名押印するものとする。

一 事件番号及び事件名

二 日時

三 場所

四 出席した委員の氏名

五 審問又は調査に立ち会った職員の職氏名

六 出頭した当事者の氏名又は参考人の氏名、住所

七 調査手続の要領

八 その他収用委員会又は指名委員が必要とする事項

3 前項第七号に規定する調査手続の要領には、次の事項を記載するものとする。

一 当事者又は参考人を審問したとき

イ 収用委員会又は指名委員が審問した事項

ロ イの規定による審問事項に対する当事者又は参考人の陳述

ハ 収用委員会又は指名委員が当事者又は参考人に告知した事項

二 収用委員会又は指名委員が記載することとした事項及び当事者又は参考人の請求により収用委員会又は指名委員が記載することを認めた事項

二 現地調査をしたとき

イ 収用委員会又は指名委員が調査した事項

ロ イの規定による調査事項に関する図面及び写真等

ハ 収用委員会又は指名委員が立ち会った当事者に告知した事項

二 収用委員会又は指名委員が記載することとした事項及び立ち会った当事者の請求により収用委員会又は指名委員が記載することを認めた事項

4 第一項から前項までの規定は、職員が現地調査を実施した場合に準用する。

(実施細目)

第十六条 この告示に定めるもののほか、収用委員会の会議その他運営に関し必要な事項は、その都度収用委員会の議決によって定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

埼玉県収用委員会の審理の傍聴に関する規程を廃止する告示を次のとおり定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の審理の傍聴に関する規程を廃止する告示

埼玉県収用委員審理の傍聴に関する規程（昭和五十年埼玉県収用委員会告示第一号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第三号

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改める。

第二条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県収用委員会告示第四号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県収用委員会会長 白 鳥 敏 男

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第十三条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

第九条第一項第一号イ中「運転免許証」の下に「、運転経歴証明書」を加え、「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を委員会に提出すれば足りる。

- 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- 二 その者（県外に住所を有する者に限る。以下この号において同じ。）の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

第二十一条を第二十二条とする。

第二十条中「埼玉県総務部県政情報センター」を「埼玉県県民生活部県政情報センター」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「埼玉県総務部県政情報センター所長」を「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(事実の公表の方法)

第十九条 条例第五十六条第一項の規定による事実の公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うほか、県民に広く周知することができる方法により行うものとする。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書（以下この項において「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この項において「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

雑報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金について、次のとおり変更するので、同法第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県道路公社理事長 伊藤 宏治

一 有料道路名

- ア 狭山環状有料道路
- イ 新見沼大橋有料道路
- ウ 皆野寄居有料道路

二 路線名

- ア 県道所沢堀兼狭山線
県道堀兼根岸線
- イ 一般国道四六三号
- ウ 一般国道一四〇号

三 有料道路の区間

- ア 埼玉県狭山市狭山から埼玉県狭山市柏原まで
- イ 埼玉県さいたま市緑区芝原三丁目から埼玉県さいたま市緑区大字大崎まで

- ウ 埼玉県大里郡寄居町大字風布から埼玉県秩父郡皆野町大字皆野まで

四 料金

別表のとおり

五 実施年月日

平成二十六年四月一日

(別 表)

ア 狭山環状有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車()	大型車()	軽車両等
料金の額	150	270	580	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車()	大型車()	軽車両等
料金の額	150	280	600	20

イ 新見沼大橋有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車()	大型車()	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	250	560	100	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車()	大型車()	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	260	580	100	20

ウ 皆野寄居有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	410	510	660	1,120	300	40

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	420	520	680	1,150	310	40

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、所沢市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

所沢市営住宅条例施行規則（平成九年十二月二十六日規則第四十二号）別表

第一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川越市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川越市市営住宅条例施行規則（平成九年九月三十日規則第三十五号）別表第

一（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで